

資源循環による環境負荷の低減

～ごみのスリム化へ みんなで取り組む循環型のまち あきふちゅう～

府中町ごみ処理基本計画

平成 28（2016）年度～令和 7（2025）年度

〔改定版〕

令和 5（2023）年 3 月



府中町ごみ処理基本計画 目次

第1編

計画の基本的事項

- 1.1 計画の基本的考え方 1
- 1.2 計画前期の取り組み 11

第2編

ごみ処理の現状及び課題

- 2.1 ごみ処理の現状 19
- 2.2 ごみ排出量の予測 48
- 2.3 ごみ処理の課題 53

第3編

ごみ処理の施策

- 3.1 基本理念 57
- 3.2 基本方針 58
- 3.3 数値目標 59
- 3.4 目標達成に向けた具体的施策 67
- 3.5 計画の進捗管理 86
- 3.6 ごみ発生量及び処分量の見込み 88
- 3.7 ごみの適正処理に関する事項 90
- 3.8 ごみ処理施設の整備に関する事項 97



第1編

計画の基本的事項

- 1.1 計画の基本的考え方
- 1.2 計画前期の取り組み

1.1 計画の基本的考え方

計画の目的

府中町ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）」第6条第1項の規定に基づき策定する計画です。

ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定め、循環型社会の形成に向けた取り組みを総合的かつ計画的に推進します。

●循環型社会の形成に向けて

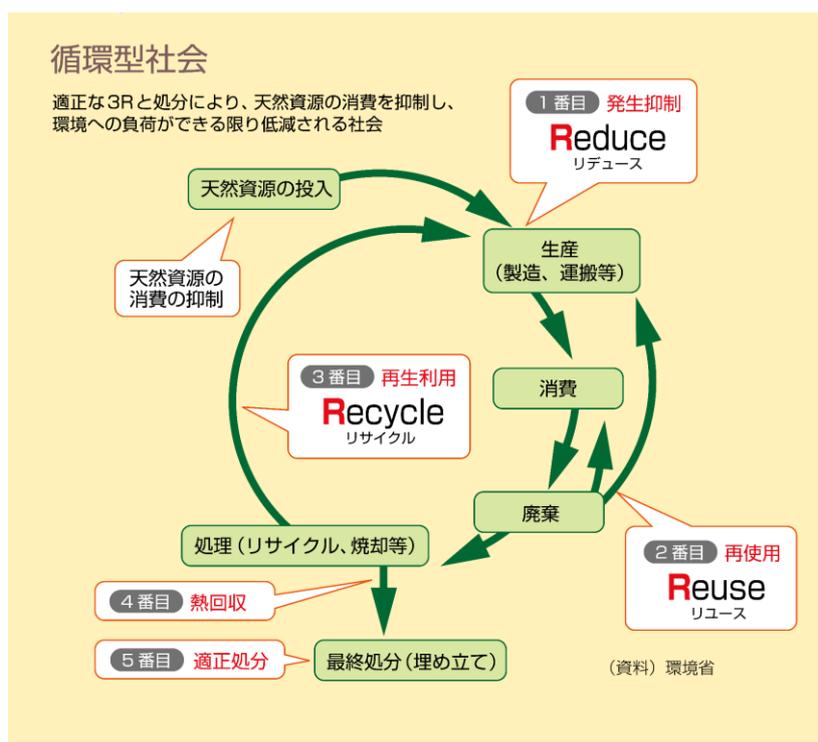
循環型社会とは、廃棄物の発生抑制、資源の循環的な利用、適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のことです。

環境への負荷を減らし、限りある資源を次世代へ継承していくためには、リデュース（排出抑制）とリユース（再使用）を優先しながら、資源の分別などのリサイクルを徹底し、3Rの推進に取り組むことが重要です。

普段の生活や事業のなかで、ごみになるものは買わない・断る・作らない、再使用できる物や再品を選ぶ、物は手入れや修理をしながら長く大切に使うなど「もったいない」の精神により、「ごみを発生させない」ライフスタイル・事業活動への転換が求められています。

当町では、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任において、ごみを発生させないリデュース、リユースをより重視した3Rを推進し、循環型社会の形成を目指します。

図表 1-1 循環型社会のイメージ



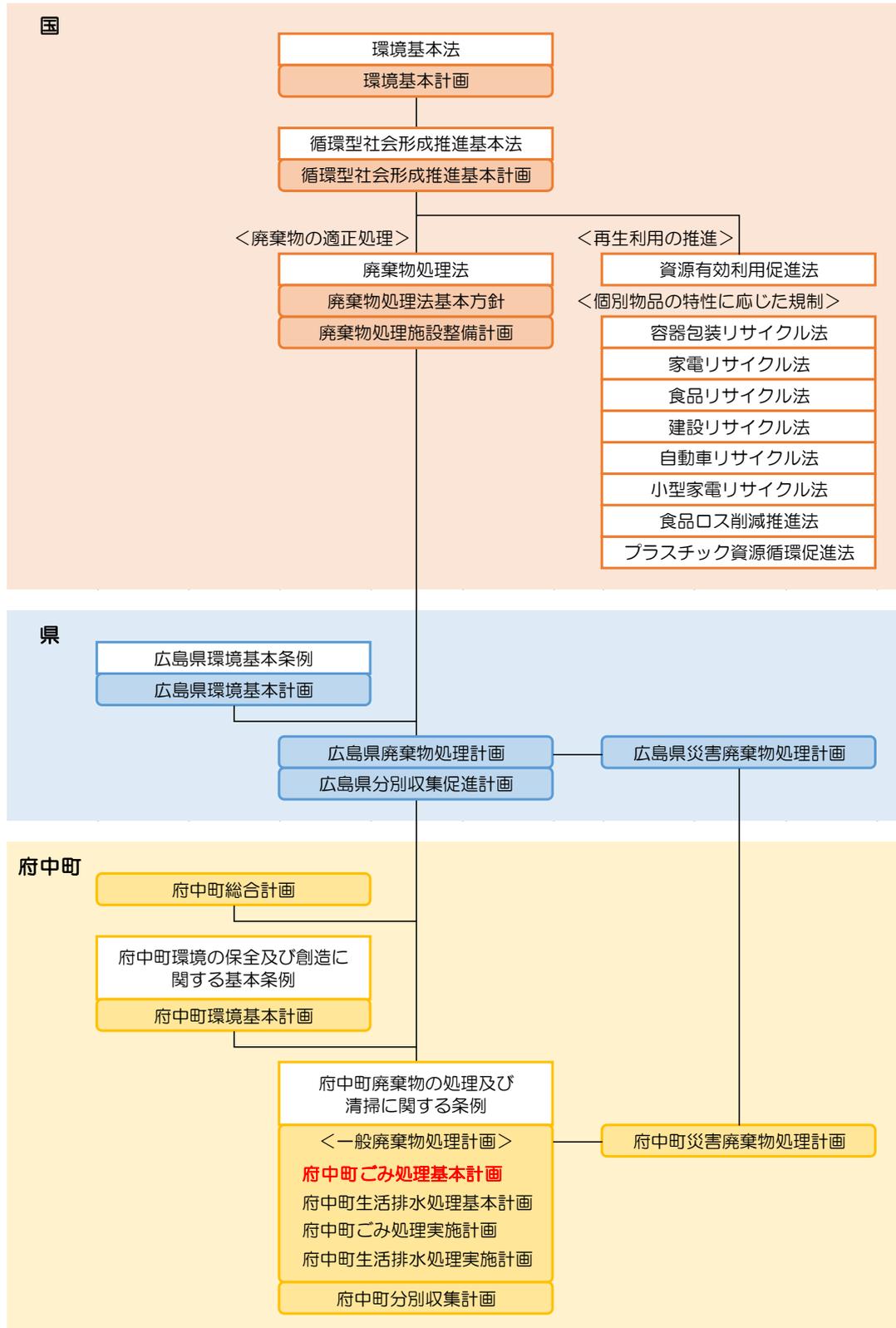
出典：3Rまなびあいブック（環境省）

計画の位置づけ

府中町ごみ処理基本計画の位置づけは、次のとおりです。

循環型社会の形成に向けて、関連する国や県、町の他の計画等との関係も考慮した計画とします。

図表 1-2 計画の位置づけ



計画期間・目標年度

計画期間は、平成 28（2016）年度から 10 年間とし、令和 7（2025）年度を目標年度とします。

今回は、計画の中間見直しとして、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度の見直しを行います。

（以下、見直し後の計画は「本計画」とします。）

計画期間：平成 28（2016）年度から令和 7（2025）年度までの 10 年間

目標年度：令和 7（2025）年度

計画の対象地域

本計画の対象地域は、当町の全域とします。

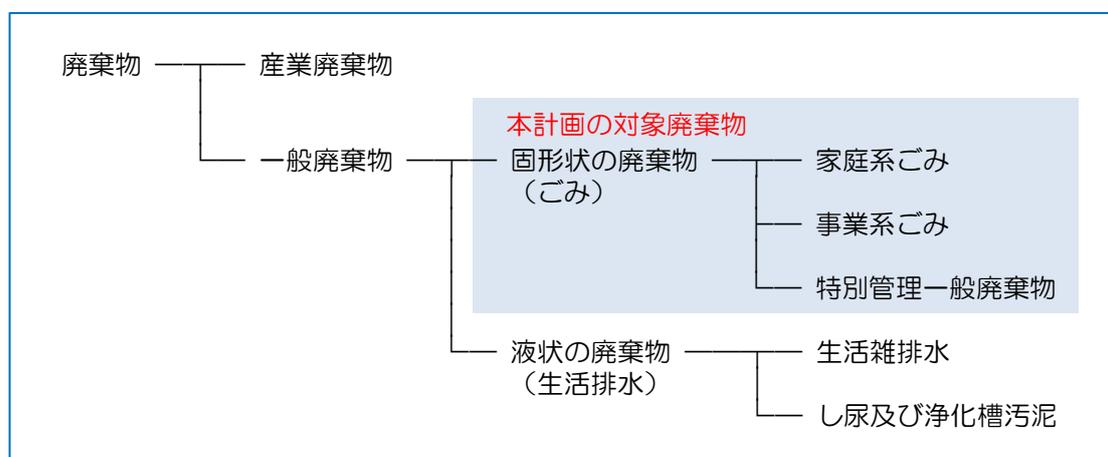
計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、当町で発生する固形状の一般廃棄物とします。

一般廃棄物は、産業廃棄物（事業活動に伴い生じる廃棄物のうち法令で定める 20 種類）以外の廃棄物です。また、一般廃棄物は、固形状の廃棄物（ごみ）と液状の廃棄物（生活排水）があります。そのうち、固形状の一般廃棄物（ごみ）が本計画の対象となります。

なお、液状の廃棄物（生活排水）については別途、「生活排水処理基本計画」により、廃棄物の処理に関する事項を定めます。

図表 1-3 対象廃棄物の範囲



計画見直しの趣旨

当町では、平成 28（2016）年 3 月に府中町ごみ処理基本計画を策定し、「資源循環による環境負荷の低減」に向けて、ごみの減量化、資源化、適正処理を進めてきました。

令和 7（2025）年度を目標年度とする現計画が中間目標年度を経過したことから、現計画の見直しを行いました。なお、今回の見直しでは、現計画の基本理念や基本方針は継続しつつ、ごみ排出量及び処理量等の実績や社会情勢の変化を踏まえた計画内容の見直しを行いました。

これにより、これまでの取り組みに加え、新たな課題に対する取り組みを進め、「資源循環による環境負荷の低減」に向けた施策をさらに推進します。

廃棄物に関する国・県等の動向

平成 28（2016）年度に持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を決定して以降、SDGs の考え方が経済・社会・環境の 3 つの側面に広く浸透しており、廃棄物に関する分野においても「持続可能な消費と生産」という大きな目標が関連しています。

また、現計画の策定以降、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「第四次循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）」の閣議決定や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の構造に対し、食べ物を捨てない社会を目指すべく「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）」、また、プラスチックの資源循環を推進するために「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）」が施行されたところです。

図表 1-4 現計画策定以降の廃棄物に関する国・県等の動向

年度	国際的な動向	国・県の動向
H28 (2016)		・持続可能な開発目標（SDGs）実施指針決定（H28.12）
H29 (2017)	・国連環境総会にて「海洋プラスチックごみ及びマイクロプラスチック」に関する決議を採択（H29.12）	・気候変動適応法案の閣議決定（H30.2）
H30 (2018)		・「第五次環境基本計画」閣議決定（H30.4） ・「第四次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定（H30.6）
R元 (2019)	・G20 大阪サミット「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有（R元.6） ・「国連気候行動サミット 2019」開催（R元.9） ・国連気候変動枠組条約第 25 回締約国会議開催（R元.12）	・「プラスチック資源循環戦略」閣議決定（R元.5） ・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」閣議決定（R元.6） ・食品ロスの削減の推進に関する法律施行（R元.10）
R2 (2020)		・プラスチック製買物袋の有料化（R2.7） ・第 5 次広島県環境基本計画策定（R3.3） ・第 5 次広島県廃棄物処理計画策定（R3.3）
R3 (2021)		・「地球温暖化対策計画」閣議決定（R3.10）
R4 (2022)		・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行（R4.4）

SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

当町においても、本計画に基づき、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)をより重視した3Rの取り組みや、食品ロス削減などの取り組みを、住民・事業者と協働で進めていきます。本計画に関係するゴールは次の5つです。

●本計画に関係する5つのゴール



食品ロス削減

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、生産、製造、流通、販売、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。

食品ロスに関する問題は、SDGsで、ターゲットの1つとして盛り込まれる等、世界的にも大きな課題となっています。また、食品ロスによる食品廃棄物の焼却処理は、温室効果ガスを発生させることから、地球温暖化にもつながっています。

当町においても、住民・事業者・行政が相互に連携・協力し、生活や事業活動において食品ロス削減の取り組みを進める必要があります。



資料) 食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢(農林水産省)

プラスチックに係る資源循環の促進

海洋プラスチックごみによる海洋汚染などの問題が国際的にも注目される中、政府では、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底して削減する等により、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継ぐことを目指すこととされました。

さらに、令和4（2022）年4月にはプラスチック資源循環促進法が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進し、循環経済への移行を進めるものとしており、その一環として市区町村が行うプラスチック資源の分別収集・リサイクルを促進するための措置が設けられています。



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が2022年4月1日からスタート!

地域の概況

位置

当町は、広島市の市街地の東部に位置し、周囲を広島市東区、南区、安芸区に囲まれています。町域は東西 4.18 km、南北 5.20 km で、面積は 10.41 km² です。

地形は、北東部に標高 592m を最高に 200m 前後の山地が連なり、南西部には低地が広がっています。低地部は概ね市街化され、丘陵部に向けても住宅団地が造成されています。

主要な河川は、府中大川、榎川で、町域の南西部に沿って流下し、猿猴川に合流し、瀬戸内海に注いでいます。

また、気候は、瀬戸内海に面した地域の特徴である、温暖で比較的降水量の少ない気候です。過去 10 年間の年平均気温は 16.6℃、降水量は年間約 1,660mm です。

図表 1-5 府中町の位置

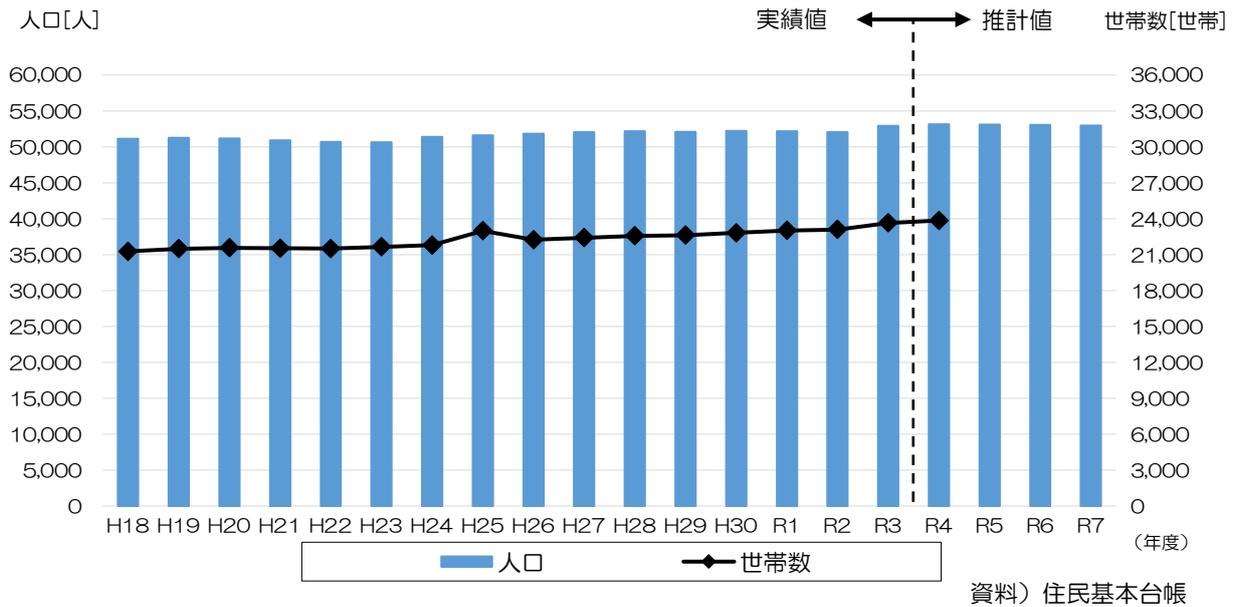


人口・世帯数

平成 20（2008）年以降、人口は減少傾向にありましたが、平成 23（2011）年から増加に転じ、令和 3（2021）年 10 月 1 日現在で 52,921 人となっています。また、世帯数は増加傾向で推移しており、23,645 世帯となっています。

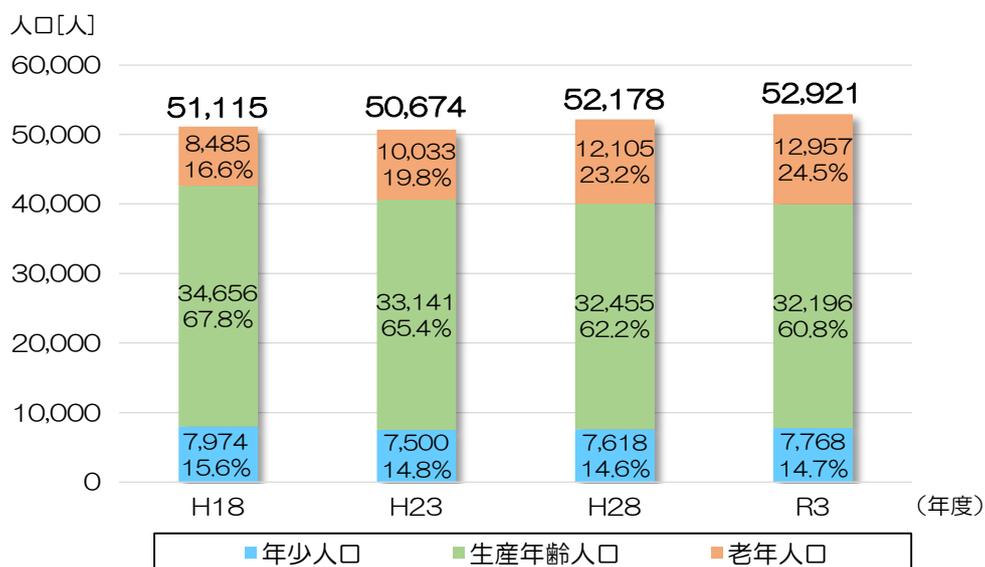
また、将来人口は、ほぼ横ばいで推移し、平成 7（2025）年は 53,000 人と推計しています。

図表 1-6（1）人口・世帯数の動き



年齢3区分別人口の5年毎の推移は、14 歳以下の年少人口及び 15 歳～64 歳の生産年齢人口の割合が減少し、65 歳以上の老年人口の割合が増加しています。

図表 1-6（2）年齢3区分別人口の動き（5年毎の推移）



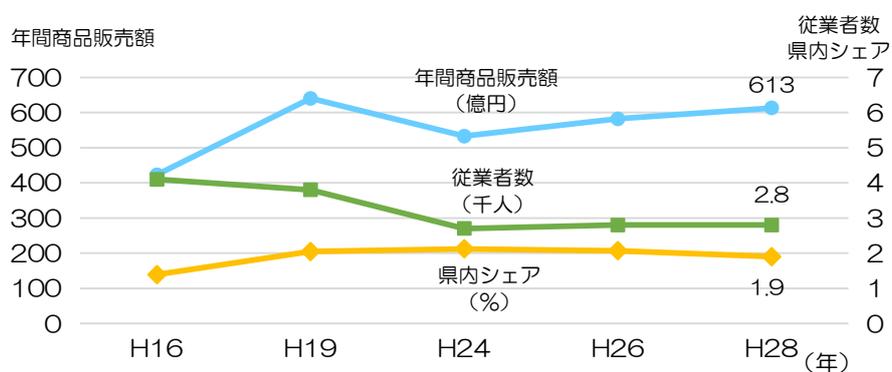
産業の動向

●商業

小売業年間商品販売額※は、平成 24（2012）年に減少しましたが、その後増加し、平成 28（2016）年にはイオンモール広島府中の増床などにより 613 億円にまで増加しています。しかし、令和 2（2020）年以降は新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明な状況が続いています。

また、従業者数は、平成 24（2012）年に減少し、平成 28（2016）年には 2,773 人となっています。

図表 1-7 商業の動向

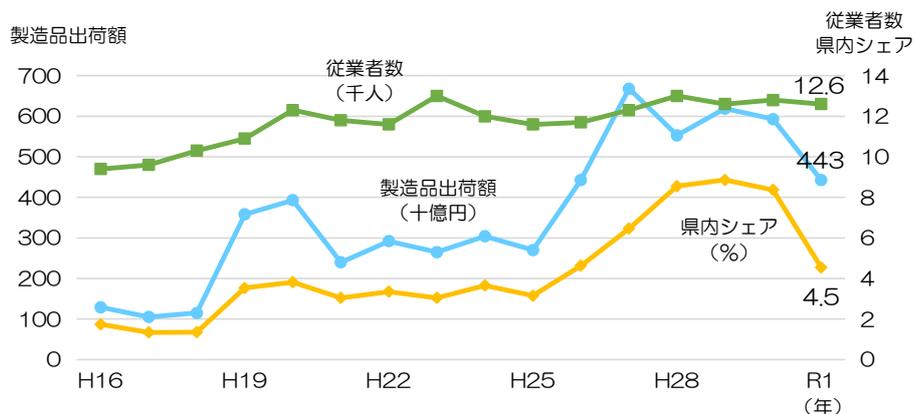


資料) 商業統計調査・経済センサス

●工業

製造品出荷額等※は、平成 21（2009）年以降横ばいで推移し、平成 25（2013）年から大幅な増加傾向に転じましたが、令和元（2019）年には 4,430 億円、県内シェア 4.5% となっています。また、従業者数は、12,622 人となっています。

図表 1-8 工業の動向



資料) 工業統計調査

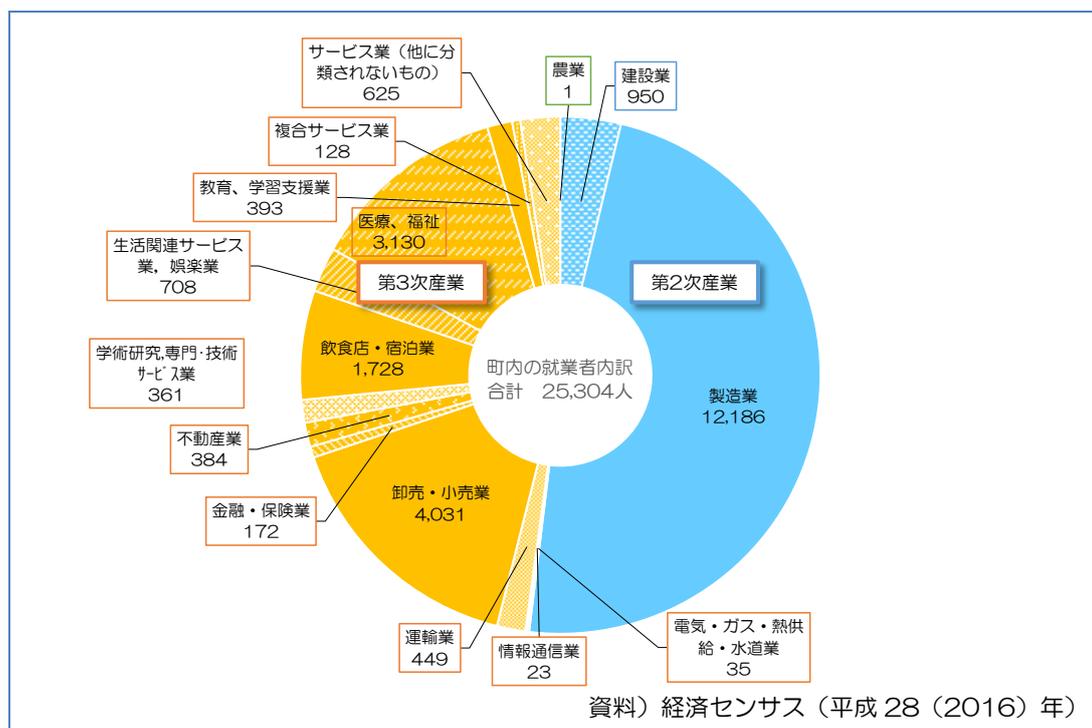
※ 小売業年間商品販売額：商品を販売する事業所における1年間の販売額

※ 製造品出荷額等：事業所が所有する原材料によって製造されたものを1年間に事業所から出荷した場合の工場出荷額

●産業別就業者数

第2次、第3次産業がほぼ半々となっています。産業大分類別では、製造業が 12,186 人（48.2%）で最も多く、次いで卸売・小売業 4,031 人（15.9%）、医療・福祉 3,130 人（12.4%）となっています。

図表 1-9 産業別就業者数

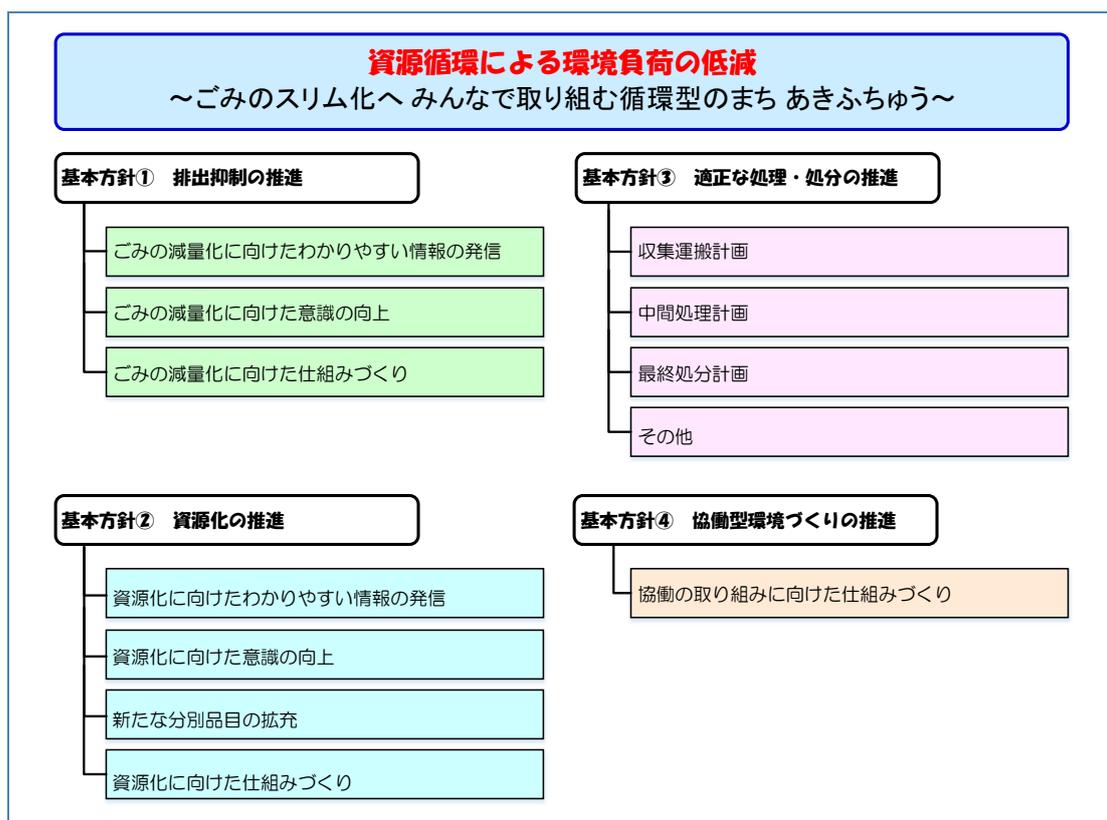


1.2 計画前期の取り組み

現計画における施策の体系

現計画では、「資源循環による環境負荷の低減」を基本理念に掲げ、その実現に向けて、「排出抑制の推進」、「資源化の推進」、「適正な処理・処分の推進」、「協働型環境づくりの推進」を基本方針として、施策・取り組みを進めてきました。

図表 1-10 現計画における施策の体系



取り組み実施状況

基本方針① 排出抑制の推進

広報紙、ホームページ、啓発冊子、環境学習講座や環境イベントなど、様々な機会を通じてごみの排出抑制を呼びかけました。また、使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用や、「使いきり」、「食べきり」、「水切り」など、具体的な取り組みの情報発信と啓発を行いました。

排出抑制、適正分別の推進に向けて、新たな情報発信ツールとして平成 29（2017）年度に「ごみ分別アプリ」を導入し、「家庭ごみの正しい出し方」や「事業系ごみ 減量・リサイクルガイドブック」と併せて、情報を伝える手段の多様化、内容の拡充を図りました。

循環型社会の推進に向けては、まず「リデュース」によりごみの発生を減らしていくことが重要です。引き続き、様々な機会を通じて積極的にごみ減量を呼びかけていく必要があります。

事業系ごみ排出量は基準年度を上回る状況が続いています。事業系ごみの削減を実効的に推進していく仕組みづくりが必要です。

ごみ処理手数料の適正化については、ごみ減量化・資源化施策を優先して推進することとし、一定期間にわたりごみ排出量が増加するなど、ごみの減量化が図られない場合に、導入を検討することとしました。しかし、家庭系大型ごみは、増加傾向にあり、基準年度を上回る状況が続いています。また、大型ごみの排出量が増加傾向にあり、区域外からの持ち込みも確認されています。家庭系ごみ有料化による効果や課題等の最新の動向を整理するなど、ごみ処理手数料全体の適正なあり方を引き続き調査研究していく必要があります。

●基本施策「ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進	実施	実施	実施	実施	実施	実施
2	マイバッグ（買い物袋）持参や簡易包装の推進	実施	実施	実施	実施	実施	実施
3	生ごみの減量化の推進	実施	実施	実施	実施	実施	実施
4	家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充	調査	検討	実施	啓発	啓発	啓発
5	事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書の作成	調査	準備	実施	啓発	啓発	啓発
6	新たな情報発信ツールの導入	調査	実施	実施	実施	実施	実施

●基本施策「ごみの減量化に向けた意識の向上」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
7	事業系ごみの展開検査の実施	調査	検討	検討	未実施	未実施	未実施

●基本施策「ごみの減量化に向けた仕組みづくり」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
8	多量排出事業者による（仮称）減量計画書の作成	調査	検討	未実施	未実施	未実施	未実施
9	ごみ処理手数料の適正化	-	調査	検討	-	検討	-

基本方針② 資源化の推進

広報紙、ホームページ、啓発冊子、環境学習講座や環境イベントなど、様々な機会を通じて3Rに関する啓発を行い、資源循環による環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を呼びかけました。

平成30（2018）年度から有価物の分別品目を拡充し、雑がみ収集を開始しました。紙類の収集量が増加しており、雑紙資源化の効果と考えられます。しかし、普通ごみの約3割が紙類であり、その中には、資源物として資源化できるものが多く混入しています。雑がみ等の資源物を適正に分別し、資源化を推進する必要があります。

プラスチック類は、焼却施設の熱源として焼却処理しています。令和4（2022）年に施行されたプラスチック資源循環促進法を踏まえ、次期広域ごみ処理施設の検討においては、プラスチック類の資源化による焼却量削減も含めて、関係機関と連携して調査・検討する必要があります。

●基本施策「資源化に向けたわかりやすい情報の発信」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
10	資源回収拠点の設置店の紹介	-	実施	実施	実施	実施	実施

●基本施策「資源化に向けた意識の向上」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
11	3Rに関する環境教育の実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施
12	ごみ減量化・リサイクルの取り組みへの表彰制度などの導入	調査	検討	未実施	未実施	未実施	未実施

●基本施策「新たな分別品目の拡充」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
13	雑がみの資源化の実施	調査	検討	実施	啓発	啓発	啓発
14	プラスチック類の資源化の推進	-	検討	-	-	検討	-
15	紙おむつの資源化の推進	調査	検討	-	-	-	-
16	生ごみの資源化の推進	調査	検討	-	-	-	-
17	剪定枝の資源化の推進	調査	検討	-	-	-	-

●基本施策「資源化に向けた仕組みづくり」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
18	集団回収の実態の把握	調査	実施	実施	実施	実施	実施
19	資源回収拠点の整備	調査	検討	検討	-	-	-

基本方針③ 適正な処理・処分の推進

ごみの排出が困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、平成 30（2018）年度から有料による大型ごみの戸別収集を開始しました。また、令和 5（2023）年度から大型ごみ以外の戸別収集を計画しています。

広域焼却施設の安芸クリーンセンターは、平成 27（2015）～29（2017）年度に基幹的設備改良工事を行い、15 年程度の延命化が図られました。なお、次期広域ごみ処理施設については、安芸地区衛生施設管理組合衛生担当課長会議において、令和 4（2022）年度から検討を行うこととしています。

また、廃棄物の最終処分は、広島県環境保全公社の出島処分場で埋立処分しています。県の動向を踏まえて今後の対応を検討していくこととしています。

不法投棄防止の広報・啓発、巡回監視パトロール等により不法投棄防止対策を講じていますが、不法投棄が後を絶たちません。大型ごみの排出量が増加傾向にあり、区域外からの持ち込みも確認されています。不法投棄対策、監視体制の強化が必要です。

平成 30（2018）年度に府中町災害廃棄物処理計画を策定しました。なお、災害廃棄物処理に係る初動マニュアルについては、令和 4（2022）年度に策定を予定しています。適宜点検と必要な見直しを行い、災害発生時の実効性を確保しておく必要があります。

●基本施策「収集運搬計画」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
20	新たな中間処理体制を考慮した収集運搬体制の構築	-	検討	実施	-	検討	-
21	（仮称）ふれあい収集の推進	調査	検討	実施	-	検討	検討

●基本施策「中間処理計画」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
22	新たな中間処理体制の構築	-	-	-	-	-	-

●基本施策「最終処分計画」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
23	新たな最終処分場の整備に向けた調整	-	調査	調査	調査	調査	調査

●基本施策「その他」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
24	不法投棄対策	実施	実施	実施	実施	実施	実施
25	特別管理一般廃棄物の適正処理	実施	実施	実施	実施	実施	実施
26	適正処理困難物の適正処理	実施	実施	実施	実施	実施	実施
27	災害廃棄物対策	-	実施	-	-	-	-

基本方針④ 協働型環境づくりの推進

住民・事業者・行政が連携し、環境学習講座や環境イベントを実施し、最も身近な環境問題として、ごみ問題に対する意識の向上や取り組みの実践につながる啓発を進めました。なお、令和2（2020）年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座やイベント等の実施を中止しました。

計画の進行管理については、令和元（2019）年度以降、年次評価、年次報告書の作成・公表ができていません。計画の実効性を確保していくためには、町による計画の進行管理の徹底が重要であり、実効的な仕組みづくりが必要です。

●基本施策「協働の取り組みに向けた仕組みづくり」

取組番号	取組項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3
28	環境学習講座や見学会の実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施
29	住民団体・事業者・行政が協働で行うイベントの企画・実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施
30	協働で行う計画の進捗管理	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施

アンケート調査の概要

アンケート調査結果の詳細は、資料編を参照してください。

町民アンケート調査

実施時期 令和4（2022）年8月（郵送により配布・回収）

対象 町内に居住する15歳以上の町民3,000人

回収率 43.3%（配布数3,000票、回収数1,299票）

●ごみの処理やリサイクルについての関心をお聞かせください。



「とても関心がある」、「どちらかといえば関心がある」の合計が87.7%となっており、ごみの処理やリサイクルに対して関心が高いことがわかりました。

よりわかりやすく、より伝わる広報・啓発により、ごみ減量・リサイクルに向けた行動の普及を図っていくことが重要です。

●「生ごみの水切り」、「食品の使いきり・食べきり」などによって、生ごみをどのくらい減らせると思われますか。



「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が79.2%となっており、生ごみを減らせるという意識が高いことがわかりました。

様々な機会を通じて具体的な手法や効果等をわかりやすく情報提供し、その実践を促し、生ごみの減量、食品ロスの削減を進めていく必要があります。

●資源化できる紙類、布類などを適正に分別することにより、普通ごみをどのくらい減らせると思われますか。



「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が79.9%となっており、普通ごみの中に資源物が混入していると認識している割合が高いことがわかりました。

多様な媒体により適正分別の啓発・情報提供により、分別可能な資源物の適正分別の実践を促し、普通ごみ減量・資源物の資源化をさらに進めていく必要があります。

事業者アンケート調査

実施時期 令和4(2022)年8月(郵送により配布・回収)

対象 町内の350事業所

回収率 38.9%(配布数350票、回収数136票)

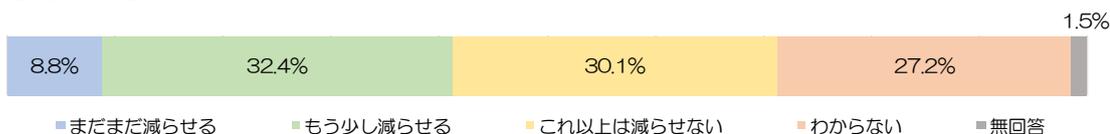
●貴事業所において、ごみの減量化やリサイクルの取組状況をお聞かせください。



「常に実践している」、「少し実践している」の合計が79.4%となっている一方で、「あまり実践していない」、「まったく実践していない」の合計が19.8%となっています。

様々な手法により、ごみ減量・リサイクルへの理解を高めていくことが重要です。

●賞味期限切れや売れ残り商品などの削減によって、厨芥類(生ごみ)をどのくらい減らせるとお考えですか。



「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が41.2%となっており、業種等の特性によりごみの性状に顕著な差があるものの、約4割の事業者が生ごみを減らせると意識していることがわかりました。

様々な機会を通じて理解を高め、食品ロスの削減を進めていく必要があります。

●資源化できる紙類、プラスチック類を適正に分別することにより、普通ごみをどのくらい減らせるとお考えですか。



「まだまだ減らせる」、「もう少し減らせる」の合計が58.1%となっており、約6割の事業者が、普通ごみの中に資源物が混入していると認識していることがわかりました。

様々な機会を通じて適正分別の啓発・情報提供により、普通ごみの適正分別による減量化をさらに進めていく必要があります。

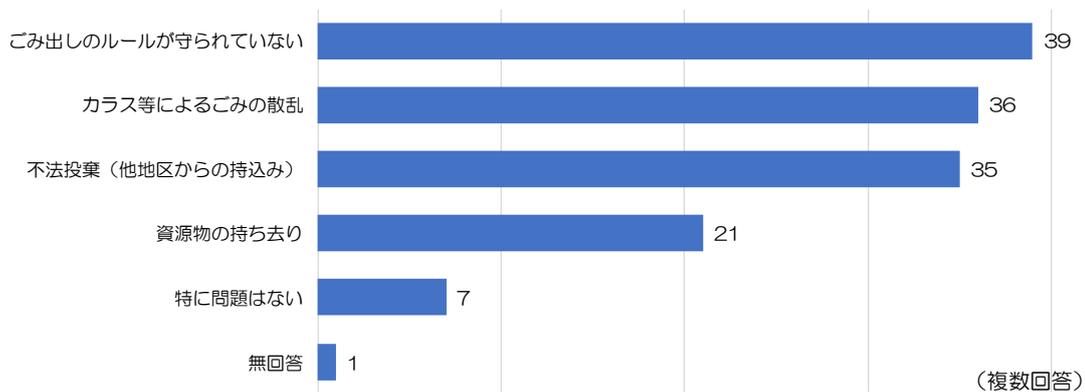
町内会アンケート調査

実施時期 令和4（2022）年8月（郵送により配布・回収）

対象 67町内会

回収率 91.0%（配布数67票、回収数61票）

●ごみステーションで問題となっていることについてお聞かせください。



「ごみ出しのルールが守られていない」が最も多く、「カラス等によるごみの散乱」、「不法投棄（他地区からの持ち込み）」、「資源物の持ち去り」が多くなっています。

適正分別・適正排出の徹底を図るとともに、町内会と連携してごみステーションの清潔を維持していく必要があります。

また、不法投棄対策、資源物の持ち去り対策の強化が必要です。

<その他の主な意見>

- ・環境センターと環境課の違いが良く分からない。統合してはどうか。
 - ・土・日曜日も月数回は、環境センターへの持ち込みができるようにしてもらいたい。
 - ・ごみを収集する人が、こぼれたごみを丁寧に拾い集めて持ち帰ってくれるのでありがたい。
 - ・ごみの分別に迷うときポータルサイトで検索するが、項目だけでは判断できない物がある。画像を載せてもらえると助かる。
 - ・不法投棄品の中で、府中町が回収しないごみ（車の部品等）の処理が困難である。町でやってもらいたい。
 - ・大型ごみが無料、ごみ袋の指定購入がない。
 - ・高齢化が進む中、ごみ出しが困難な方への支援のあり方を検討する必要がある。
- などの意見がありました。



第2編

ごみ処理の現状及び課題

2.1 ごみ処理の現状

2.2 ごみ排出量の予測

2.3 ごみ処理の課題

2.1 ごみ処理の現状

ごみ処理の流れ

当町では、5分別したごみを細分化して選別、分解、圧縮等の中間処理を行い、焼却処理、資源化、最終処分しています。

●普通ごみ

普通ごみは、安芸地区衛生施設管理組合が管理する安芸クリーンセンターにおいて流動床式熱分解ガス化溶融炉で焼却処理し、不燃物のうち、溶融スラグ、溶融飛灰、金属類は資源化され、がれき類は（一財）広島県環境保全公社の出島処分場で最終処分（埋立）しています。

●有価物

有価物は、新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、ビン・缶類、衣類の区分で収集し、環境センターで一時保管後、新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、衣類は、業者に直接引き渡して資源化しています。また、ビン・缶類は、委託処理により選別して資源化し、不適物は焼却処理、最終処分しています。

●埋立・有害ごみ

埋立・有害ごみは、それぞれの区分で収集し、埋立ごみは、一時保管後、委託処理により選別して最終処分し、不適物は焼却処理しています。また、有害ごみは、一時保管後、委託処理により資源化しています。

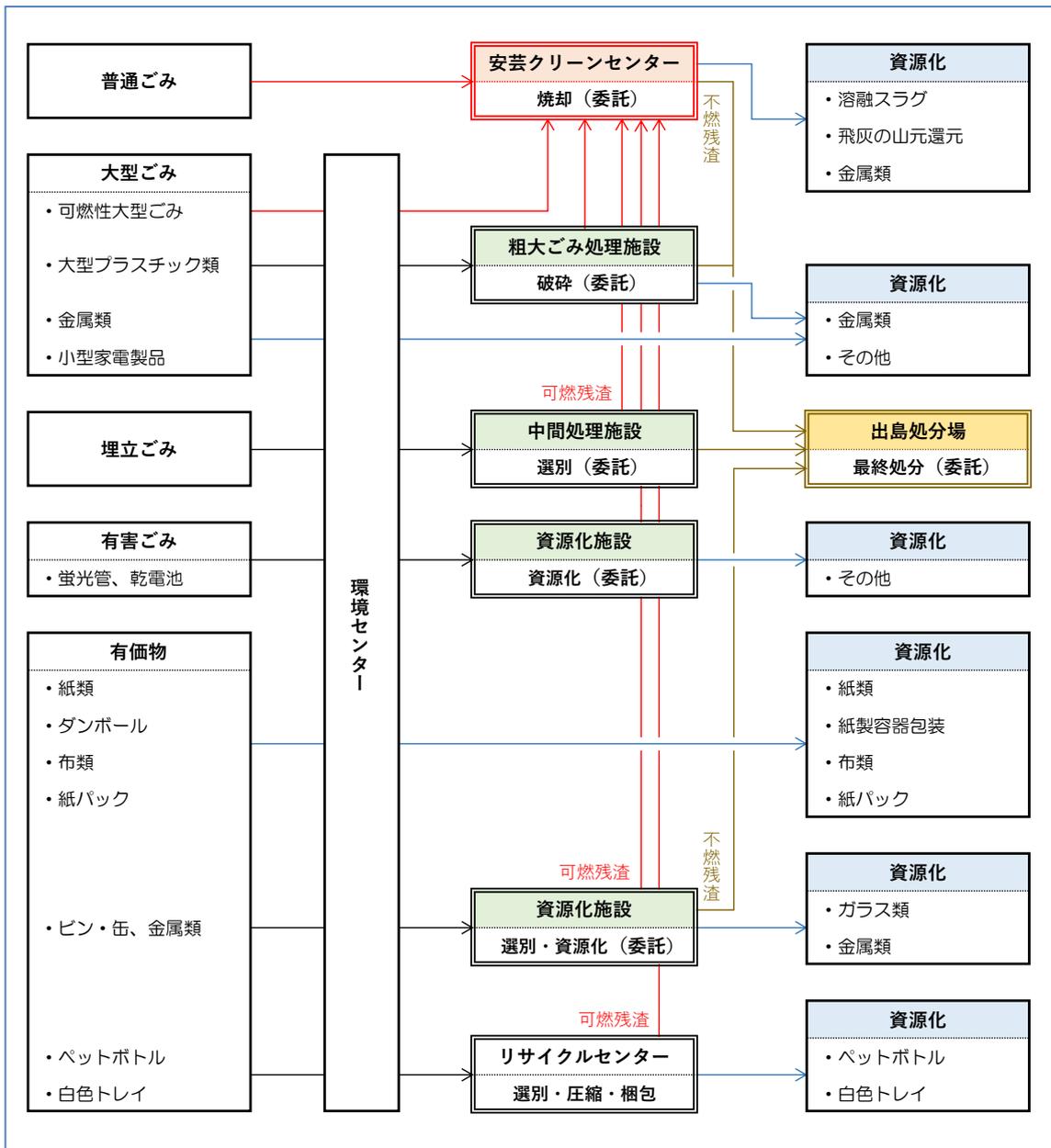
●ペットボトル、紙パック、白色トレイ

ペットボトル、紙パック、白色トレイは、それぞれの区分で収集し、リサイクルセンターで一時保管後、ペットボトルは選別・圧縮・梱包の中間処理を行い、白色トレイは選別・梱包の中間処理を行い、それぞれ業者に引き渡して資源化しています。また、紙パックは、一時保管後、業者に直接引き渡して資源化しています。

●大型ごみ

大型ごみは、環境センターの大型ごみ分解場で資源物、可燃物、不燃物に分解し、金属類、小型家電は業者に引き渡して資源化し、可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分しています。

図表 2-1 ごみ処理の流れ（令和3（2021）年度）



分別区分

家庭系ごみの分別収集ごみの種類及び分別の区分は、次のとおりです。

図表 2-2 分別収集ごみの種類及び分別の区分

区分・品目		内容		収集回数
普通ごみ		30cm以下の小さなごみで燃やせるもの 生ごみ、紙類、皮類、廃プラスチック、 紙おむつ、庭木などの剪定をしたものなど	透明又は 半透明袋	週2回
有価物	新聞・雑誌・雑がみ	新聞、ちらし、雑誌、ノート、本類、紙製の箱、 封筒、包装紙、トイレトペーパーの芯など	紐結束 又は紙袋	週1回
	ダンボール	ダンボール	紐結束	
	ビン・缶	ビン類、缶類、小型の金属類	透明又は 半透明袋	
	衣類	衣類、タオル等の布類	透明又は 半透明袋	
ペットボトル		ペットボトル	収集容器	月2回
紙パック		紙パック	収集容器	
白色トレイ		白色トレイ	収集容器	
埋立ごみ		白色電球、グロー球、ガラスのコップ、植木鉢、 土、陶磁器・土鍋、ガラス、水槽 など	透明又は 半透明袋	月1回
有害ごみ		乾電池、蛍光灯、温度計、体温計	透明又は 半透明袋	
大型ごみ		家具類・寝具類、電気製品類（家電4品目を除く）、 その他（自転車、スキー板など）	—	年4回

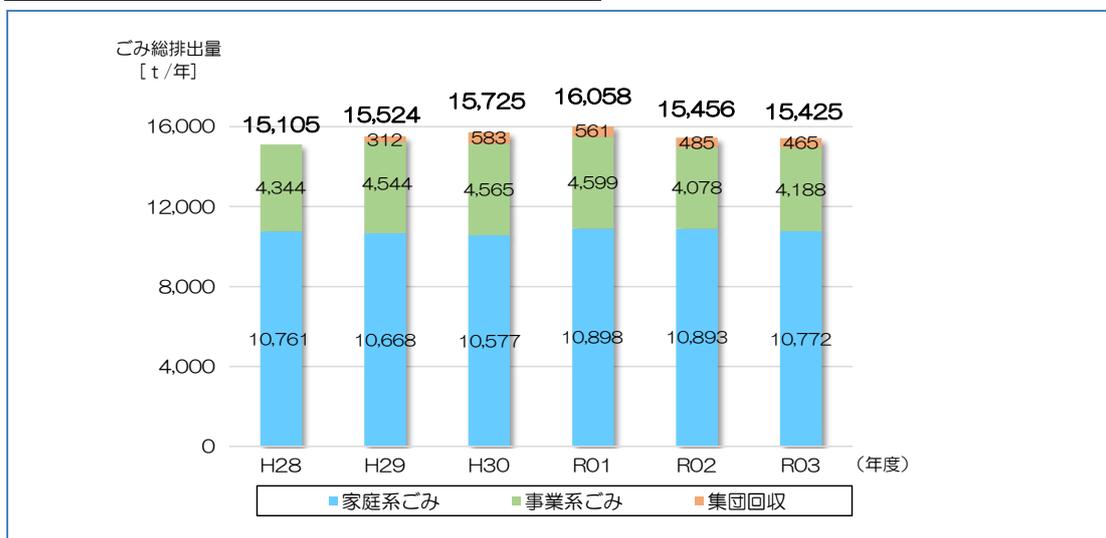
ごみ排出量

ごみ総排出量

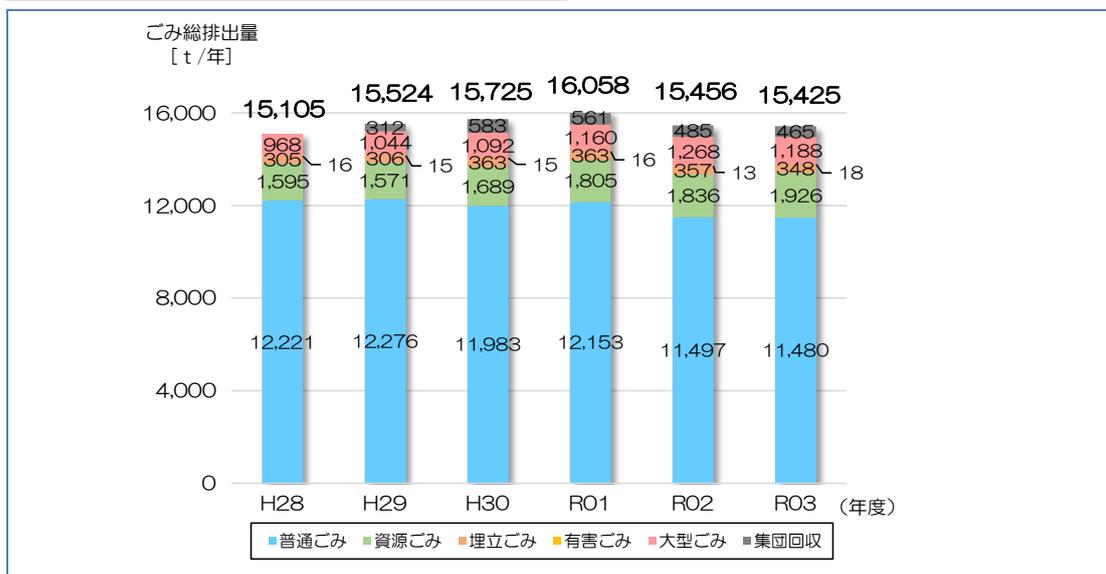
令和3（2021）年度におけるごみ総排出量は、家庭系ごみ 10,772 t（69.8%）、事業系ごみ 4,188 t（27.2%）、集団回収 465 t（3.0%）を合わせて 15,425 t となっています。家庭系ごみの排出量はほぼ横ばいで推移しています。事業系ごみは、令和元（2019）年度まで増加傾向でしたが、令和2（2020）年度に減少に転じています。その要因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

なお、令和3（2021）年度におけるごみの種類別の排出量は、普通ごみが 11,480 t（74.4%）、資源ごみが 1,926 t（12.5%）、埋立・有害ごみが 366 t（2.4%）、大型ごみが 1,188 t（7.7%）となっています。

図表 2-3（1）ごみ総排出量の推移（発生源別）



図表 2-3（2）ごみ総排出量の推移（種類別）



図表 2-3 (3) ごみ総排出量の推移

[t/年]

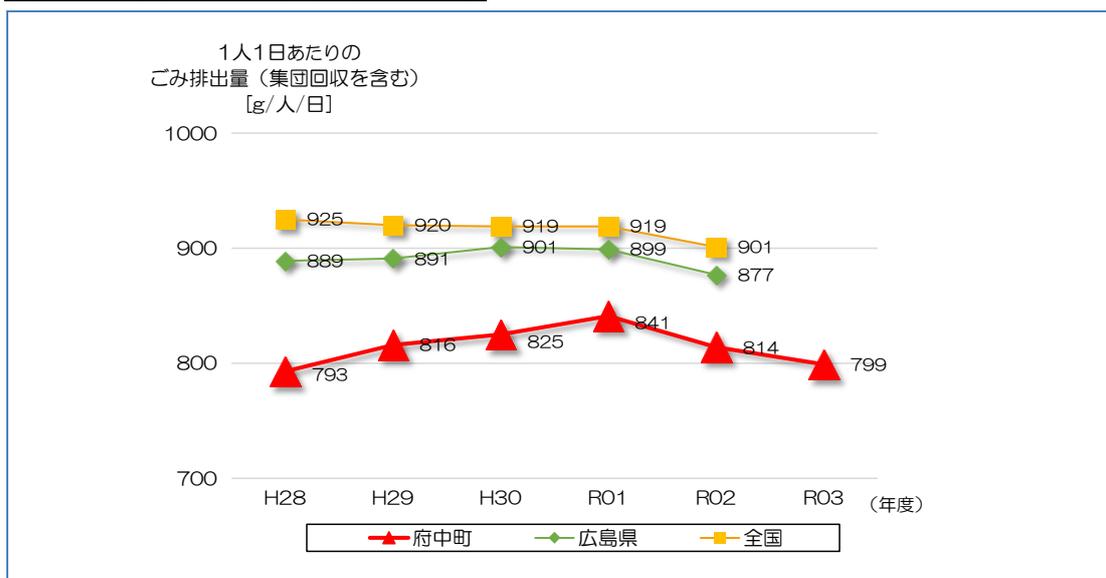
	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
人口[人]	52,178	52,095	52,239	52,191	52,050	52,921
計画収集人口	52,178	52,095	52,239	52,191	52,050	52,921
自家処理人口	—	—	—	—	—	—
家庭系ごみ	10,761	10,668	10,577	10,898	10,893	10,772
普通ごみ	7,909	7,836	7,491	7,608	7,478	7,353
資源ごみ	1,595	1,571	1,689	1,805	1,836	1,926
新聞・雑誌・雑がみ	430	420	497	631	586	716
ダンボール	267	296	297	290	328	375
ビン・缶	585	529	573	572	540	478
衣類	194	218	220	217	292	262
ペットボトル	88	79	75	69	70	76
紙パック	25	23	22	21	15	14
白色トレイ	6	6	5	5	5	5
埋立ごみ	305	306	363	363	357	348
有害ごみ	16	15	15	16	13	18
大型ごみ	936	940	1,019	1,106	1,209	1,127
事業系ごみ	4,344	4,544	4,565	4,599	4,078	4,188
普通ごみ	4,312	4,440	4,492	4,545	4,019	4,127
大型ごみ	32	104	73	54	59	61
ごみ排出量	15,105	15,212	15,142	15,497	14,971	14,960
普通ごみ	12,221	12,276	11,983	12,153	11,497	11,480
資源ごみ	1,595	1,571	1,689	1,805	1,836	1,926
埋立ごみ	305	306	363	363	357	348
有害ごみ	16	15	15	16	13	18
大型ごみ	968	1,044	1,092	1,160	1,268	1,188
集団回収量	—	312	583	561	485	465
自家処理量	—	—	—	—	—	—
ごみ総排出量	15,105	15,524	15,725	16,058	15,456	15,425

●全国・県平均値との比較（1人1日あたりのごみ排出量）

令和2（2020）年度における当町の1人1日あたりのごみ排出量[※]は814gで、全国・県平均値より少ない状況です。

当町では、令和元（2019）年度までは増加傾向で推移していましたが、以降は、全国・県平均値と同様に、減少傾向に転じています。その要因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

図表 2-4（1）全国・県平均値との比較



図表 2-4（2）全国・県平均値との比較

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
府中町 [g/人/日]	793	816	825	841	814	799
広島県 [g/人/日]	889	891	901	899	877	未公表
全国 [g/人/日]	925	920	919	919	901	未公表

資料）一般廃棄物処理実態調査（環境省）

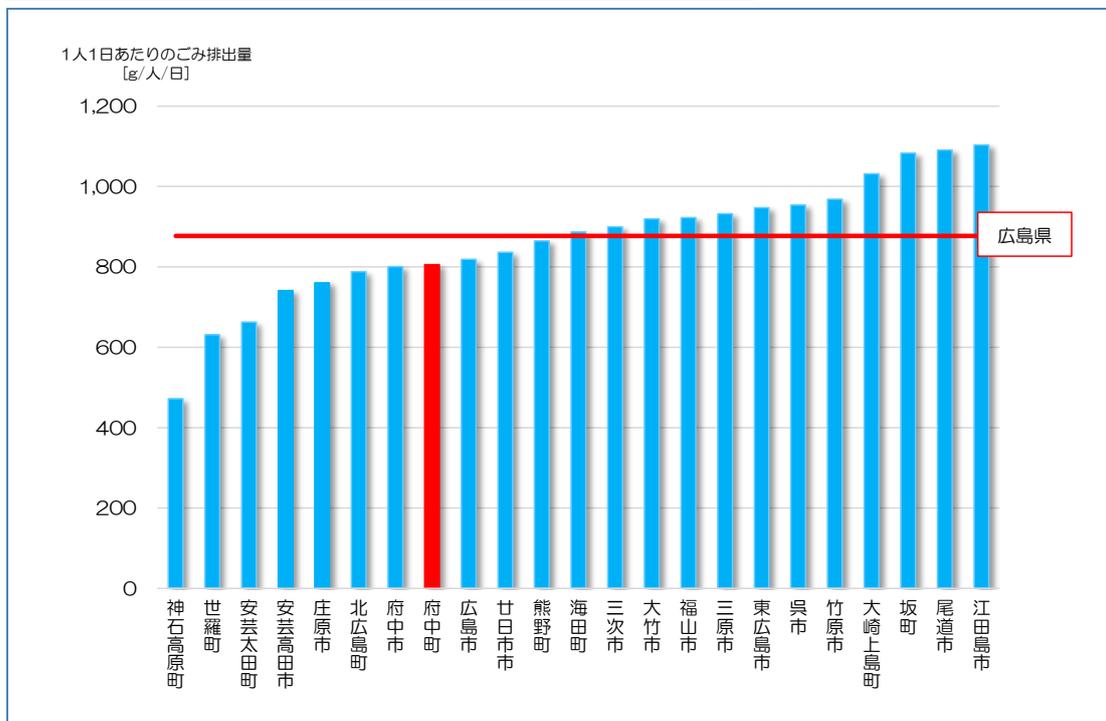
※当町の数値は、過年度の集計誤りを補正して再集計しています。

※ 1人1日あたりのごみ排出量[g/人/日]：ごみ総排出量[t/年]×10⁶÷総人口[人]÷年間日数[日]

●県内自治体との比較（1人1日あたりのごみ排出量）

令和2（2020）年度における当町の1人1日あたりのごみ排出量は806g/人/日で、県内23市町の中で8番目に少ない状況となっています。

図表 2-5（1）県内自治体との比較（令和2（2020）年度）



図表 2-5（2）県内自治体との比較（令和2（2020）年度）

順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量 [g/人/日]	順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量 [g/人/日]
1	神石高原町	472	13	三次市	900
2	世羅町	631	14	大竹市	920
3	安芸太田町	663	15	福山市	923
4	安芸高田市	741	16	三原市	932
5	庄原市	760	17	東広島市	947
6	北広島町	788	18	呉市	954
7	府中市	801	19	竹原市	968
8	府中町	806 (814)	20	大崎上島町	1,032
9	広島市	819	21	坂町	1,083
10	廿日市市	836	22	尾道市	1,090
11	熊野町	865	23	江田島市	1,103
12	海田町	887	—	広島県	877

資料）一般廃棄物処理実態調査（環境省）

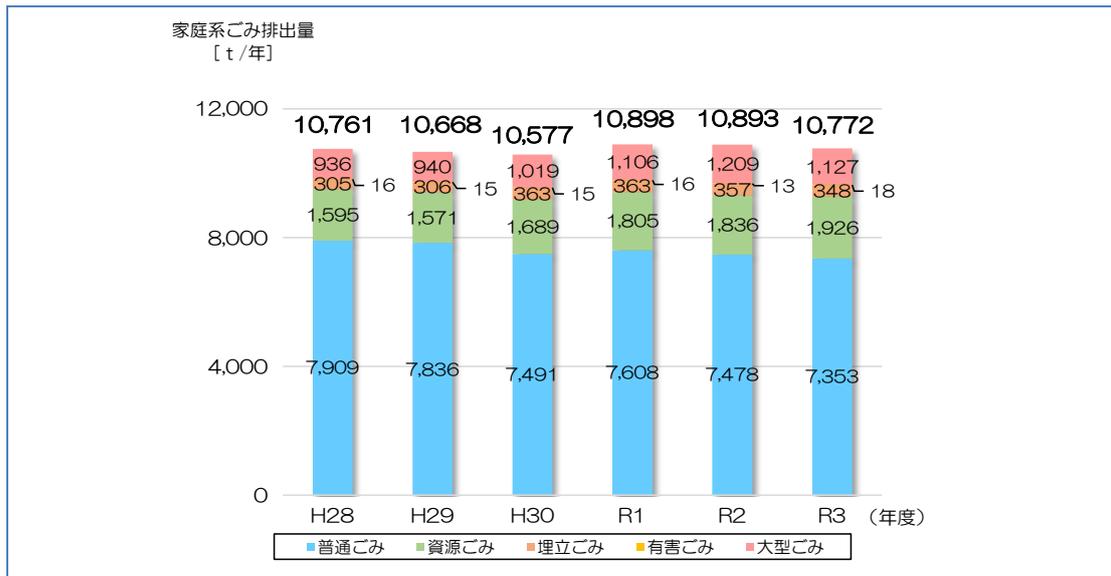
※（ ）内は、集計誤りを補正して再集計した数値です。

家庭系ごみ排出量

家庭系ごみのうち、普通ごみが7,353 t（68.3%）と減少傾向で推移していますが、資源ごみが1,926 t（17.9%）、大型ごみが1,127 t（10.5%）と増加傾向にあるため、家庭系ごみの総排出量は、ほぼ横ばいで推移しています。

なお、令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により普通ごみが減少していると考えられますが、大型ごみは一時増加しています。

図表 2-6（1）家庭系ごみ排出量の推移



図表 2-6（2）家庭系ごみ排出量の推移

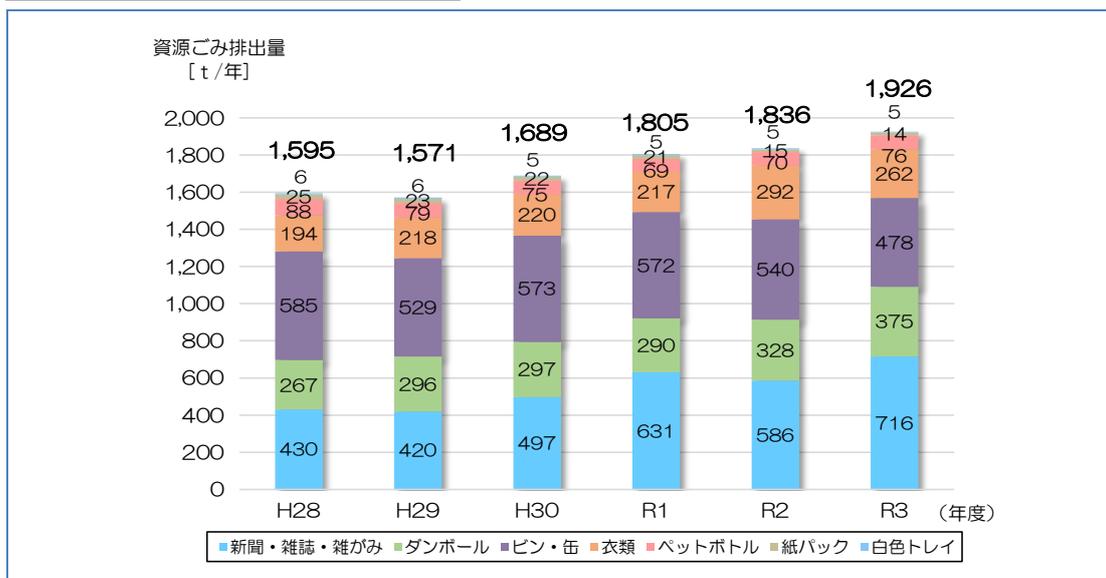
		平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
家庭系ごみ [t/年]	普通ごみ	7,909	7,836	7,491	7,608	7,478	7,353
	資源ごみ	1,595	1,571	1,689	1,805	1,836	1,926
	埋立ごみ	305	306	363	363	357	348
	有害ごみ	16	15	15	16	13	18
	大型ごみ	936	940	1,019	1,106	1,209	1,127
	合計	10,761	10,668	10,577	10,898	10,893	10,772

※：資源ごみは、有価物（新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、ビン・缶、衣類）、ペットボトル、白色トレイ及び紙パックを合わせたものの総量です。

●資源ごみ排出量

資源ごみは、家庭から排出される有価物（新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、ビン・缶、衣類）、ペットボトル、紙パック及び白色トレイを示します。資源ごみ排出量は、平成 30(2018)年度から新たに雑がみの分別収集を開始した影響により、資源ごみの総排出量、特に紙類の排出量が増加傾向で推移しています。令和 3 (2021) 年度における資源ごみ排出量は 1,926 t となっており、新聞・雑誌・雑がみが 716 t (37.2%) と最も高い割合を占めています。

図表 2-7 (1) 資源ごみ排出量の推移



図表 2-7 (2) 資源ごみ排出量の推移

		平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
資源ごみ [t/年]	新聞・雑誌・ 雑がみ	430	420	497	631	586	716
	ダンボール	267	296	297	290	328	375
	ビン・缶	585	529	573	572	540	478
	衣類	194	218	220	217	292	262
	ペットボトル	88	79	75	69	70	76
	紙パック	25	23	22	21	15	14
	白色トレイ	6	6	5	5	5	5
	合計	1,595	1,571	1,689	1,805	1,836	1,926

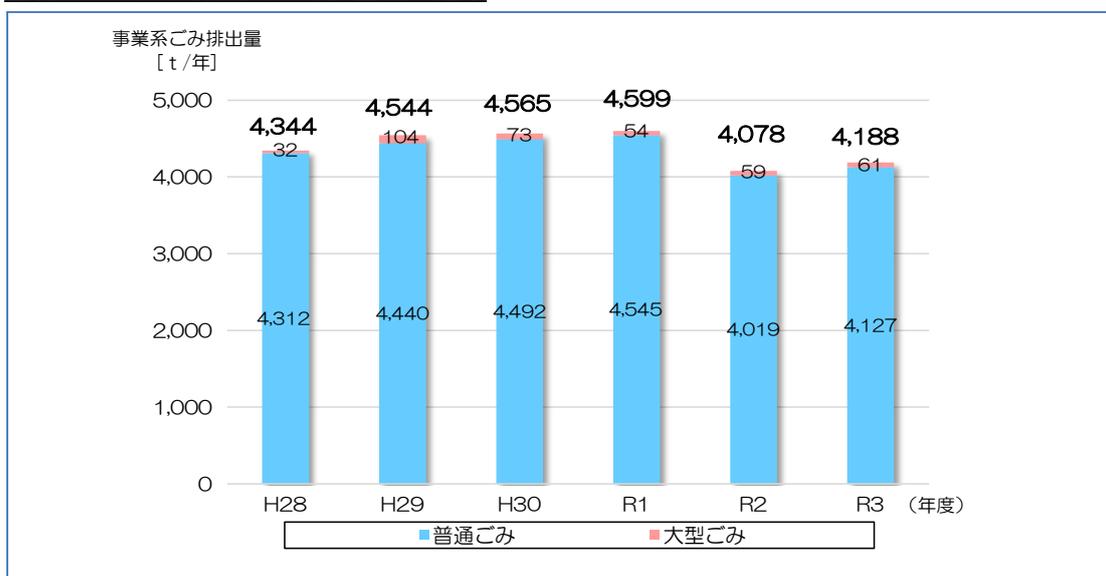
事業系ごみ排出量

事業系ごみの排出量は、平成 28（2016）年度から令和元（2019）年度までは増加傾向で推移しており、令和 2（2020）年度に減少に転じています。

増加要因は、平成 28（2016）年の大型商業施設の増床などによる影響や社会情勢等の変化によるものと推測されます。また、令和元（2019）年度以降の減少要因は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

令和 3（2021）年度における事業系ごみの排出量は 4,188 t で、そのうち普通ごみが 4,127 t で 98.5%を占めています。

図表 2-8（1）事業系ごみ排出量の推移



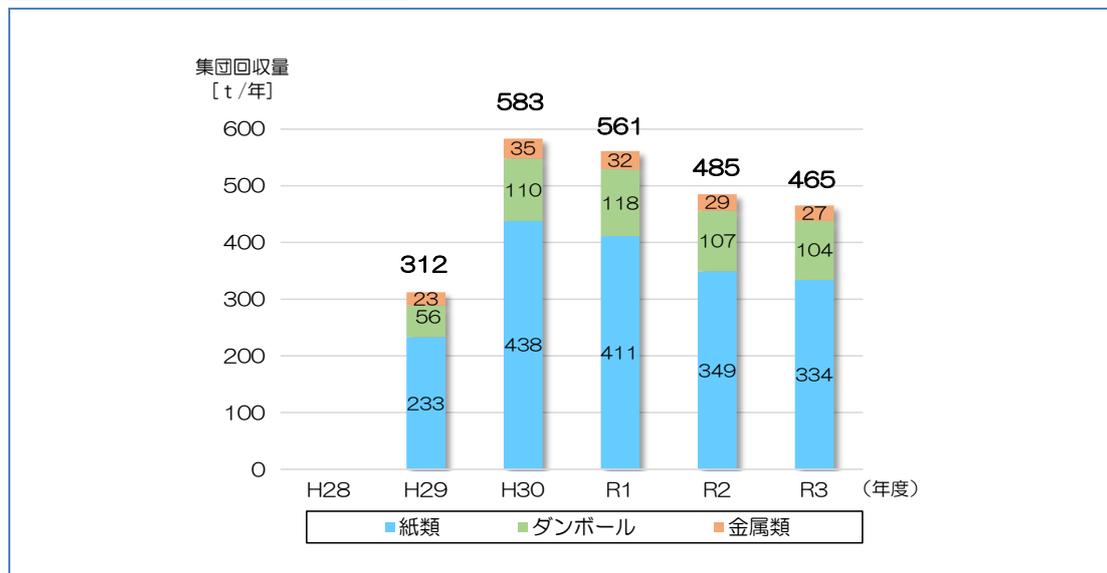
図表 2-8（2）事業系ごみ排出量の推移

		平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
事業系ごみ [t/年]	普通ごみ	4,312	4,440	4,492	4,545	4,019	4,127
	大型ごみ	32	104	73	54	59	61
	合計	4,344	4,544	4,565	4,599	4,078	4,188

集団回収量

集団回収量は、平成 29（2017）年度から把握を開始しました。令和 3（2021）年度の集団回収量は 465 t となっています。令和元（2019）年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響による活動の自粛により減少していると考えられます。

図表 2-9（1）集団回収量の推移



図表 2-9（2）集団回収量の推移

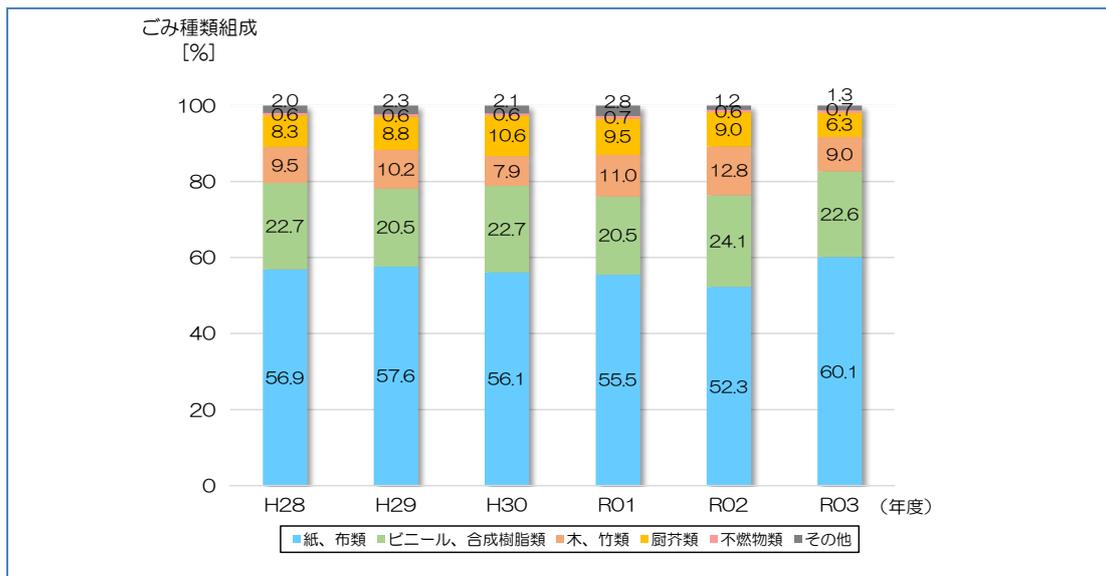
	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
紙類 [t/年]	—	233	438	411	349	334
ダンボール [t/年]	—	56	110	118	107	104
金属類 [t/年]	—	23	35	32	29	27
集団回収量合計 [t/年]	—	312	583	561	485	465

ごみの性状

種類組成

令和3（2021）年度に安芸クリーンセンターに搬入されたごみの種類組成は、紙、布類が全体の60.1%を占めており、次いで、ビニール、合成樹脂類が22.6%と多くなっています。

図表 2-10（1）種類組成（安芸クリーンセンター）



図表 2-10（2）種類組成（安芸クリーンセンター）

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
紙、布類 [%]	56.9	57.6	56.1	55.5	52.3	60.1
ビニール 合成樹脂類 [%]	22.7	20.5	22.7	20.5	24.1	22.6
木、竹類 [%]	9.5	10.2	7.9	11.0	12.8	9.0
厨芥類 [%]	8.3	8.8	10.6	9.5	9.0	6.3
不燃物類 [%]	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7
その他 [%]	2.0	2.3	2.1	2.8	1.2	1.3

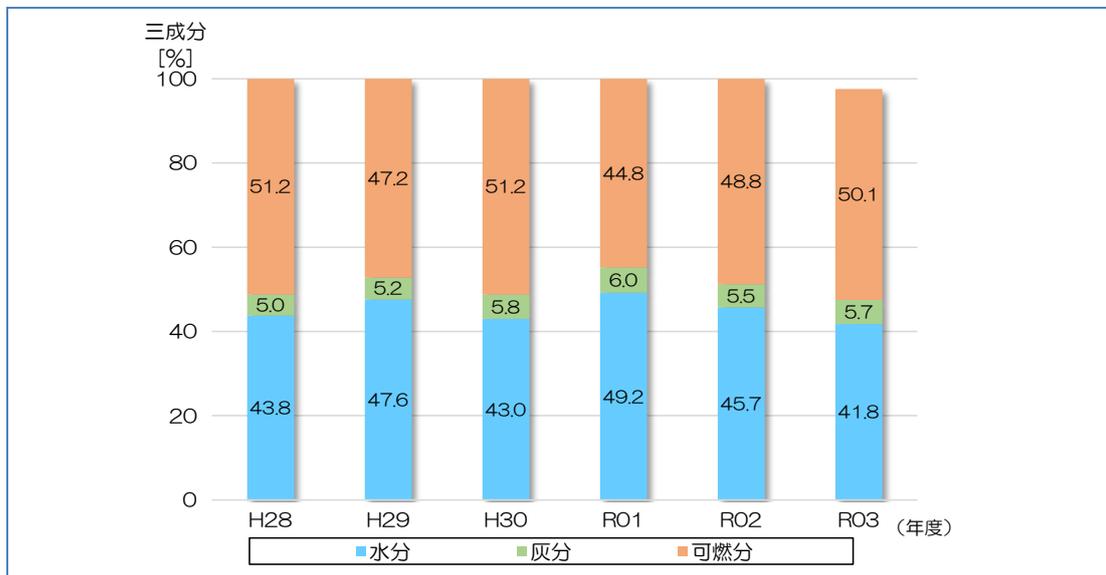
※：当町とともに海田町・熊野町・坂町のごみが混在したものが調査対象となっています。

資料）安芸クリーンセンター年報

三成分

令和3(2021)年度に安芸クリーンセンターに搬入されたごみの三成分*は水分が41.8%、可燃分が50.1%、灰分が5.7%となっています。

図表 2-11 (1) 三成分 (安芸クリーンセンター)



図表 2-11 (2) 三成分 (安芸クリーンセンター)

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
水分 [%]	43.8	47.6	43.0	49.2	45.7	41.8
灰分 [%]	5.0	5.2	5.8	6.0	5.5	5.7
可燃分 [%]	51.2	47.2	51.2	44.8	48.8	50.1

※：当町とともに海田町・熊野町・坂町のごみが混在したものが調査対象となっています。

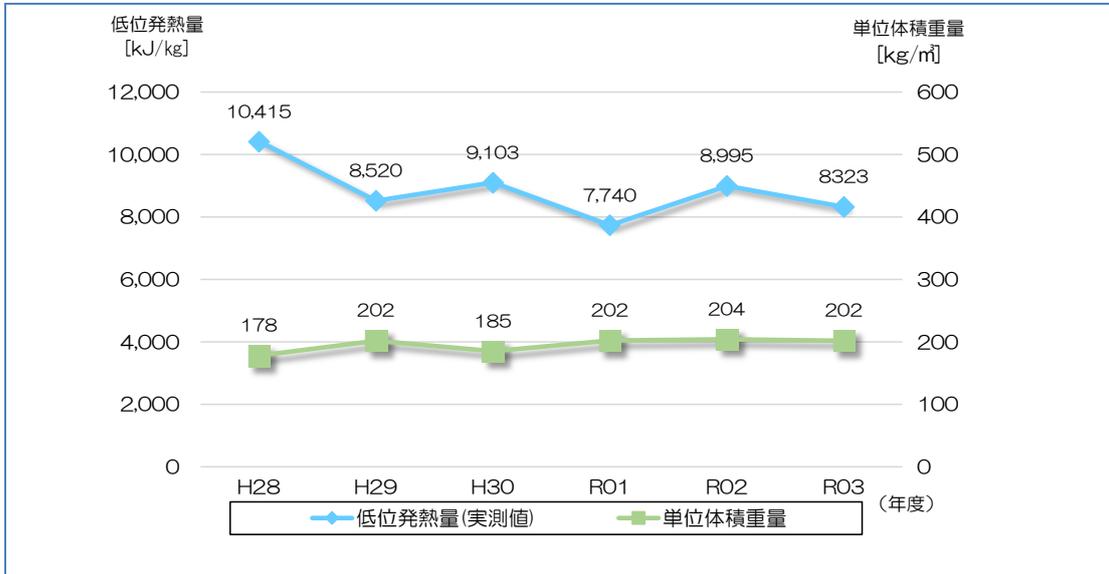
資料) 安芸クリーンセンター年報

※ 三成分：三成分とは、ごみの中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合です。水分は乾燥させることでなくなる量、灰分は可燃分を燃焼させた後に残る残渣、可燃分はごみの中から水分と灰分を除いた量です。

低位発熱量

令和3(2021)年度に安芸クリーンセンターに搬入されたごみの低位発熱量[※]は 8,323kJ/kg、単位体積重量は 202kg/m³となっています。

図表 2-12 (1) 低位発熱量 (安芸クリーンセンター)



図表 2-12 (2) 低位発熱量 (安芸クリーンセンター)

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
低位発熱量 [kJ/kg]	10,415	8,520	9,103	7,740	8,995	8,323
単位体積重量 [kg/m ³]	178	202	185	202	204	202

※：当町とともに海田町・熊野町・坂町のごみが混在したものが調査対象となっています。

資料) 安芸クリーンセンター年報

※ 低位発熱量：燃料が燃焼した時に発生するエネルギー（発熱量）を表示する際の条件を示すもので、燃料の燃焼によって生成された水分が奪う熱量を除いたものを示します。焼却施設を設計する際の基準値の一つです。

資源化量

総資源化量及びリサイクル率

総資源化量及びリサイクル率は平成30（2018）年度以降増加傾向となっており、令和3（2021）年度における総資源化量は3,269 t、リサイクル率は21.2%となっています。

平成30（2018）年度以降の増加要因は、雑がみの回収量が年々増加していること、また、環境センターにおける資源化処理・処分の仕様変更により資源化量が増加したことが大きく影響しています。

図表 2-13（1）総資源化量及びリサイクル率の推移



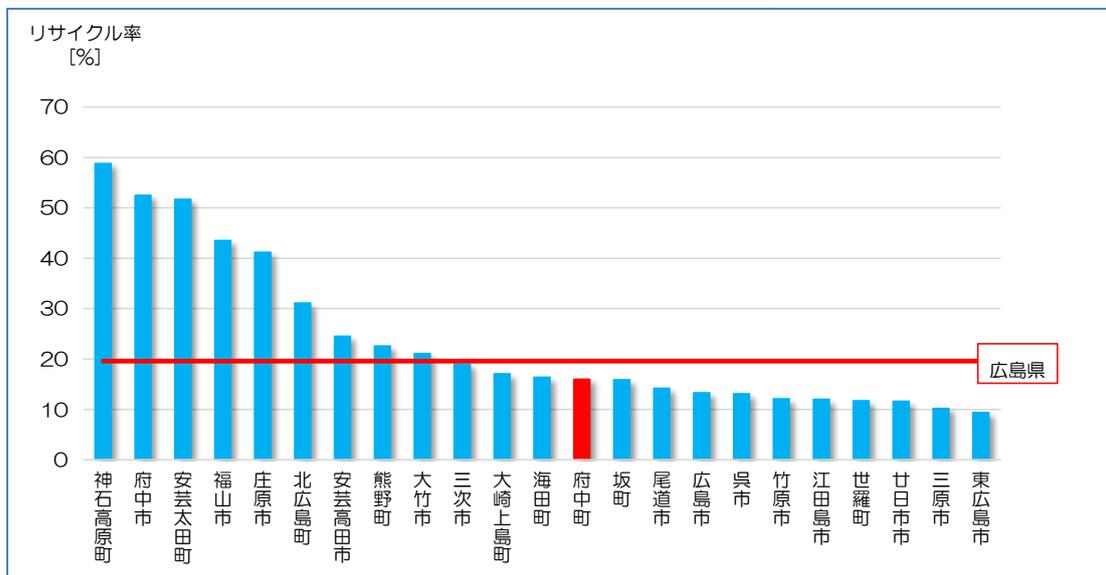
図表 2-13（2）総資源化量及びリサイクル率の推移

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度
ごみ総排出量 [t/年]	15,105	15,524	15,725	16,058	15,456	15,425
総資源化量 [t/年]	2,097	2,164	2,051	2,283	2,600	3,269
集団回収量	—	312	583	561	485	465
直接資源化量	540	532	572	629	991	1,365
処理後再生利 用量	1,557	1,320	896	1,093	1,124	1,439
リサイクル率 [%]	13.9	13.9	13.0	14.2	16.8	21.2

●県内自治体との比較（リサイクル率）

令和2（2020）年度における当町のリサイクル率は16.0%で、県内23市町の中で13番目に高い状況となっています。

図表 2-14（1）県内自治体との比較（令和2（2020）年度）



図表 2-14（2）県内自治体との比較（令和2（2020）年度）

順位	自治体名	リサイクル率[%]	順位	自治体名	リサイクル率[%]
1	神石高原町	58.8	13	府中町	16.0 (16.8)
2	府中市	52.5	14	坂町	15.9
3	安芸太田町	51.7	15	尾道市	14.2
4	福山市	43.5	16	広島市	13.3
5	庄原市	41.2	17	呉市	13.1
6	北広島町	31.1	18	竹原市	12.1
7	安芸高田市	24.5	19	江田島市	12.0
8	熊野町	22.6	20	世羅町	11.7
9	大竹市	21.1	21	廿日市市	11.6
10	三次市	19.0	22	三原市	10.2
11	大崎上島町	17.1	23	東広島市	9.4
12	海田町	16.4	—	広島県	19.6

資料）一般廃棄物処理実態調査（環境省）

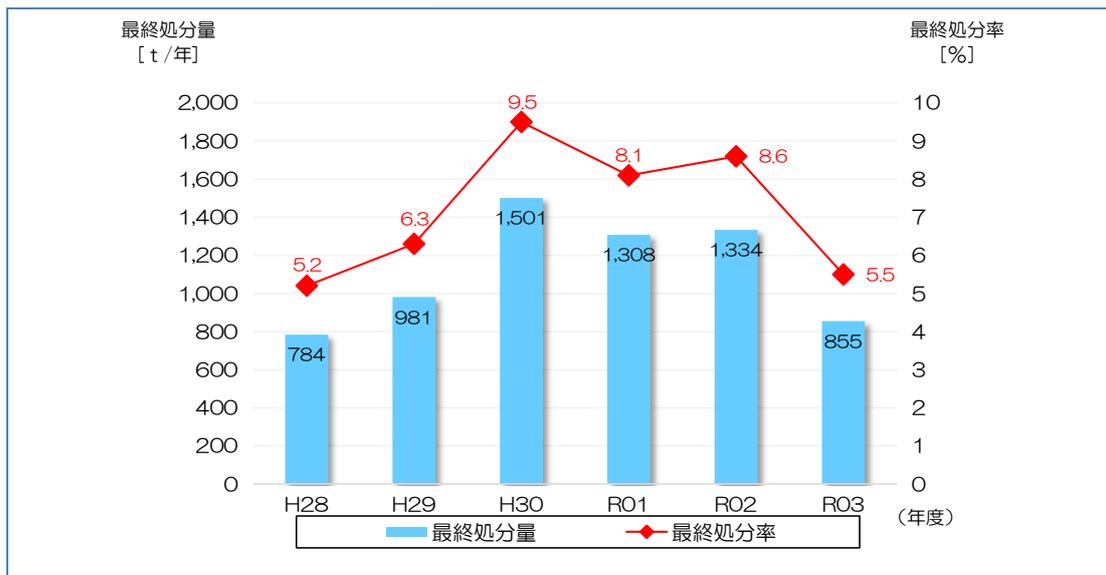
※（ ）内は、集計誤りを補正して再集計した数値です。

最終処分量

最終処分量

最終処分量は平成 30（2018）年度以降、減少傾向で推移しており、令和 3（2021）年度最終処分量は 855 t/年、最終処分率は 5.5%となっています。

図表 2-15（1）最終処分量の推移



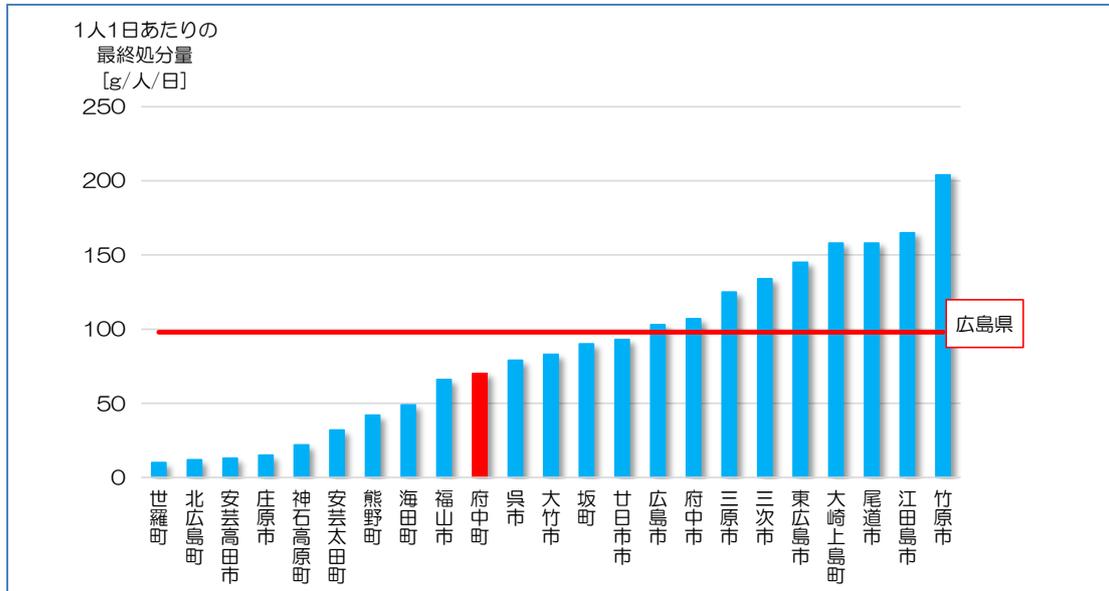
図表 2-15（2）最終処分量の推移

	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
直接最終処分量 [t/年]	—	—	—	—	—	—
処理後最終処分量 [t/年]	784	981	1,501	1,308	1,334	855
焼却残渣量 [t/年]	457	580	1,075	990	1,005	528
処理残渣量 [t/年]	327	401	426	318	329	327
最終処分量合計 [t/年]	784	981	1,501	1,308	1,334	855
最終処分率[%]	5.2	6.3	9.5	8.1	8.6	5.5

●県内自治体との比較（最終処分量）

令和2（2020）年度における当町の1人1日あたりの最終処分量*は70gで、県内23市町の中で10番目に少ない状況となっています。

図表 2-16（1）県内自治体との比較（令和2（2020）年度）



図表 2-16（2）県内自治体との比較（令和2（2020）年度）

順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量 [g/人/日]	順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量 [g/人/日]
1	世羅町	10	13	坂町	90
2	北広島町	12	14	廿日市市	93
3	安芸高田市	13	15	広島市	103
4	庄原市	15	16	府中市	107
5	神石高原町	22	17	三原市	125
6	安芸太田町	32	18	三次市	134
7	熊野町	42	19	東広島市	145
8	海田町	49	20	大崎上島町	158
9	福山市	66	21	尾道市	158
10	府中町	70	22	江田島市	165
11	呉市	79	23	竹原市	204
12	大竹市	83	—	広島県	98

資料）一般廃棄物処理実態調査（環境省）

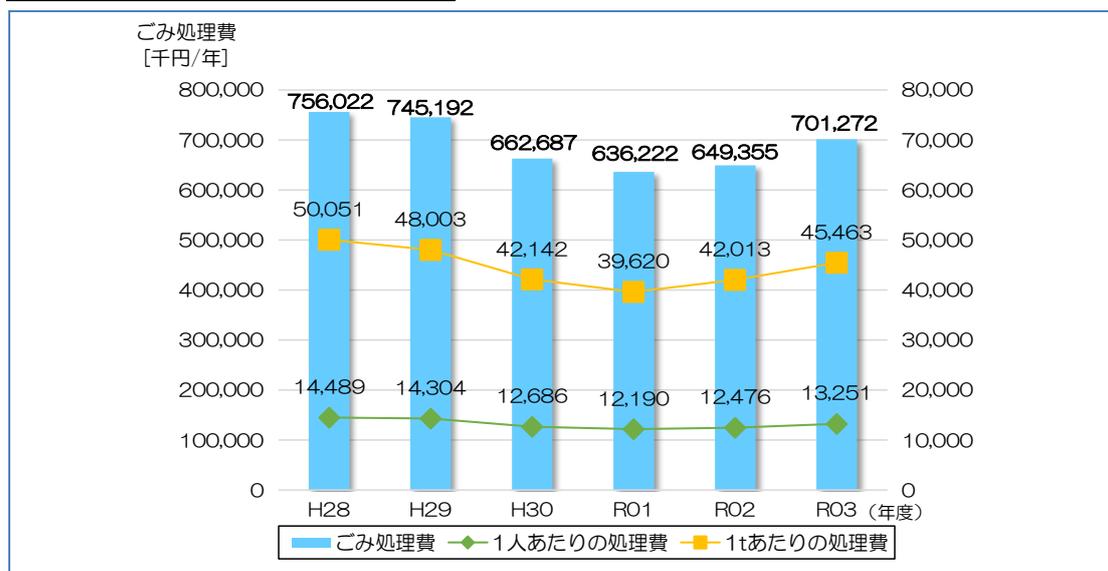
※ 1人1日あたりの最終処分量[g/人/日]：最終処分量[t/年]×10⁶÷総人口[人]÷年間日数[日]

ごみ処理経費

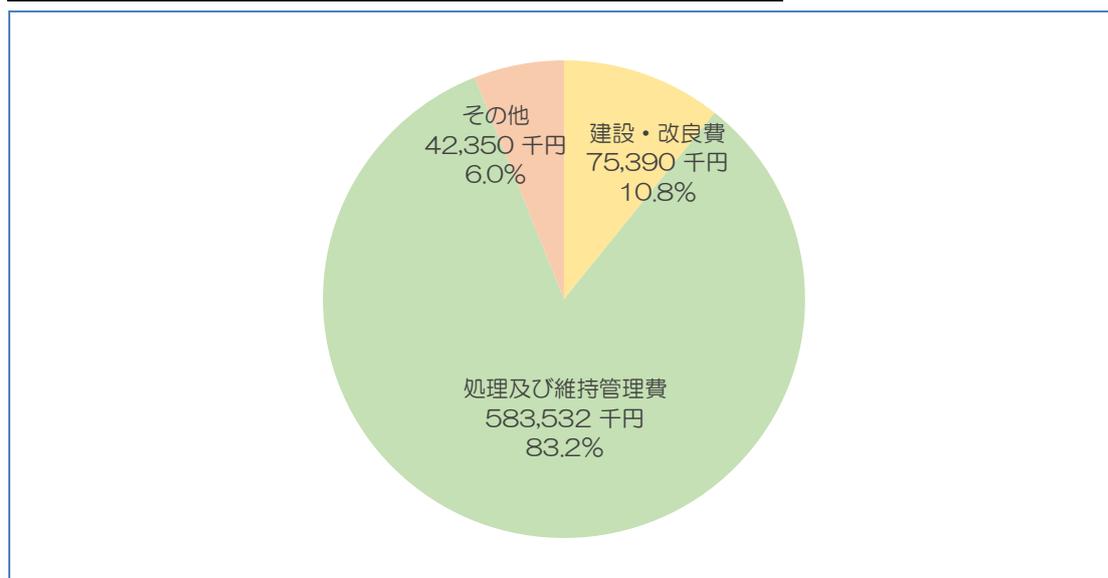
●ごみ処理経費の内訳

当町のごみ処理経費の総額は令和元（2019）年度以降増加傾向にあり、令和3（2021）年度は約7億円を要している状況にあります。令和3（2021）年度における1人あたりの処理経費※は13,251円、ごみ1tあたりの処理経費※は45,463円となっています。また、令和3（2021）年度におけるごみ処理経費の内訳は、処理及び維持管理費が583,532千円と最も高く、ごみ処理経費全体の83.2%を占めています。

図表 2-17（1）ごみ処理経費の推移



図表 2-17（2）ごみ処理経費の内訳（令和3（2021）年度）



※ 1人あたりの処理費[円/人]：ごみ処理経費合計[千円]÷計画収集人口[人]

※ 1tあたりの処理費[円/t]：ごみ処理経費合計[千円]÷ごみ総排出量[t]

図表 2-17 (3) ごみ処理経費の推移

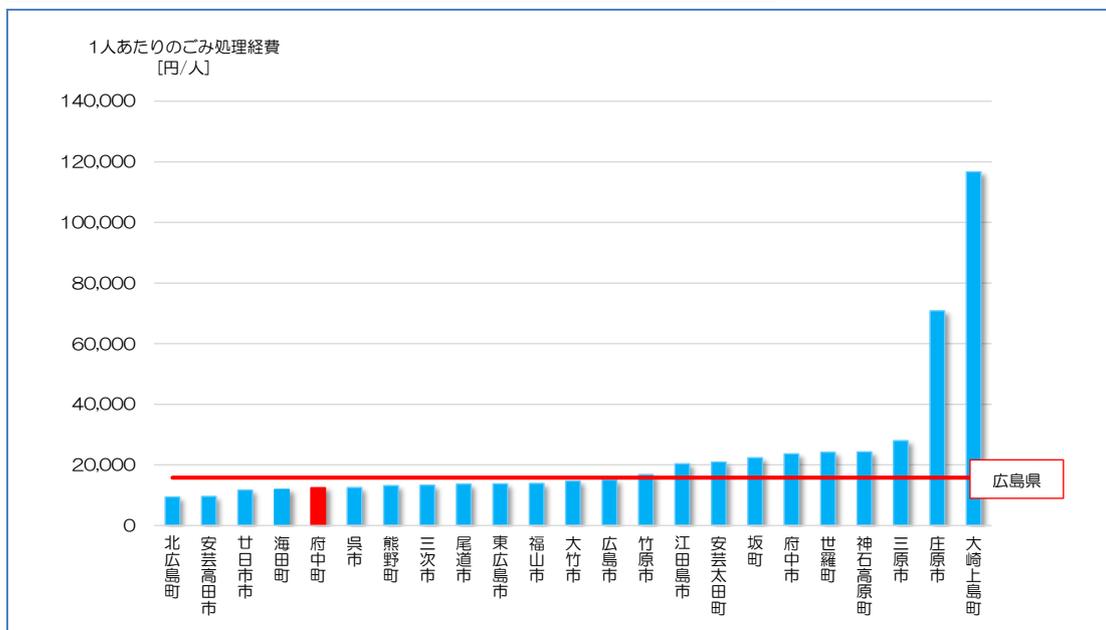
			平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	
建設・改良費〔千円〕	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	0	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	0	
	組合分担金		265,781	181,328	0	0	345	75,390	
	小計		265,781	181,328	0	0	345	75,390	
処理及び維持管理費〔千円〕	人件費	一般職	42,537	43,284	31,694	25,168	21,657	30,098	
		技能職	収集運搬	2,182	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬費	6,262	6,070	6,128	6,619	6,279	5,961	
		中間処理費	557	2,367	469	514	665	767	
		最終処分費	0	0	0	0	0	0	
	車両など購入費		6,638	0	5,400	0	0	5,077	
	委託費	収集運搬費	188,957	197,219	197,120	201,014	210,260	216,971	
		中間処理費	31,107	39,398	46,733	41,033	50,779	52,916	
		最終処分費	3,033	3,907	4,815	3,052	3,267	3,257	
		その他	0	0	0	0	0	0	
	組合分担金		191,516	226,918	329,303	315,714	314,605	267,715	
	調査研究費		0	1,026	0	1,100	0	770	
	小計		472,789	520,189	621,662	594,214	607,512	583,532	
その他〔千円〕		17,452	43,675	41,025	42,008	41,498	42,350		
ごみ処理経費合計〔千円〕		756,022	745,192	662,687	636,222	649,355	701,272		
計画収集人口〔人〕		52,178	52,095	52,239	52,191	52,050	52,921		
ごみ総排出量〔t/年〕		15,105	15,524	15,725	16,058	15,456	15,425		
1人あたりの処理費〔円/人〕		14,489	14,304	12,686	12,190	12,476	13,251		
1tあたりの処理費〔円/t〕		50,051	48,003	42,142	39,620	42,013	45,463		

※：処理費のうち、安芸地区衛生施設管理組合施設に関するものは、「組合分担金」に含む。

●県内自治体との比較（ごみ処理経費）

令和2（2020）年度における当町の1人あたりのごみ処理経費は12,518円/人で、県内23市町の中で5番目に少ない状況となっています。

図表 2-18（1）県内自治体との比較（令和2（2020）年度）



図表 2-18（2）県内自治体との比較（令和2（2020）年度）

順位	自治体名	1人あたりのごみ処理経費 [円/人]	順位	自治体名	1人あたりのごみ処理経費 [円/人]
1	北広島町	9,385	13	広島市	15,041
2	安芸高田市	9,638	14	竹原市	16,823
3	廿日市市	11,711	15	江田島市	20,371
4	海田町	11,922	16	安芸太田町	20,973
5	府中町	12,518 (12,476)	17	坂町	22,407
6	呉市	12,542	18	府中市	23,688
7	熊野町	13,165	19	世羅町	24,133
8	三次市	13,324	20	神石高原町	24,314
9	尾道市	13,648	21	三原市	28,002
10	東広島市	13,734	22	庄原市	70,863
11	福山市	13,881	23	大崎上島町	116,715
12	大竹市	14,667	—	広島県	15,814

資料）一般廃棄物処理実態調査（環境省）

※（ ）内は、集計誤りを補正して再集計した数値です。

数値目標の達成状況

計画では、「1人1日あたりのごみ排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」を指標とし、令和7年度の目標値を定めています。

また、数値目標の指標値を分析するため、「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」を補足指標としています。

計画前期における数値目標の達成状況は、次のとおりです。

数値目標① 1人1日あたりのごみ排出量

【目標】令和7（2025）年度までに平成25（2013）年度比で約10%以上削減する。

基準値（平成25（2013）年度）：797g/人/日

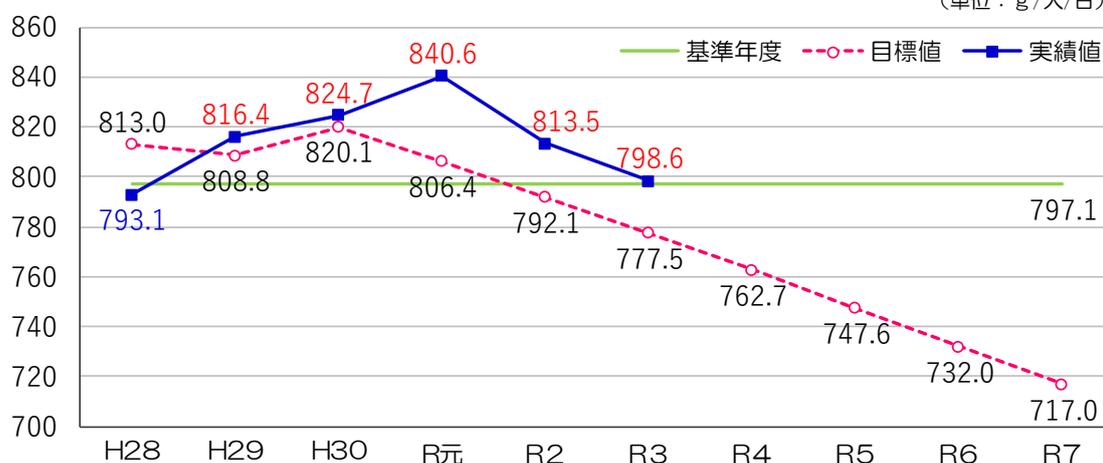
目標値（令和7（2025）年度）：717g/人/日以下

【指標】1人1日あたりのごみ排出量 = 総排出量（家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量）/ 人口 / 年間日数

図表 2-19（1）数値目標① 1人1日あたりのごみ排出量

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	813.0	808.8	820.1	806.4	792.1	777.5	762.7	747.6	732.0	717.0
実績値	793.1	816.4	824.7	840.6	813.5	798.6				
結果	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成				

（単位：g/人/日）



住民1人1日あたりのごみ排出量は、目標の未達成が続いています。

令和2（2020）年度以降は減少傾向にあるものの、令和元（2019）年度は目標値を大きく上回っています。これは、減少傾向にあった普通ごみが増加に転じたこと、また、資源ごみ、大型ごみが増加傾向にあることが影響していると考えられます。

なお、ごみ排出量のうち、家庭系ごみは基準年度を下回っています。しかし、大型ごみは基準年度を大きく上回っていることから、排出削減の取り組み強化が必要です。

また、事業系ごみは基準年度を上回る状況が続いています。平成28（2016）年の大型商業施設増床による影響も踏まえ、排出削減の取り組み強化が必要です。

図表 2-19 (2) 補足指標1：1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

【指標】1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量（資源ごみ、集団回収量を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量） / 人口 / 年間日数

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	506.5	499.9	488.7	477.7	468.1	458.6	449.2	439.8	430.5	424.7
実績値	481.3	478.4	466.1	476.0	476.7	458.0				
結果	達成	達成	達成	達成	未達成	達成				

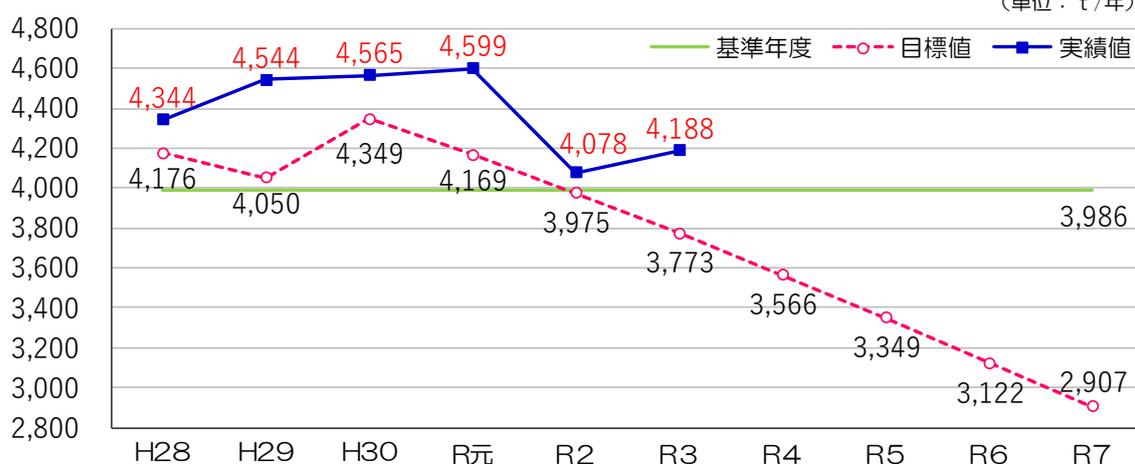
(単位：g/人/日)



図表 2-19 (3) 補足指標2：事業系ごみ排出量

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	4,176	4,050	4,349	4,169	3,975	3,773	3,566	3,349	3,122	2,907
実績値	4,344	4,544	4,565	4,599	4,078	4,188				
結果	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成				

(単位：t/年)



数値目標② リサイクル率

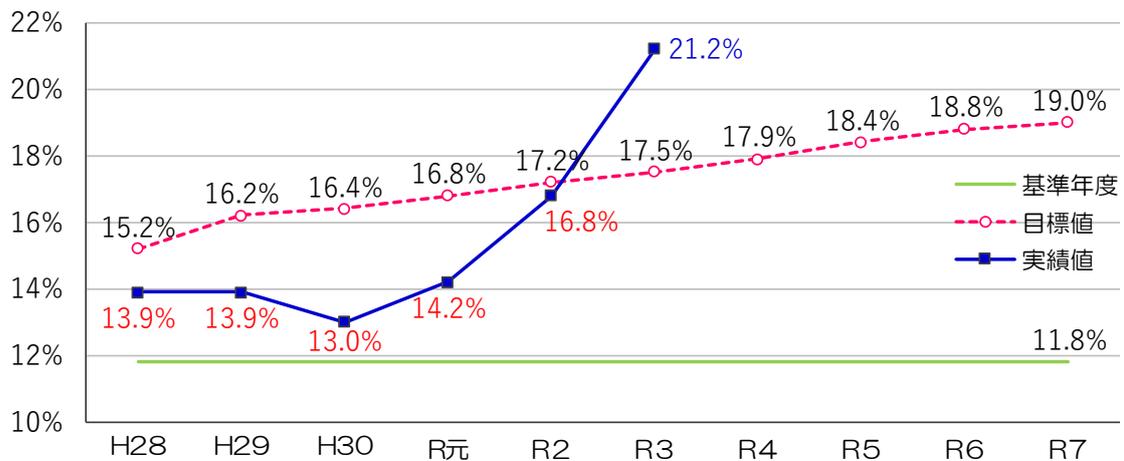
【目標】令和 7（2025）年度までに 19%以上とする。

基準値（平成 25（2013）年度）：11.8%

目標値（令和 7（2025）年度）：19%以上

図表 2-20 数値目標② リサイクル率

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	15.2%	16.2%	16.4%	16.8%	17.2%	17.5%	17.9%	18.4%	18.8%	19.0%
実績値	13.9%	13.9%	13.0%	14.2%	16.8%	21.2%				
結果	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	達成				



リサイクル率は、目標の未達成が続いていましたが、令和 3（2021）年度には達成に転じました。

その要因は、平成 30（2018）年度に開始した雑がみ資源化による「新聞・雑誌・雑がみ」収集量の増加や、安芸クリーンセンターでの飛灰資源化の再開（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度は埋立処分）と考えられます。

しかし、最も大きな要因は、令和 2（2020）年度以降、資源化処理・処分の仕様変更により資源化量が増加し、リサイクル率を引き上げていることから、現状に即した目標値の見直しが必要です。

数値目標③ 最終処分量

【目標】令和7（2025）年度までに平成25（2013）年度比で約5%以上削減する。

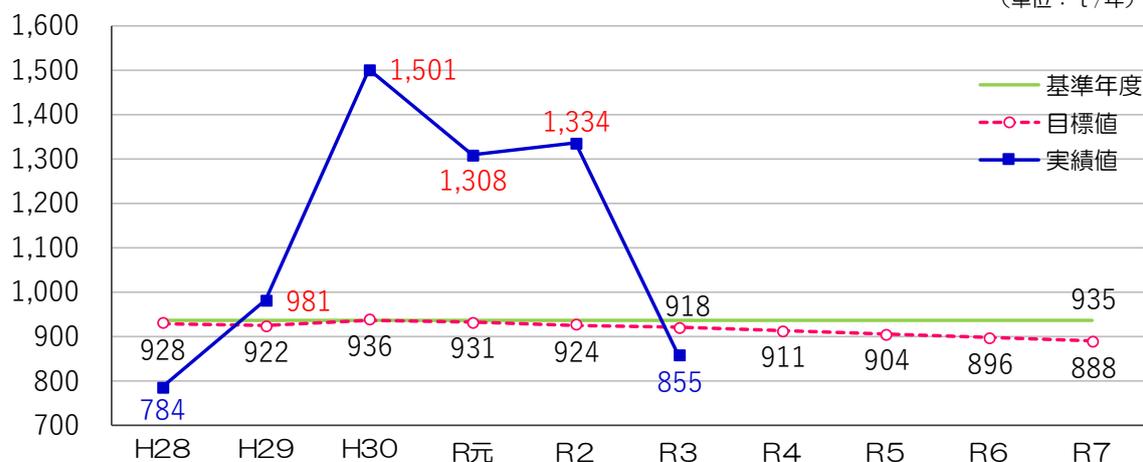
基準値（平成25（2013）年度）：935 t/年

目標値（令和7（2025）年度）：888 t/年以下

図表 2-21 数値目標③ 最終処分量

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	928	922	936	931	924	918	911	904	896	888
実績値	784	981	1,501	1,308	1,334	855				
結果	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	達成				

(単位：t/年)



最終処分量は目標の未達成が続き、特に平成30（2018）年度～令和2（2020）年度は安芸クリーンセンターの飛灰が埋立処分されたことにより目標値を大きく上回っていましたが、飛灰を資源化した令和3（2021）年度には達成に転じました。

中間処理施設における処理により最終処分量が大きく増減するため、今後の動向に注意が必要です。

また、埋立ごみ量が基準年度を上回っていることから、排出削減の取り組み強化が必要です。

一般廃棄物処理システムによる評価

●評価指標

当町の一般廃棄物事業について、「一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）」の5つの評価指標を用いて評価し、類似団体※（126 団体）との比較を行いました。

図表 2-22 システム評価における評価指標

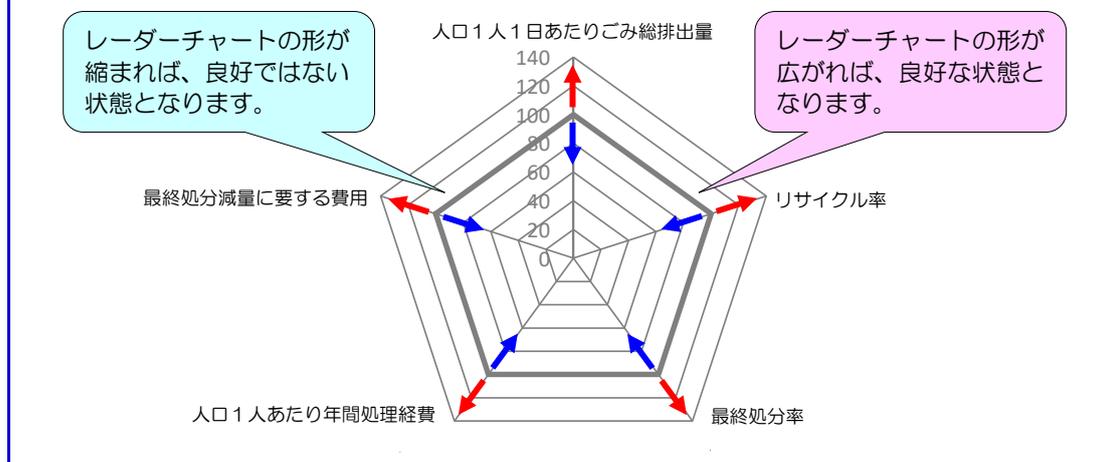
評価指標		算出式	
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量 [g/人/日]	$\text{ごみ総排出量} \div \text{年間日数} \div \text{計画収集人口} \times 10^6$
	廃棄物の再生利用	リサイクル率 [%] (廃棄物からの資源回収率 (RDF 等を除く))	$\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$
	最終処分	最終処分率 [%] (廃棄物のうち最終処分される割合)	$\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$
経済性	費用対効果	人口 1 人あたり年間処理経費 [円/人/年]	$\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$
		最終処分減量に要する費用 [円/t]	$(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$

【参考】レーダーチャートの見方

抽出した類似団体の平均値が 100 となっています。

レーダーチャートは、指数値が大きいほど外側に広がり、良好な状態を示しています。

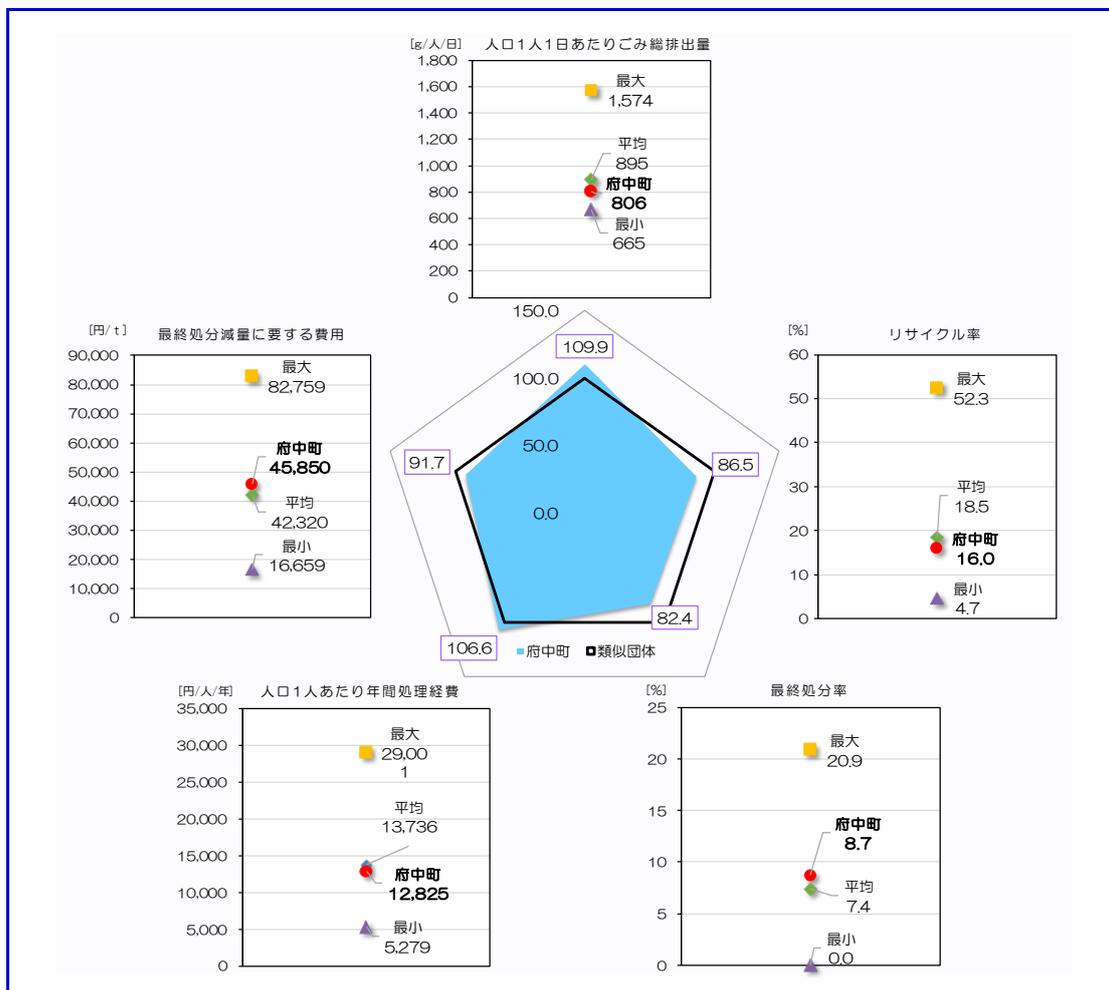
- ・「人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量」は、少ないほど外側に広がります。
- ・「リサイクル率」は、高いほど外側に広がります。
- ・「最終処分率」は、低いほど外側に広がります。
- ・「人口 1 人あたり年間処理経費」は、少ないほど外側に広がります。
- ・「最終処分減量に要する費用」は、少ないほど外側に広がります。



※ 類似団体：類似団体は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村を、総務省の「類似団体別市町村財政指数表」の類型により分類したものです。

●評価結果

図表 2-23 (1) 類似団体の平均を基準とした比較結果 (令和 2 (2020) 年度)



資料) 一般廃棄物処理システム評価支援ツール (環境省)

図表 2-23 (2) 類似団体の平均を基準とした比較結果 (令和 2 (2020) 年度)

指標	指数	比較結果
人口1人1日あたりごみ総排出量	109.9	指数が 100 を超えており、当町の人口1人1日あたりごみ総排出量は、類似団体の平均よりも少なくなっています。類似団体の平均は 895 g/人/日で、当町は 806 g/人/日です。
リサイクル率	86.5	指数が 100 以下となっており、当町のリサイクル率は、類似団体の平均よりも低くなっています。類似団体の平均は 18.5%で、当町は 16.0%です。
最終処分率	82.4	指数が 100 以下となっており、当町最終処分率は、類似団体の平均よりも高くなっています。類似団体の平均は 7.4%で、当町は 8.7%です。
人口1人あたり年間処理経費	106.6	指数が 100 を超えており、当町の人口1人あたり年間処理経費は、類似団体の平均よりも低くなっています。類似団体の平均は 13,736 円で、当町は 12,825 円です。
最終処分減量に要する費用	91.7	指数が 100 以下となっており、当町最終処分減量に要する経費は、類似団体の平均よりも高くなっています。類似団体の平均は 42,320 円で、当町は 45,850 円です。

資料) 一般廃棄物処理システム評価支援ツール (環境省)

国の目標

ごみ処理に係る国の目標としては、循環基本計画において、次の目標が設定されています。

図表 2-24 (1) 循環基本計画における目標値

指標	目標	目標年度
1人1日あたりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む）〔g/人/日〕	約 850 g/人/日	令和 7（2025）年度
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ及び集団回収を除く）〔g/人/日〕	約 440 g/人/日	令和 7（2025）年度
リサイクル率〔%〕	約 28%	令和 7（2025）年度
最終処分率※〔%〕	約 8.4%	令和 7（2025）年度
家庭系食品ロス〔t/年〕	平成 12（2000）年度の半減	令和 12（2030）年度

●国の目標値の達成見込み

循環基本計画における「1人1日あたりのごみ排出量」及び「最終処分率」は、令和 3（2021）年度で目標を達成している状況です。また、「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」は、令和 7（2025）年度までに 18 g/人/日削減することができれば、目標を達成できる状況です。しかし、「リサイクル率」については、目標を達成することは困難であると見込まれます。

図表 2-24 (2) 循環基本計画における目標値の達成見込み

指標	平成 12（2000）年度 基準値	令和 3（2021）年度 実績値	令和 7（2025）年度 目標値	達成 見込み
1人1日あたりのごみ排出量〔g/人/日〕	845	799	850	○
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量〔g/人/日〕	583	458	440	△
リサイクル率〔%〕	18.7	21.2	28.0	△
最終処分率〔%〕	10.7	5.5	8.4	○
家庭系食品ロス〔t/年〕	—	—	平成 12（2000） 年度比 50%減	—

※「○」：達成見込み、「△」：達成が困難な見込み

※ 最終処分率（目標）：

＝一般廃棄物の最終処分量（目標）約 320 万 t / 一般廃棄物の排出量（目標）約 3,800 万 t により算出しています。

県の目標

ごみ処理に係る広島県の目標としては、「第5次広島県廃棄物処理計画（以下、「県の計画」という。）」において、次の目標が設定されています。

図表 2-25 (1) 県の計画における目標値

指標	目標	目標年度
1人1日あたりのごみ排出量 [g/人/日]	874g/人/日以下	令和7（2025）年度
再生利用率※ [%]	32.5%以上	令和7（2025）年度
最終処分率 [%]	12.2%以下	令和7（2025）年度

●県の目標値の達成見込み

県の計画における「1人1日あたりのごみ排出量」、「最終処分率」は、令和3（2021）年度で目標を達成している状況です。しかし、「再生利用率」については、目標値との乖離が大きく、目標を達成することは困難であると見込まれます。

図表 2-25 (2) 県の計画における目標値の達成見込み

指標	令和3（2021）年度 実績値	令和7（2025）年度 目標値	達成見込み
1人1日あたりのごみ排出量 [g/人/日]	799	874	○
再生利用率 [%]	21.2	32.5	△
最終処分率 [%]	5.5	12.2	○

※「○」：達成見込み、「△」：達成が困難な見込み

再生利用率：集団回収、店頭回収及びエネルギー利用を含む目標設定です。

2.2 ごみ排出量の予測

ごみ排出量推計の手順

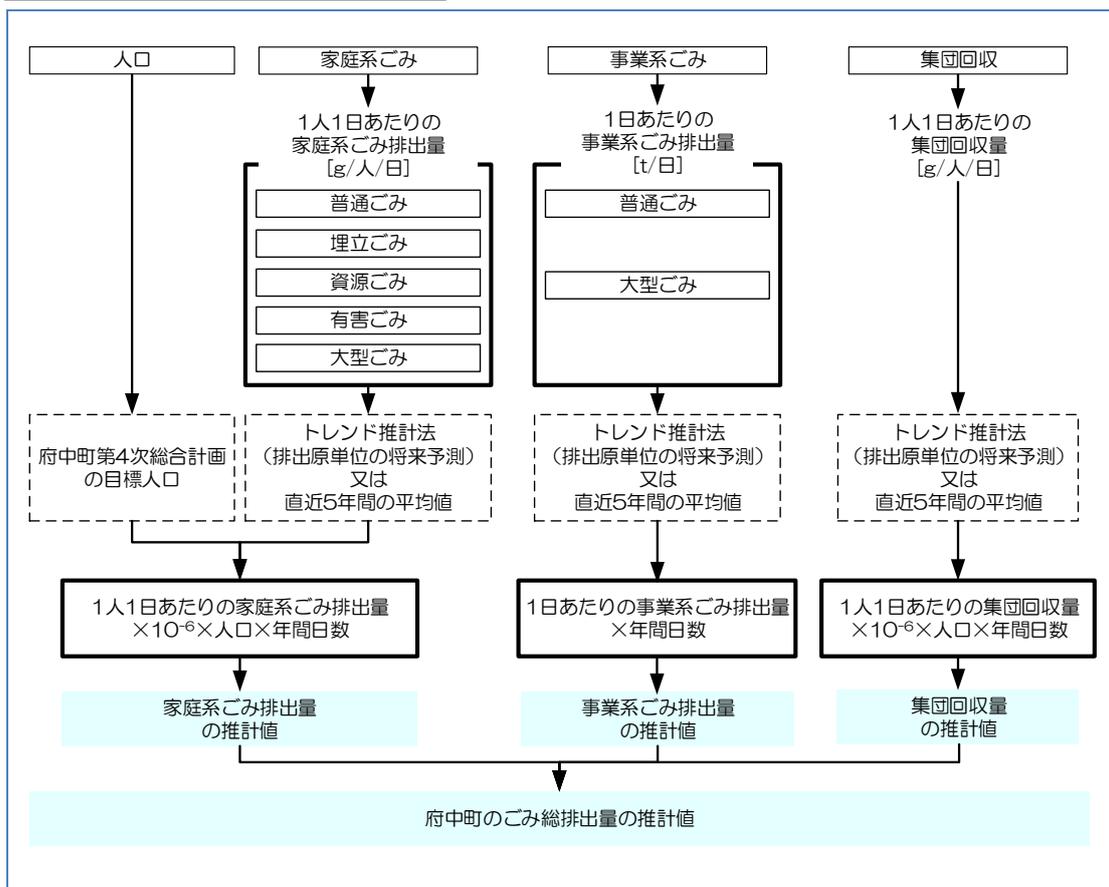
ごみ排出量の予測は、平成 28（2016）年度～令和 3（2021）年度の実績値を用いて行いました。

予測に使用した人口は、「府中町第4次総合計画」で設定された推計値を用いました。

家庭系ごみ及び集団回収については、トレンド推計法により1人1日あたりの排出量の予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値により推計値を算出しました。

事業系ごみについては、トレンド推計法により1日あたりの排出量の予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値や最新実績値を推計値として設定しました。

図表 2-26 ごみ排出量の予測の手順



ごみ排出量（現状推計）

推計人口

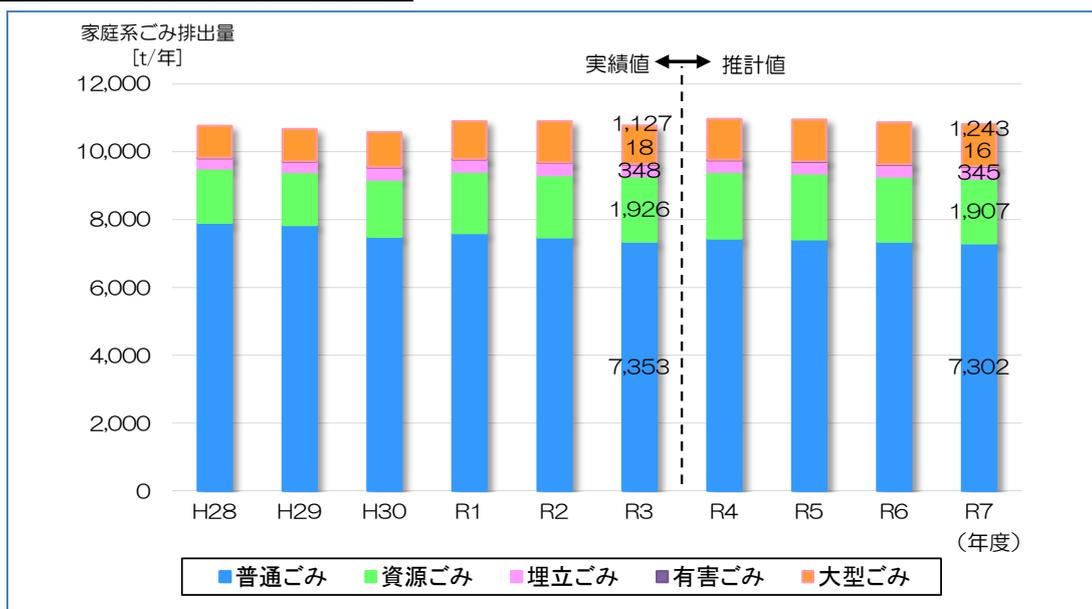
当町の人口推移は、「第1編 1.1 計画の基本的考え方 人口・世帯数」で示したとおり、ほぼ横ばいで推移し、令和7（2025）年度では、53,000人になると予測されています。

家庭系ごみ排出量

家庭系ごみのうち、普通ごみ、資源ごみの排出量は減少すると予測されますが、大型ごみは増加、埋立ごみ及び有害ごみはほぼ横ばいで推移すると予測されます。普通ごみ、資源ごみの減少量が大型ごみの増加量を下回るため、家庭系ごみ排出量は増加することが予測されます。

令和7（2025）年度における家庭系ごみ排出量は10,813tと予測されます。

図表 2-27（1）家庭系ごみ排出量



図表 2-27（2）家庭系ごみ排出量

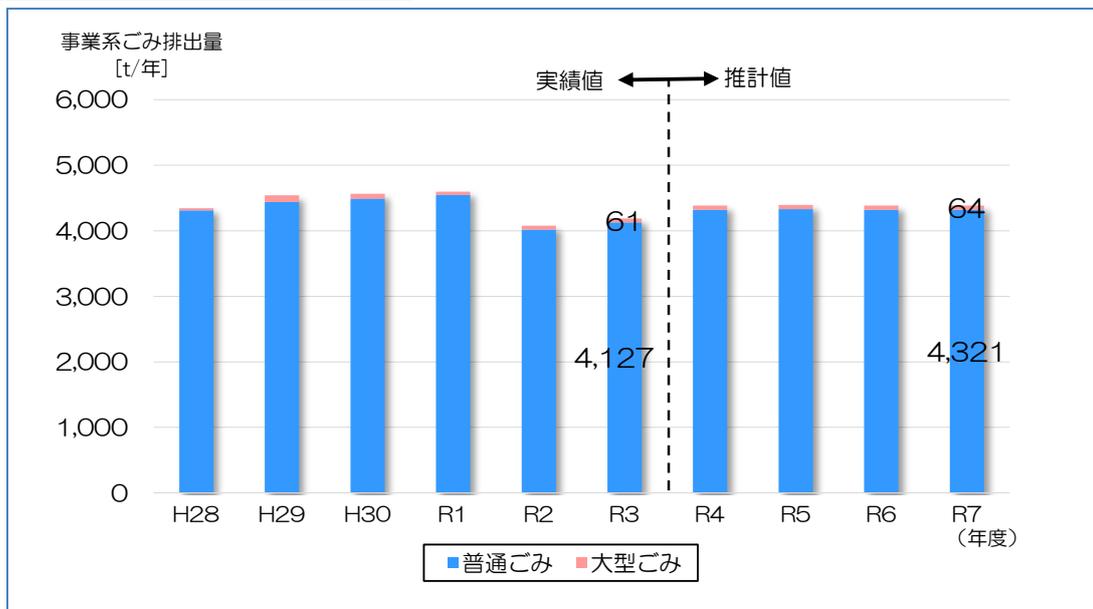
	令和3（2021）年度 実績値	令和7（2025）年度 推計値（目標年度）
普通ごみ [t/年]	7,353	7,302
資源ごみ [t/年]	1,926	1,907
埋立ごみ [t/年]	348	345
有害ごみ [t/年]	18	16
大型ごみ [t/年]	1,127	1,243
合計 [t/年]	10,772	10,813

事業系ごみ排出量

事業系ごみは、普通ごみ、大型ごみの排出量がともに令和 2（2020）年度以降増加すると予測されることから、事業系ごみ排出量は増加することが予測されます。

令和 7（2025）年度における事業系ごみ排出量は 4,385 t と予測されます。

図表 2-28（1）事業系ごみ排出量



図表 2-28（2）事業系ごみ排出量

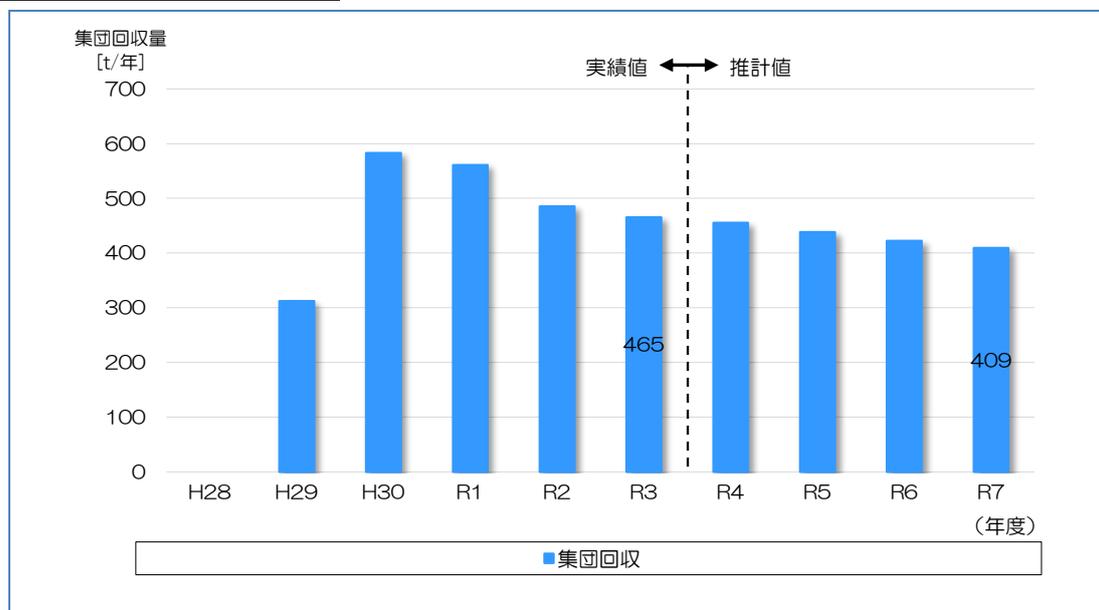
	令和 3（2021）年度 実績値	令和 7（2025）年度 推計値（目標年度）
普通ごみ [t/年]	4,127	4,321
大型ごみ [t/年]	61	64
合計 [t/年]	4,188	4,385

集団回収量

集団回収量は、平成30（2018）年度以降減少することが予測されます。

令和7（2025）年度における集団回収量は409 tと予測されます。

図表 2-29（1） 集団回収量



図表 2-29（2） 集団回収量

	令和3（2021）年度 実績値	令和7（2025）年度 推計値（目標年度）
集団回収量 [t/年]	465	409

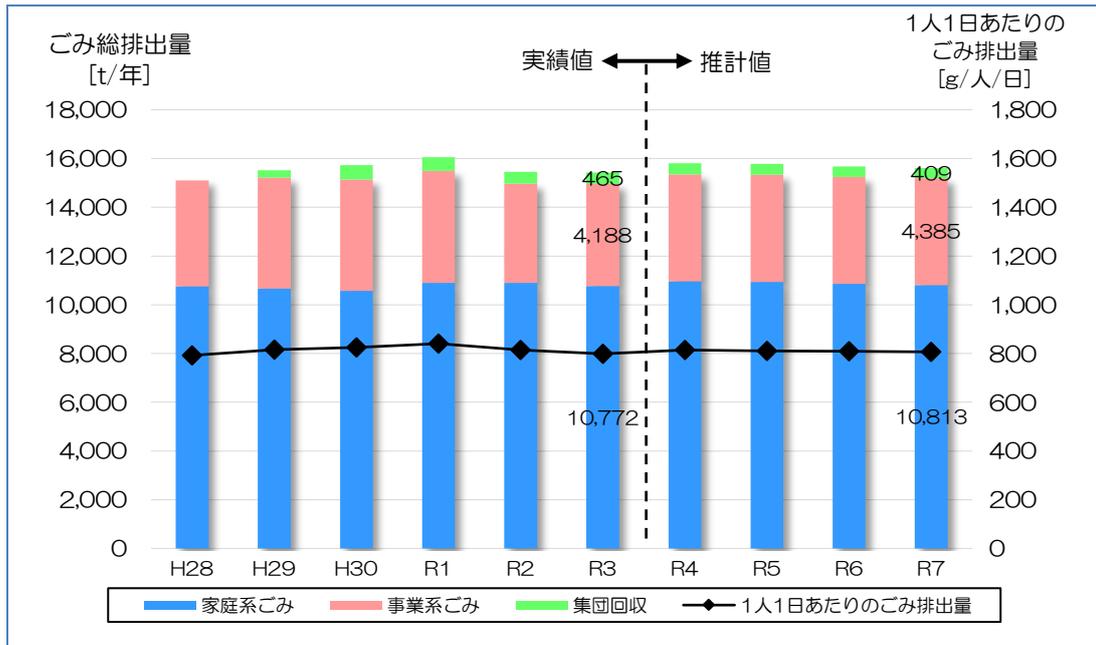
ごみ総排出量

ごみ排出量は、家庭系ごみ、事業系ごみともに増減を繰り返していますが、令和3(2021)年度以降増加すると予測されることから、ごみ総排出量は増加することが予測されます。

令和7(2025)年度におけるごみ総排出量は15,607 tと予測されます。

また、令和7(2025)年度における1人1日あたりのごみ排出量は807 gと予測されます。

図表 2-30 (1) ごみ総排出量



図表 2-30 (2) ごみ総排出量

		令和3(2021)年度 実績値	令和7(2025)年度 推計値(目標年度)
排出量 [t/年]	家庭系ごみ	10,772	10,813
	事業系ごみ	4,188	4,385
	集団回収	465	409
	合計	15,425	15,607
1人1日あたりのごみ 排出量 [g/人/日]		799	807

2.3 ごみ処理の課題

「第1編」及び「2.1 ごみ処理の現状」、「2.2 ごみ排出量の予測」を踏まえ、「現計画における施策の体系」(P11)における「基本方針」の項目ごとに、ごみ処理における課題を整理しました。

排出抑制に関する課題

●排出抑制の推進

循環型社会の推進に向けては、ごみを発生させない「リデュース」とともに、繰り返し使用する「リユース」により、廃棄物の発生自体を減らしていく取り組みが必要です。

使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用や、「使いきり」、「食べきり」、「水切り」など、具体的な取り組みの情報発信と啓発を行い、ごみとなるものを増やさないライフスタイル・事業活動への転換を進めていく必要があります。

●家庭系ごみの減量

家庭系ごみ排出量は、全体では基準年度を下回っているものの、ごみ種別では、大型ごみが基準年度を大きく上回っています。大型ごみ排出削減の取り組み強化が必要です。

普通ごみの約3割が厨芥類となっています。食品ロス削減、生ごみの水切り等により、生ごみ減量化を推進する必要があります。また、紙類等が約3割となっており、その中には、資源物として資源化できるものが多く混入しています。雑がみ等資源物を適正に分別し、資源化を推進する必要があります。

●事業系ごみの減量

事業系ごみ排出量は基準年度を上回る状況が続いています。事業系ごみの削減を実効的に推進していく仕組みづくりが必要です。

事業系普通ごみの約1割が手付かずの食品類となっています。食品ロス削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。また、普通ごみに、約2割の不適物が混入しています。事業系ごみ適正排出の啓発、指導を強化する必要があります。

●ごみ処理手数料の適正化

ごみ処理手数料の適正化については、ごみ減量化・資源化施策を優先して推進することとし、一定期間にわたりごみ排出量が増加するなど、ごみの減量化が図られない場合に、導入を検討することとしました。しかし、家庭系大型ごみは、増加傾向であり、基準年度を上回る状況が続いています。また、大型ごみの排出量が増加傾向にあり、区域外からの持ち込みも確認されています。家庭系ごみ有料化による効果や課題等の最新の動向を整理するなど、ごみ処理手数料全体の適正なあり方を引き続き調査研究していく必要があります。

資源化に関する課題

●3Rに関する啓発、環境学習の推進

循環型社会の推進に向けては、住民・事業者による日々の3R行動・活動の積み重ねが欠かせません。引き続き、改善を図りながら継続し、様々な機会を通じて3Rに関する啓発、環境学習の場を設け、住民・事業者の意識を醸成し、資源循環による環境への負荷の少ないライフスタイル・事業活動への転換を図っていく必要があります。

●雑がみ等資源物の適正分別

平成30（2018）年度から有価物の分別品目を拡充し、雑がみ収集を開始しました。紙類の収集量が増加しており、雑紙資源化の効果と考えられます。

しかし、普通ごみの約3割が紙類であり、その中には、資源化できるものが多く混入しています。雑がみ等の資源物を適正に分別し、資源化を推進する必要があります。

●新たな分別品目の拡充

さらなる資源化の推進に向けては、プラスチック類等、新たな分別品目の資源化を進めていく必要があります。令和4（2022）年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことも踏まえ、プラスチック類資源化の具体化に向けた検討を進めていく必要があります。

また、次期広域ごみ処理施設の検討においては、プラスチック類資源化による焼却量削減も含めて、関係機関と連携して調査・検討していく必要があります。

●事業者と連携した資源回収拠点の普及

当町では白色以外の食品トレイは資源化していませんが、事業者の自主的な取り組みとして、一部の店頭資源回収拠点では、白色以外の食品トレイ等の容器包装を回収し、資源化しています。多様な資源回収方法の一つとして、店頭資源回収の普及を事業者と連携して進めていく必要があります。

適正な処理・処分に関する課題

●適正分別・適正排出

廃棄物の適正な処理・処分を推進するためには、住民・事業者の適正分別・適正排出が欠かせません。住民・事業者に対する広報、啓発により、適正分別・適正排出に対する理解と実践を促していく必要があります。

●ふれあい収集の推進

ごみの排出が困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、平成30（2018）年度から大型ごみの戸別収集（有料）を開始しました。また、令和5（2023）年度から大型ごみ以外の戸別収集を計画しています。持続可能で、利用しやすい制度となるよう、単身世帯やひとり親世帯等の排出困難世帯も利用できる制度として検討する必要があります。また、ごみステーションでの収集が基本であることから、地域でのふれあいによるごみ排出支援についても、調査研究する必要があります。

●処理体制、処理施設の整備

広域焼却施設の安芸クリーンセンターは、平成27（2015）～29（2017）年度に基幹的設備改良工事を行い、15年程度の延命化が図られました。しかし、すでに5年が経過しているため、新たな処理施設の整備について、具体的に検討を進める必要があります。次期広域ごみ処理施設の検討では、経済性ととも、持続可能な資源化の推進、最終処分量の削減、地球温暖化対策も踏まえ、関係機関と連携して多角的に調査・検討を進める必要があります。

また、廃棄物の最終処分は、広島県環境保全公社の出島処分場で埋立処分しています。当該処分場は、埋め立て期限が10年延長され令和16（2034）年までとなる見込みです。最終処分量の削減を進めるとともに、中長期的な視点で最終処分場の確保に向けた調整が必要です。

●不法投棄対策、資源物持ち去り対策の強化

不法投棄防止の啓発、巡回監視パトロール等により不法投棄防止対策を講じていますが、不法投棄が後を絶たちません。また、大型ごみ収集が有料の周辺自治体からの不法投棄が確認されています。不法投棄対策、監視体制の強化が必要です。

また、ごみステーションからの資源物の持ち去りは、条例により禁止していますが、今もなお資源物の持ち去りが発生しています。資源物持ち去り対策、監視体制の強化が必要です。

●災害廃棄物対策

大規模災害発生時には、生活環境の保全と公衆衛生保持のため、災害廃棄物を適正・円滑・迅速に処理する必要があります。災害廃棄物処理計画等により、災害発生時における一般廃棄物処理の事業継続、避難所ごみの収集、災害廃棄物処理の体制を整備し、適宜点検と必要な見直しを行い、災害発生時の実効性を確保しておく必要があります。

協働型環境づくりに関する課題

●協働による取り組みの推進

最も身近な環境問題として、ごみ減量化やリサイクルの取り組みの実践を進めていくためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して様々な施策に取り組んでいくことが重要です。情報の提供や課題の共有を進め、より一層協働の取り組みを推進していく必要があります。

●計画の進行管理

計画の着実な実行を推進していくためには、町による計画の進行管理の徹底が重要であり、実効的な仕組みづくりが必要です。年次点検・評価による進行管理により、継続的な改善を図りながら計画による施策を着実に推進していく必要があります。



ごみ処理の施策

- 3.1 基本理念
- 3.2 基本方針
- 3.3 数値目標
- 3.4 目標達成に向けた具体的施策
- 3.5 計画の進捗管理
- 3.6 ごみ発生量及び処分量の見込み
- 3.7 ごみの適正処理に関する事項
- 3.8 ごみ処理施設の整備に関する事項

3.1 基本理念

「府中町第2次環境基本計画」では、「資源循環による環境負荷の低減」を基本方針の一つとして掲げ、ごみの減量化・資源化の推進により最終処分量を減らし、環境への負荷の少ない「環境にやさしい循環型のまちづくり」を進めています。

これまでの家庭や事業者の各主体での積極的な取り組みによって、当町の1人1日あたりの最終処分量は広島県平均値よりも低い水準にあります。しかし、全国的にも最終処分場の新たな建設は困難な状況の中、当町としても、最終処分量の削減は重要な課題の一つであるといえます。

また、廃棄物行政を取り巻く社会の情勢は、近年頻繁に発生する自然災害への対策の強化が求められているとともに、食品ロスやプラスチックごみの削減に向けた取り組みの充実へ機運が高まりつつあります。

今後、さらなるごみの減量化・資源化の推進により最終処分量の削減を進めていくためには、従来の個々の取り組みに加え、新たな課題に対応して取り組みを進めるとともに、住民・事業者・行政が協働・連携し、より効果的にごみの減量化・資源化を推進することが重要です。

このことを踏まえ、本計画では、住民・事業者・行政などの主体間で共通する合言葉として、基本理念を定めます。

基本理念では、ごみの減量化・資源化の推進により最終処分量の削減を目指す「ごみのスリム化」を掲げます。「ごみのスリム化」の推進は、ごみ処理に必要な「コストのスリム化」にもつながり、ごみ処理事業の安定的な継続にも寄与するものとなります。

基本理念

資源循環による環境負荷の低減
～ごみのスリム化へ みんなで取り組む
循環型のまち あきふちゅう～

3.2 基本方針

「資源循環による環境負荷の低減」に向けて、本計画では、現計画の基本方針を継続し、4つの基本方針を設定します。

なお、基本方針④は、目指す方向性がよりわかりやすいよう名称を変更しました。

基本方針① 排出抑制の推進

「ごみのスリム化」に向けて、まず最優先にごみを増やさない「リデュース」とともに、まだ使えるものは繰り返し使う「リユース」の取り組みを促進します。これにより、特に大型ごみの減量や、食品ロスやプラスチックごみの削減に向けた取り組みを推進します。

家庭系ごみは、生ごみ水切りのさらなる普及により普通ごみの減量化を促進します。

事業系ごみは、業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を調査し、効果的なごみ減量化の提案、働きかけを行い、事業者と連携して排出削減を推進します。

基本方針② 資源化の推進

3Rに関する啓発、環境学習により住民・事業者の意識の向上を図り、主体的な行動を呼びかけます。

雑がみ等資源物の適正分別を促進し、ごみの減量化・資源化を推進します。また、プラスチック類の資源化等、新たな分別品目の拡充に向けた具体的な検討を進めます。

事業者と連携して資源回収拠点の普及、利用を促進します。

基本方針③ 適正な処理・処分の推進

住民・事業者による適正排出、適正分別を徹底し、適正かつ安定した廃棄物の処理・処分を継続します。また、ごみの排出が困難な世帯に対するふれあい収集を拡充します。

持続的なごみ処理に向けて、次期広域ごみ処理施設整備の調査・検討に着手するとともに、中長期的な最終処分場の確保に向けた調整を進めます。

不法投棄対策、資源物持ち去り対策を強化し、地域と連携して違反行為を抑止します。

災害廃棄物処理計画等の運用を図り、災害時の一般廃棄物処理に備えます。

ごみ処理手数料の適正なあり方について、家庭系ごみ有料化も含めて調査研究します。

基本方針④ 地域協働による環境づくりの推進

最も身近な環境問題として、「ごみのスリム化」を合言葉に、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携してより一層協働の取り組みを推進します。

計画推進体制を強化するとともに、年次点検・評価による進行管理を行い、廃棄物減量等推進審議会、住民・事業者からの意見や提案を踏まえ、継続的な改善を図りながら施策を推進します。

3.3 数値目標

数値目標

本計画では、現計画と同様の指標による数値目標を掲げ、「資源循環による環境負荷の低減」に向けた取り組みを推進します。

なお、数値目標の目標値については、ごみ処理の現状を踏まえつつ、国や県の計画等で示された目標等を考慮して見直しを行い、効果的な取り組みの推進によって実現を目指す新たな目標値を定めました。

図表 3-1 数値目標

数値目標①	<p>【指標】 1人1日あたりのごみ排出量*</p> <p>【目標】 <u>令和 7 (2025) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で約 5%削減する。</u></p> <p>基準値：平成 25 (2013) 年度 797 g/人/日 目標値：令和 7 (2025) 年度 758 g/人/日以下</p>
	<p>【指標】 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量*</p> <p>基準値：平成 25 (2013) 年度 512 g/人/日 目標値：令和 7 (2025) 年度 425 g/人/日以下</p>
	<p>【指標】 事業系ごみ排出量</p> <p>基準値：平成 25 (2013) 年度 3,986 t/年 目標値：令和 7 (2025) 年度 3,877 t/年以下</p>
数値目標②	<p>【指標】 リサイクル率</p> <p>【目標】 <u>令和 7 (2025) 年度までに 23%以上とする。</u></p> <p>基準値：平成 25 (2013) 年度 11.8% 目標値：令和 7 (2025) 年度 23.2%以上</p>
数値目標③	<p>【指標】 最終処分量</p> <p>【目標】 <u>令和 7 (2025) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で約 15%削減する。</u></p> <p>基準値：平成 25 (2013) 年度 935 t/年 目標値：令和 7 (2025) 年度 798 t/年以下</p>

※ 1人1日あたりのごみ排出量：
＝ごみ総排出量（家庭系ごみ、事業系ごみ、集回収量を加えた一般廃棄物の総排出量）/人口/年間日数

※ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量：
＝家庭系ごみ排出量（集回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量）/人口/年間日数

数値目標見直しの基本的考え方

数値目標① 1人1日あたりのごみ排出量

ごみ排出量の削減

【目標】令和7（2025）年度までに平成25（2013）年度比で約5%削減する。

基準値：平成25（2013）年度 797 g/人/日

目標値：令和7（2025）年度 758 g/人/日以下

補足指標Ⅰ：1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

基準値：平成25（2013）年度 512 g/人/日

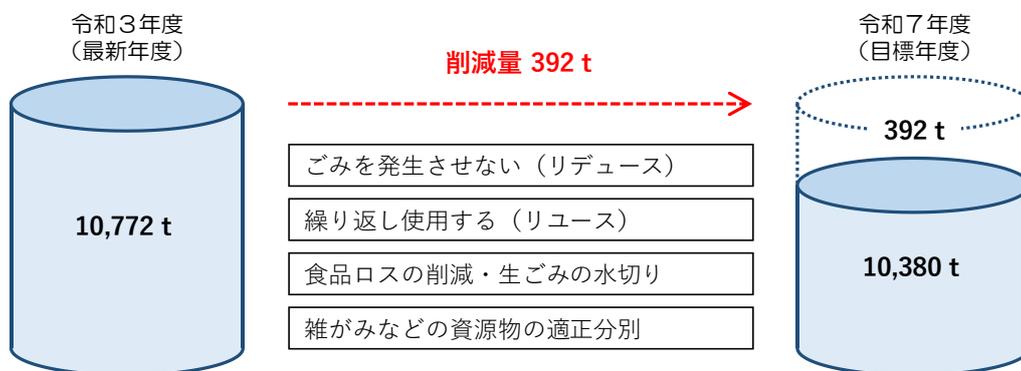
目標値：令和7（2025）年度 425 g/人/日以下

補足指標Ⅱ：事業系ごみ排出量

基準値：平成25（2013）年度 3,986 t/年

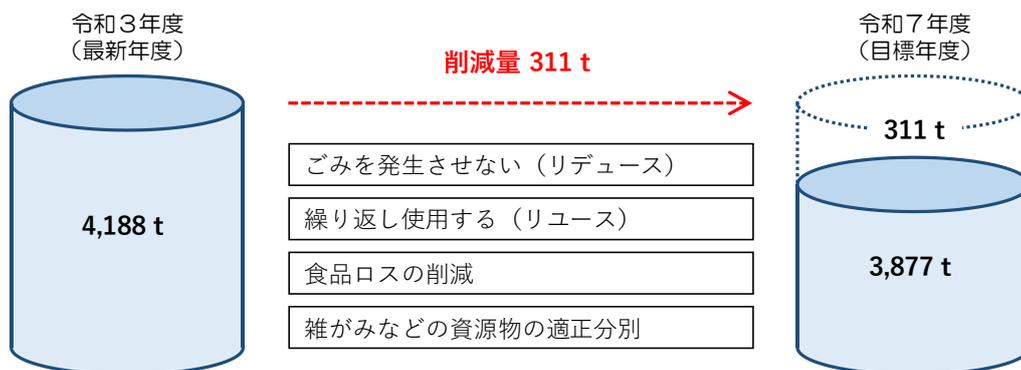
目標値：令和7（2025）年度 3,877 t/年以下

図表3-2（1）家庭系ごみの削減



1人1日20gのごみを減らす取り組みです。

図表3-2（2）事業系ごみの削減



1人1日あたりのごみ排出量は、最新年度の令和3（2021）年度の目標値 777.5g/人/日に対し、実績値は 798.6g/人/日で目標未達成となっています。これを補足指標により家庭系と事業系の内訳でみると、家庭系は目標値 458.6g/人/日に対し、実績値は 458.0g/人/日で目標値を下回っています。しかし、事業系は目標値 3,773 t/年に対し、実績値は 4,188 t/年で目標値を大きく上回っています。

●家庭系ごみ（補足指標Ⅰ）

家庭系ごみは、令和2（2020）年度を除き、補足指標Ⅰの目標値を下回っているものの、今後はほぼ横ばいで推移することが見込まれます。

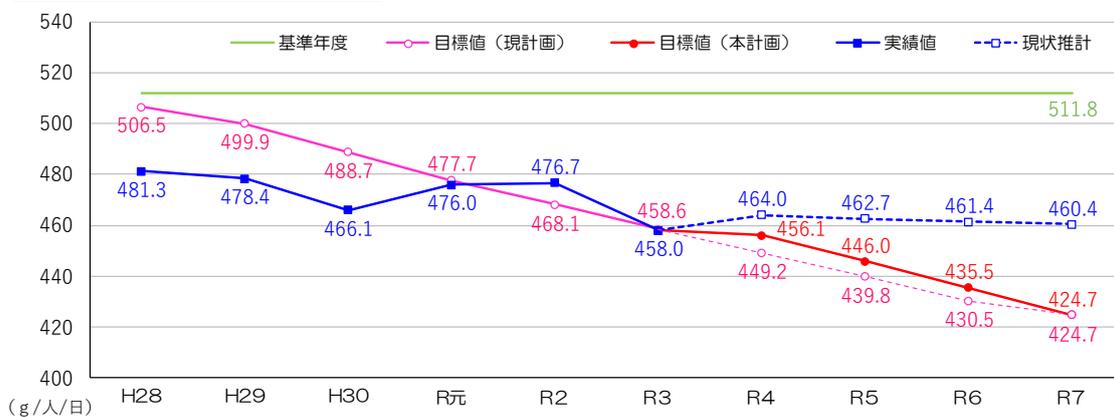
そのため、本計画では、「ごみを増やさない」を基本施策に掲げ、ごみを発生させない「リデュース」、繰り返し使用する「リユース」の実践、普及に向けた取り組みをこれまで以上に推進します。また、「家庭系ごみの減量」を掲げ、様々な機会を通じて、食品ロスの削減、生ごみの水切り、雑がみ等資源物の適正分別などの具体的な取り組みの効果や実施方法を示し、普段の生活の中で住民一人一人の主体的な行動につながる働きかけを行い、家庭系ごみの排出削減を推進します。

これにより、補足指標Ⅰについては、現計画における目標年度の目標値を本計画の目標とし、目標達成に向けて取り組みを推進します。

- ・補足指標Ⅰ「1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」→ 変更なし

目標値：令和7（2025）年度 425g/人/日以下

図表 3-3 補足指標Ⅰの目標値



●事業系ごみ（補足指標Ⅱ）

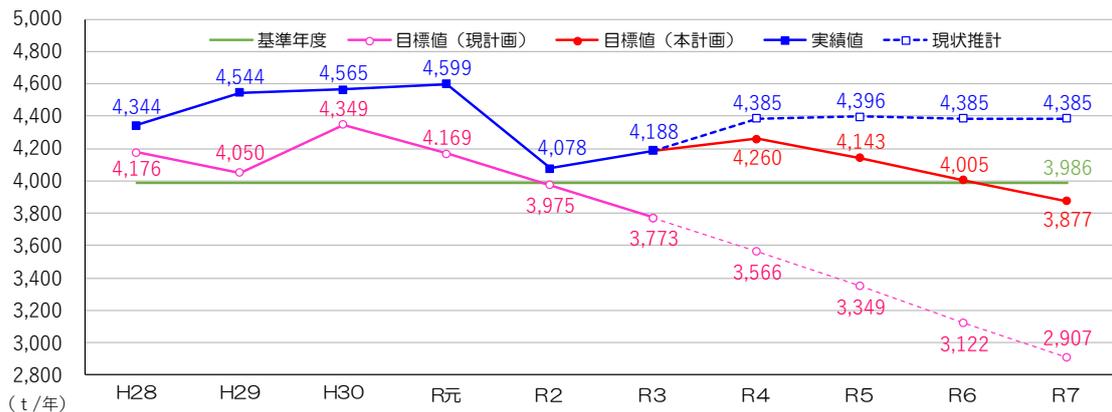
事業系ごみが目標未達成の要因は、平成28（2016）年の大型商業施設の増床などによる影響や社会情勢等の変化により排出量が増加していることも考えられますが、計画前期において事業系ごみの排出抑制に十分に取り組めていなかったことも要因の一つと考えられます。また、今後も基準年度を上回る排出量で推移することが見込まれることから、目標年度における補足指標Ⅱの目標達成は困難です。

こうした状況から、本計画では「事業系ごみの減量」を基本施策に掲げ、業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を調査し、効果的なごみ減量化の提案、働きかけを行うなど、事業者と連携して排出削減の取り組みを強化します。その目標として、補足指標Ⅱについては、実現

可能な目標値に見直し、目標達成に向けて取り組みを推進します。

- 補足指標Ⅱ「事業系ごみ排出量」→ 目標値を変更
 〔現計画〕目標値：令和 7（2025）年度 2,907 t/年以下
 （令和 2（2020）年度、中間年度に基準年度以下）
 〔本計画〕目標値：令和 7（2025）年度 3,877 t/年以下
 （令和 7（2025）年度、目標年度に基準年度以下）

図表 3-4 補足指標Ⅱの目標値



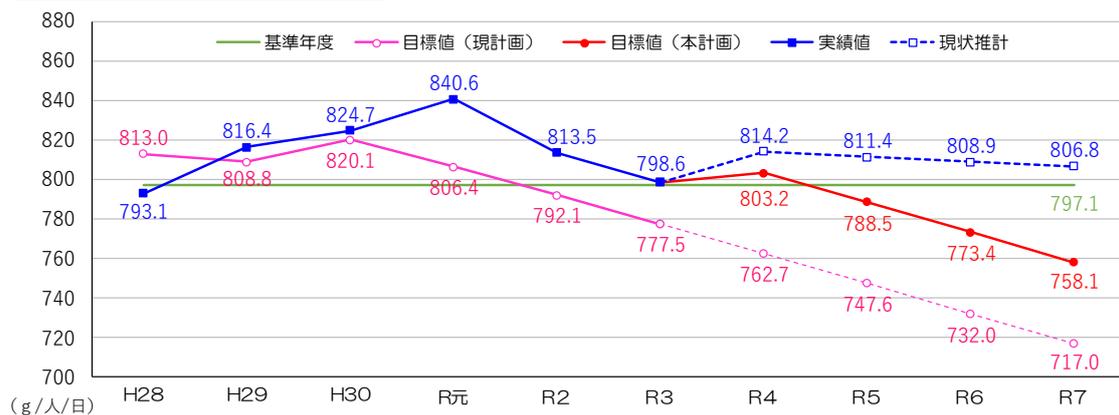
●ごみ総排出量（数値目標①）

家庭系ごみの補足指標Ⅰは現計画どおりとしましたが、事業系ごみの補足指標Ⅱの見直しに伴い、数値目標①を見直しました。計画に掲げた取り組みを、総合的かつ計画的に推進し、目標達成を目指します。

なお、数値目標①は、変更後においても、循環基本計画の目標（令和 7（2025）年度）約 850 g/人/日以下となっています。

- 数値目標①「1人1日あたりのごみ排出量」→ 目標値を変更
 〔現計画〕令和 7（2025）年度までに平成 25（2013）年度比で約 10%以上削減する。
 目標値：令和 7（2025）年度 717 g/人/日以下
 〔本計画〕令和 7（2025）年度までに平成 25（2013）年度比で約 5%削減する。
 目標値：令和 7（2025）年度 758 g/人/日以下

図表 3-5 数値目標①の目標値



数値目標② リサイクル率

資源化の推進

【目標】令和7（2025）年度までに23%以上とする。

基準値：平成25（2013）年度 11.8%

目標値：令和7（2025）年度 23.2%以上

リサイクル率は、目標の未達成が続いていましたが、令和3（2021）年度には達成に転じました。

その要因は、平成30（2018）年度に開始した雑がみ資源化による「新聞・雑誌・雑がみ」収集量の増加や、安芸クリーンセンターでの飛灰資源化の再開（平成30（2018）年度～令和2（2020）年度は埋立処分）と考えられます。しかし、最も大きな要因は、令和2（2020）年度以降、資源化处理・処分の仕様変更により資源化量が増加し、リサイクル率を引き上げています。このことから、数値目標②は、現状に即した目標に見直しました。

なお、循環基本計画では、リサイクル率を令和7（2025）年度に約28%とする目標を掲げており、数値目標②はこれを下回っています。本計画では「新たな分別品目の拡充」として、プラスチック容器包装材等の資源化に向けた調査・検討を進めることとしていますが、収集運搬・処理経費の確保など課題も多く、計画期間中の具体化は困難な状況です。このことから、数値目標②は当町の現状に即した目標値としています。

- ・数値目標②「リサイクル率」→ 目標値を変更

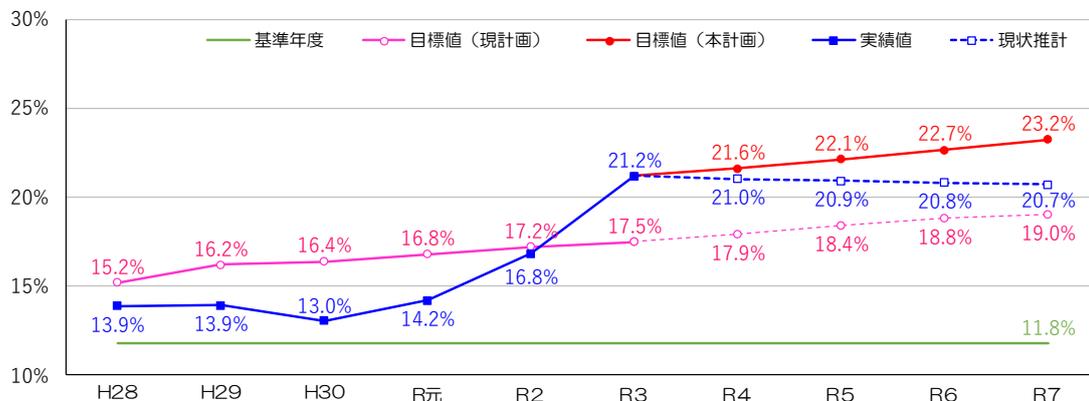
〔現計画〕令和7（2025）年度までに19%以上とする。

目標値：令和7（2025）年度 19%以上

〔本計画〕令和7（2025）年度までに23%以上とする。

目標値：令和7（2025）年度 23.2%以上

図表 3-6 数値目標②の目標値



数値目標③ 最終処分量

最終処分量の削減

【目標】令和 7（2025）年度までに平成 25（2013）年度比で約 15%削減する。

基準値：平成 25（2013）年度 935 t/年

目標値：令和 7（2025）年度 798 t/年以下

最終処分量は目標の未達成が続き、特に平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度は安芸クリーンセンターの飛灰が埋立処分されたことにより目標値を大きく上回っていましたが、飛灰を資源化した令和 3（2021）年度には達成に転じました。

しかし、埋立ごみの排出量は基準年度を上回っており、今後もほぼ横ばいで推移すると見込まれます。適正分別による埋立ごみの減量化により、最終処分量の削減を進めることとし、その目標として数値目標③を見直し、目標達成に向けて取り組みを推進します。

なお、数値目標③から算出した最終処分率は 5.4%で、循環基本計画の目標から算出した最終処分率の約 8.4%（令和 7（2025）年度）を大きく下回っています。

・数値目標③「最終処分量」→ 目標値を変更

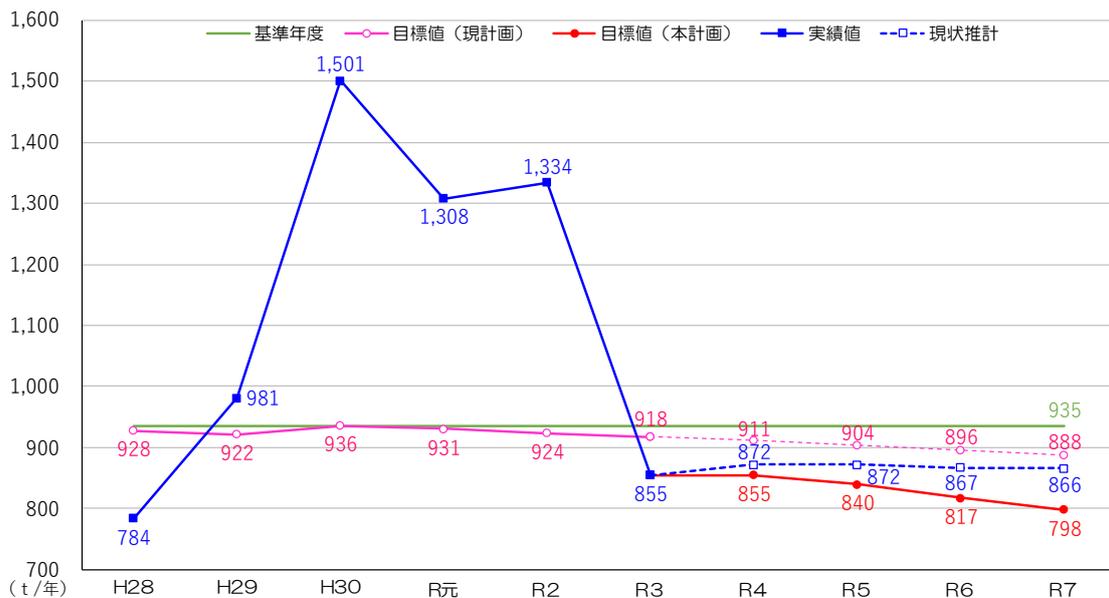
〔現計画〕令和 7（2025）年度までに平成 25（2013）年度比で約 5%以上削減する。

目標値：令和 7（2025）年度 888 t/年以下

〔本計画〕令和 7（2025）年度までに平成 25（2013）年度比で約 15%削減する。

目標値：令和 7（2025）年度 798 t/年以下

図表 3-7 数値目標③の目標値



目標達成による想定排出量

数値目標の見直しにあたり、施策の改善や新たに取り組む施策を踏まえ、施策による排出削減等の効果を推計し、目標達成後の排出量を算定しました。なお、排出抑制は、循環基本計画の基準に準じた目標削減率とし、削減量を推計しました。また、具体的な取り組みを推進する施策については、その特性により個別に施策効果を推計しました。

●排出抑制

循環基本計画の基準に準じて、家庭系は1.5%/年、事業系は1.7%/年を目標削減率として削減量を推計しました。なお、排出量の増加が著しい家庭系大型ごみは、特に排出削減が必要なことから、現状推計で用いた推計式の直近下位の推計式を用いて削減量を推計し、増加傾向から減少傾向に引き下げる目標としました。

- ・家庭系：普通ごみ、埋立・有害ごみ、大型ごみの減量
〔取組番号1,2,3,7,21〕
- ・事業系：普通ごみ、大型ごみの減量
〔取組番号5,6,15,16〕

●食品ロスの削減

組成調査による厨芥類の組成率から、令和3(2021)年度広島市家庭系・事業系可燃ごみ組成分析を引用して厨芥類に占める食品ロスの割合を家庭系21.3%、事業系57.4%と推定し、その半減を中期的な目標とし、取り組み実施目標を約50%として食品ロスの25%削減を目標としました。

- ・家庭系：普通ごみの減量
〔取組番号4〕
- ・事業系：普通ごみの減量
〔取組番号6〕

●生ごみの水切り

食品ロス削減後の厨芥類に対し、平成17(2005)年札幌市モニター調査での水切りによる減量効果10.5%を引用し、取り組み実施目標を約50%として、厨芥類の5%削減を目標としました。

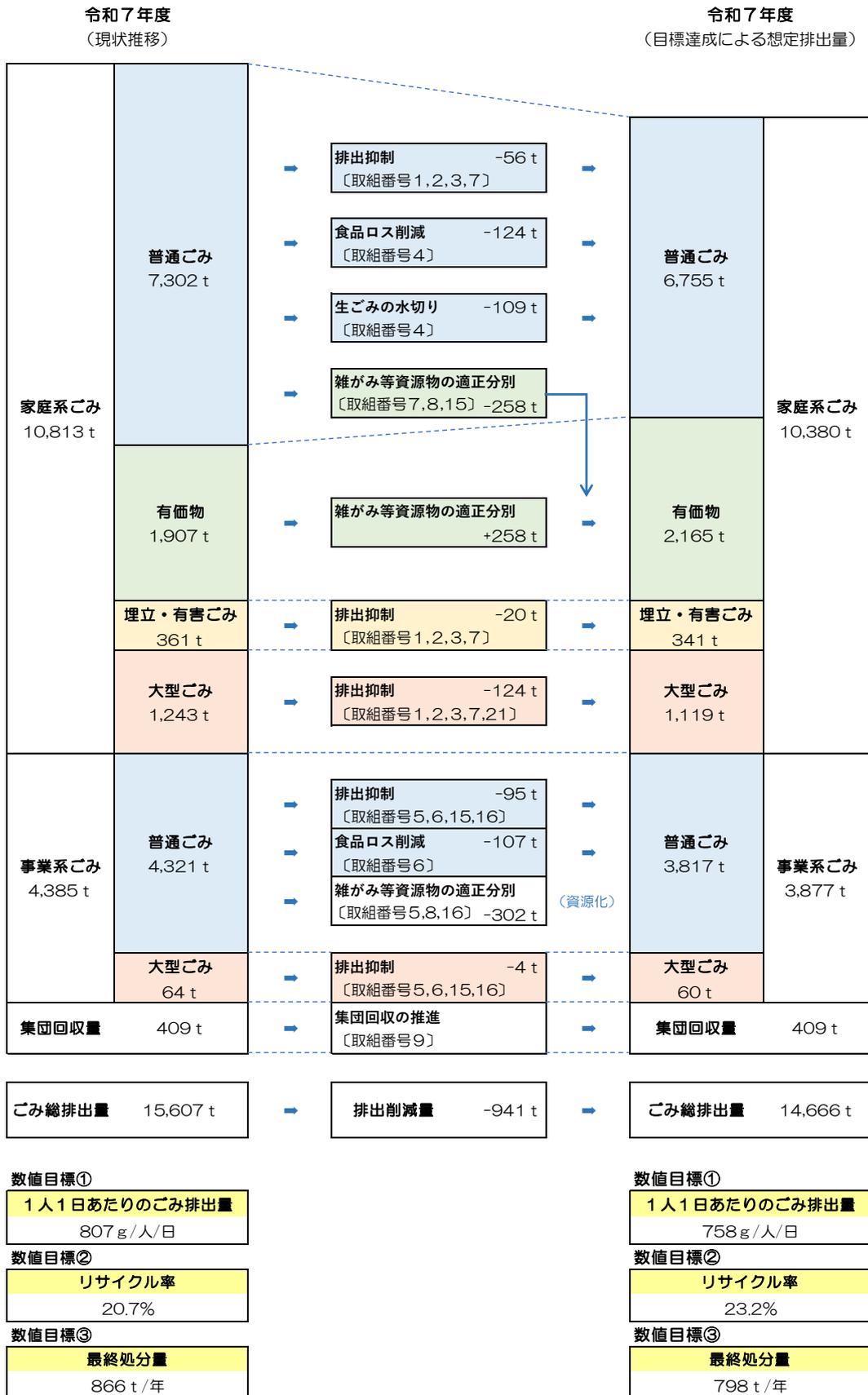
- ・家庭系：普通ごみの減量
〔取組番号4〕

●雑がみ等資源物の適正分別

組成調査による普通ごみに混入している雑がみ等資源物の組成率から、分別品目の特性ごとに目標削減率及び取り組み実施目標を仮定し、削減目標を推計しました。

- ・家庭系：普通ごみの減量、資源ごみの増加
〔取組番号7,8,15〕
- ・事業系：普通ごみの減量
〔取組番号5,8,16〕

図表 3-8 目標達成による想定排出量



3.4 目標達成に向けた具体的施策

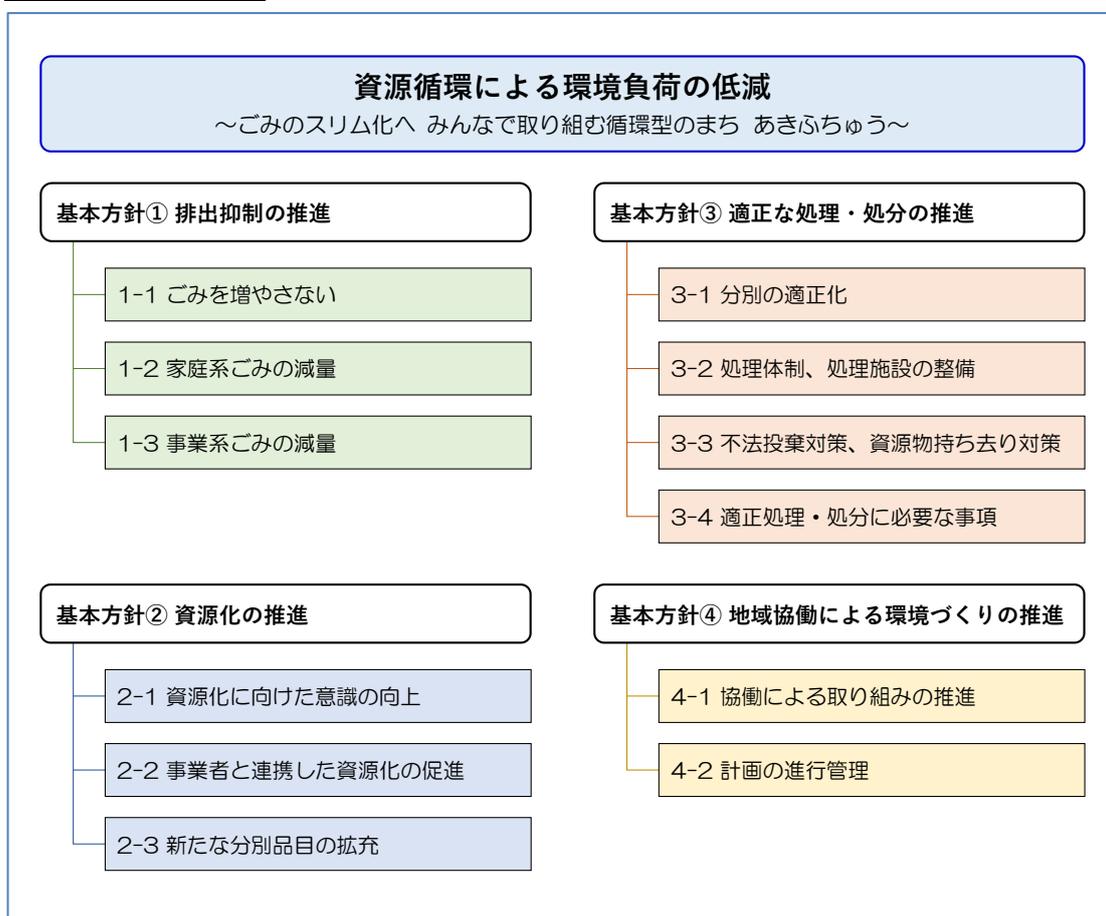
基本施策見直しの基本的考え方

基本施策、取組項目は、現計画での取り組み実施状況を踏まえ、基本方針に基づく施策の目的が明確になるよう体系を整理しました。

また、取組項目は、現計画における課題や社会情勢の変化を踏まえ、見直しを行いました。

施策の体系

図表 3-9 施策の体系



図表 3-10 主な施策の内容

基本方針	基本施策	取組番号	主な取り組み内容
① 排出抑制の 推進	1-1 ごみを増やさない	1	リデュース（排出抑制）の推進
		2	リユース（再使用）の推進【新規】
	1-2 家庭系ごみの減量	3	家庭系ごみ減量に向けた意識の向上
		4	生ごみ減量化の推進
	1-3 事業系ごみの減量	5	事業系ごみ適正排出の啓発、指導
		6	事業者との連携によるごみ減量の推進
② 資源化の推進	2-1 資源化に向けた意識の向上	7	3Rに関する啓発、環境学習の推進
		8	普通ごみに混入している雑がみ等資源物の適正分別
		9	集団回収の推進
	2-2 事業者と連携した資源化の促進	10	事業者と連携した資源回収拠点の普及
	2-3 新たな分別品目の拡充	11	プラスチック類資源化の推進
		12	紙おむつ資源化の推進
		13	生ごみ資源化の推進
		14	剪定枝資源化の推進
③ 適正な処理・ 処分の推進	3-1 分別の適正化	15	適正分別・適正排出に向けた広報、啓発
		16	事業系ごみ適正処理の啓発、指導
	3-2 処理体制、処理施設の整備	17	安全で効率的な収集運搬体制の整備
		18	ふれあい収集の推進
		19	新たな中間処理体制の構築
		20	新たな最終処分場の整備に向けた調整
	3-3 不法投棄対策、資源物持ち去り対策	21	不法投棄対策、監視体制の強化
		22	資源物持ち去り対策、監視体制の強化【新規】
	3-4 適正処理・処分に必要な事項	23	家庭系ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究
		24	特別管理一般廃棄物の適正処理
25		適正処理困難物の適正処理	
26		災害廃棄物対策	
④ 地域協働による環境づくりの推進	4-1 協働による取り組みの推進	27	協働による啓発、環境学習の推進
		28	住民団体、事業者との連携強化
	4-2 計画の進行管理	29	計画推進体制の強化【新規】
		30	協働で行う計画の進行管理

※【新規】とは、本計画で新たに取組項目として位置付けた施策です。それ以外の項目は、前計画の施策を継続又は拡充させていく施策です。

基本方針① 排出抑制の推進

基本施策 1-1 「ごみを増やさない」

〔取組番号1〕 リデュース（排出抑制）の推進

循環型社会の推進に向けては、まずごみを減らすことが重要です。ごみとなるものを増やさないライフスタイル・事業活動への転換を進めていく必要があります。

○必要な取り組み

ごみを発生させない「リデュース」を推進します。

多様な手段で、 unnecessary プラスチックの使用を減らします。

使い捨て製品の使用抑制、簡易包装・詰替え製品の利用促進など、具体的な取り組みを推進します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグやマイボトル、使い捨てではない長く使えるものを使用し、 unnecessary プラスチックの使用を減らします。 ・なるべく簡易包装・詰替え製品等、環境に配慮した製品を選ぶようにします。 ・耐久消費材は、手入れや修理をしながら長く大切に使います。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易梱包、簡易包装に努めます。 ・主に小売店や飲食店などで、消費者が unnecessary 使い捨てプラスチックを断りやすくする、分別しやすくする等、プラスチックごみの削減を進めます。 ・使い捨て製品の製造・販売を控え、詰替え製品の販売を推進します。 ・修理や点検等のアフターサービスを充実することにより、製品の長期使用促進に努めます。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・住民や事業者の自主的な取り組みを促すため、町自らが率先して、ごみの発生・排出抑制を推進します。 ・住民・事業者に対し、様々な機会を通じて、ごみになるものを増やさない、物を大切にするライフスタイル・事業活動への転換を呼びかけ、「リデュース」を推進します。 ・多様な手段で、 unnecessary プラスチックの使用の削減を呼びかけます。 ・簡易包装・詰替え製品等、環境に配慮した製品の普及を促進します。

〔取組番号2〕 リユース（再使用）の推進

循環型社会の推進に向けては、ごみを発生させない「リデュース」とともに、繰り返し使用する「リユース」により、廃棄物の発生自体を減らしていく取り組みが必要です。

○必要な取り組み

ごみを発生させない「リデュース」とともに、繰り返し使用する「リユース」を推進します。

リユースの促進により、大型ごみ、埋立ごみの減量を推進します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てをやめ、繰り返し使えるマイ箸やマイボトルの使用に努めます。 ・耐久消費材は、手入れや修理をしながら長く大切に使います。 ・リユースショップ等を活用し、不用品の再使用に努めます。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に優しい商品の販売やリターナブル容器の使用に努めます。 ・修理や点検等のアフターサービスを充実することにより、製品の長期使用促進に努めます。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を通じて、「リユース」の取り組みの情報提供と啓発を行います。 ・総合的にリユースを促進し、大型ごみ、埋立ごみの減量を推進します。 ・イベント等の会場から出る使い捨て容器を減らすため、リユース食器の利用を呼びかけます。 ・住民団体と連携し、「リユース」の普及に向けた出前講座の開催やリユース市等の活動を支援します。 ・家具等を修理し、販売する仕組みづくりを調査研究します。

基本施策 1-2 「家庭系ごみの減量」

〔取組番号3〕 家庭系ごみ減量に向けた意識の向上

家庭系ごみの減量化を実現するには、住民の排出抑制にかかっています。

家庭系ごみ排出量は減少傾向にあるものの、目標達成に向けては、さらなるごみ減量が必要です。

○必要な取り組み

様々な機会を通じて、ごみ減量に向けた住民・事業者の意識向上を図り、家庭系ごみ減量を推進します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量に対する意識を高め、その取り組みの実践に努めます。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、ごみ減量を呼びかけます。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な機会を通じて、ごみ減量の取り組みの実践を呼びかけます。 ・取り組みの効果や実施方法の「見える化」や、楽しみながら取り組める視点や工夫により、住民の意識に働きかけ、普段の生活の中で、ごみ減量の主体的な行動につながる啓発を行います。

〔取組番号4〕 生ごみ減量化の推進

組成調査では、家庭系普通ごみの約3割が厨芥類となっています。生ごみ減量化の取り組みを強化する必要があります。また、食品ロス削減に向けた取り組みが必要です。

○必要な取り組み

- 生ごみ減量化の取り組みを強化します。
- 食品ロス削減に向けた取り組みを推進します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物前に冷蔵庫の中身を確認し、不要な食材を購入しないようにします。 ・小売店舗では、商品の「てまえどり」に努めます。 ・購入した食材は、計画的に使用し、無駄なく使います。 ・食材の「使いきり」や料理の「食べきり」に努めます。 ・生ごみは、できる範囲で「水切り」して排出します。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店舗で、商品の「てまえどり」を呼びかけます。 ・飲食店で、料理の「食べきり」を呼びかけます。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページ、出前講座等で、日常生活の中で取り組むことのできる生ごみ減量化の具体的な手法や効果等の情報を提供し、その実践の普及を図ります。 ・住民団体等と連携し、出前講座等で、生ごみを少なくする調理方法などを紹介し、家庭等における食品ロスの削減を推進します。

基本施策 1-3 「事業系ごみの減量」

〔取組番号5〕 事業系ごみ適正排出の啓発、指導

事業活動に伴い発生した廃棄物は、自らの責任で、適正な区分により、適正に処理しなければいけません。しかし、事業系普通ごみの組成調査では、約2割の不適合物が混入しています。事業系ごみ適正排出の啓発、指導を強化する必要があります。

○必要な取り組み

- 事業者に対し、適正排出の啓発、指導を強化します。

○主体別の取り組み

〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動に伴い発生した廃棄物は、自らの責任で、適正な区分により、適正に処理します。 ・資源物は、適正に分別し、資源物回収業者に引き渡します。 ・事業系ごみは、家庭系ごみを集積するごみステーションには排出しません。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・組成調査等の結果を踏まえ、広報、ホームページ、啓発冊子等により、より効果的な周知啓発を行います。 ・不適正排出事業者に対し、直接指導を行います。 ・事業者に、資源物資源化の方法を提案、資源物回収業者を紹介するなど、事業者による資源物の資源化を促進します。

〔取組番号6〕事業者との連携によるごみ減量の推進

事業系ごみの減量化を実現するには、事業者の排出抑制にかかっています。事業系ごみ排出量は、基準年度を上回る状況が続いており、事業系ごみ排出削減の取り組みを強化する必要があります。

組成調査では、事業系普通ごみの約1割が手付かずの食品類となっており、食品ロス削減に向けた取り組みを強化していく必要があります。

○必要な取り組み

業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を調査し、効果的なごみ減量化の提案、働きかけを行います。

多量排出事業者の排出状況を調査し、事業者と連携して排出抑制の取り組みを推進します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	<ul style="list-style-type: none"> ・小売店舗では、商品の「てまえどり」に努めます。 ・飲食店では、料理の「食べきり」に努めます。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化の取り組みを推進します。 ・商品をつくる時は、原材料を無駄なく効率的に使うよう工夫します。 ・食品ロスの削減に努めます。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの減量化・資源化を推進する事業者の取り組みを紹介し、広く事業者 に周知啓発を行います。 ・業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を調査し、効果的なごみ減量化 の提案、働きかけを行います。 ・多量排出事業者の排出状況を調査し、事業者と連携して排出抑制の取り組 みを推進します。 ・近隣市町と食品ロス削減施策の情報を共有するとともに、県と連携し、食 品ロス削減に向けて、飲食店への啓発や福祉団体等が取り組んでいるフード バンク等の周知、協力を働きかけます。

基本方針② 資源化の推進

基本施策 2-1 「資源化に向けた意識の向上」

〔取組番号7〕 3Rに関する啓発、環境学習の推進

循環型社会の推進に向けては、住民・事業者による日々の3R行動・活動の積み重ねが欠かせません。

住民一人一人が3Rに関心を持ち、資源循環による環境への負荷の少ないライフスタイルへの転換を図る必要があります。

○必要な取り組み

様々な機会を通じて3Rに関する啓発、環境学習の場を設け、住民・事業者の意識の向上を図り、3Rの取り組みを推進します。

○主体別の取り組み

〔住民〕	<ul style="list-style-type: none"> 行政や地域の研修会等に積極的に参加します。 3Rの取り組みを実践します。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> 3Rの取り組みを実践します。 研修会に講師を派遣する等、地域や行政の啓発に協力します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> 分別区分やごみ排出量などの基礎情報に加え、発生抑制や分別の必要性、取り組みの効果や実施方法の「見える化」により、住民・事業者の意識に働きかけ、3Rの主体的な行動を呼びかけます。 住民・事業者と連携し、様々な機会を捉えて、啓発、出前講座等を実施します。 住民・事業者の率先した取り組みを広く紹介し、その普及・促進を図ります。

〔取組番号8〕 普通ごみに混入している雑がみ等資源物の適正分別

組成調査では、普通ごみの約3割が紙類であり、その中には、資源物として資源化できるものが多く混入しています。

雑がみ等を資源物として適正に分別し、資源化を推進する必要があります。

○必要な取り組み

雑がみ等資源物の適正分別を周知啓発し、資源化を推進します。

○主体別の取り組み

〔住民〕	<ul style="list-style-type: none"> 雑がみ等資源物は、資源ごみとして適正に分別して排出します。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> 雑がみ等資源物は、適正に分別し、資源物回収業者に引き渡します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> 普通ごみ組成調査の結果を公表し、雑がみ等資源物の適正分別・適正排出を啓発します。 事業者には、資源物資源化の方法を提案、資源物回収業者を紹介するなど、事業者による資源物の資源化を促進します。 事業系ごみとして搬入される紙類等の資源化の仕組みづくりを検討します。

〔取組番号9〕 集団回収の推進

身近な地域で取り組む集団回収は、住民の資源化意識の向上、地域活動の活性化、資源物持ち去り対策の効果も期待されます。しかし、近年、集団回収量は減少傾向で推移しています。

○必要な取り組み

町内会等活動団体の無理のない範囲で、集団回収を推進します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	・ 集団回収を実施している地域では、資源物の集団回収に協力します。
〔行 政〕	・ 資源物回収業者を紹介するなど、地域における集団回収を支援します。 ・ 集団回収に関する窓口を一元化し、手続きの利便性向上を図ります

基本施策 2-2 「事業者と連携した資源化の促進」

〔取組番号10〕 事業者と連携した資源回収拠点の普及

事業者の自主的な取り組みとして、小売店舗での店頭資源回収が行われています。

現在、町では白色以外の食品トレイは資源化していません。しかし、一部の店頭資源回収拠点では、白色以外の食品トレイ等の容器包装を回収し、資源化しています。

町でのプラスチック類資源化の検討を進めるとともに、多様な資源回収方法の一つとして、店頭資源回収の普及、利用促進を、事業者と連携して進めていく必要があります。

○必要な取り組み

資源化の推進に向けて、多様な資源回収方法の一つとして、事業者と連携して、店頭資源回収の普及、利用を促進します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	・ 資源回収方法の一つとして、店頭資源回収を利用します。
〔事業者〕	・ 小売店舗での店頭資源回収の推進に努めます。
〔行 政〕	・ 事業者と連携して、店頭回収拠点や回収品目の情報提供を行い、資源回収拠点の利用促進を図ります。 ・ 事業者や資源物回収業者の実態を調査し、店頭回収拠点の整備、回収品目の拡大に向けた働きかけを行います。

基本施策 2-3 「新たな分別品目の拡充」

〔取組番号11〕 プラスチック類資源化の推進

現在、プラスチック類は、焼却施設の熱源として焼却処理しています。

令和4（2022）年4月にプラスチック資源循環促進法が施行されたことを受け、プラスチック類の資源化を推進する必要があります。

○必要な取り組み

安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡4町で調整し、プラスチック類の分別、資源化に向けた具体的な調査・検討を進めます。

次期広域ごみ処理施設の検討においては、プラスチック類の資源化による焼却量削減も含めて、関係機関と連携して調査・検討します。

○主体別の取り組み

〔行政〕	・先進事例、資源化技術や処理経費の動向を踏まえ、分別収集するプラスチック製容器包装の種類、収集運搬体制、資源化処理の方法等、実施に向けた具体的な調査・検討を進めます。
------	---

〔取組番号12〕 紙おむつ資源化の推進

使用済み紙おむつは、水分を多く含んでおり、その資源化は、ごみ減量効果が期待されます。

今後の高齢化の進行や「使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」（環境省、令和2（2020）年3月）を踏まえ、紙おむつ資源化について、調査研究する必要があります。

○必要な取り組み

紙おむつ資源化について、最新の情報で調査研究します。

○主体別の取り組み

〔行政〕	・先進事例、資源化技術や処理経費の動向を踏まえ、最新の情報で紙おむつ資源化について、調査研究します。
------	--

〔取組番号13〕 生ごみ資源化の推進

これまでも生ごみ資源化を検討しましたが、処理経費が高額であることから具体的な検討には至っていません。しかし、全国では、メタン発酵等の技術を活用し、生ごみを資源化する自治体も増えつつあります。

生ごみ資源化について、最新の情報で調査研究する必要があります。

○必要な取り組み

生ごみ減量化の取り組みを推進するとともに、生ごみ資源化について、調査研究します。

○主体別の取り組み

〔行政〕	・先進事例、資源化技術や処理経費の動向を踏まえ、最新の情報で生ごみ資源化について、調査研究します。
------	---

〔取組番号14〕 剪定枝資源化の推進

これまでも剪定枝資源化を検討しましたが、処理経費が高額であることから具体的な検討には至っていません。しかし、全国では、たい肥化など、剪定枝を資源化している自治体も見受けられます。

剪定枝資源化について、最新の情報で調査研究する必要があります。

○必要な取り組み

剪定枝資源化について、調査研究します。

○主体別の取り組み

〔行政〕	・先進事例、資源化技術や処理経費の動向を踏まえ、最新の情報で剪定枝資源化について、調査研究します。
------	---

基本方針③ 適正な処理・処分の推進

基本施策 3-1 「分別の適正化」

〔取組番号15〕 適正分別・適正排出に向けた広報、啓発

廃棄物の適正な処理・処分を推進するためには、住民・事業者の適正分別・適正排出が欠かせません。

住民・事業者に対する広報、啓発により、ごみの減量化・資源化に対する意識の向上を図るとともに、適正分別・適正排出に対する理解と実践を促していく必要があります。

○必要な取り組み

「わかりやすい」を基本とした情報発信により、適正分別・適正排出を啓発します。情報発信ツールは、随時、内容の見直しと更新を行います。

○主体別の取り組み

〔住民〕	<ul style="list-style-type: none"> ごみは決められた方法に従って分別し、指定された方法により排出します。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴い発生した廃棄物は、自らの責任で適正に処理します。 適正分別により、雑がみ等資源物の資源化を推進します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> 収集案内、分別ガイドブック、ごみ分別アプリなど、様々な媒体により適正分別・適正排出の情報を発信します。 広報紙、ホームページ、出前講座等で定期的に周知を行い、適正分別・適正排出を啓発します。 集合住宅等の単身居住者、転入者、若年層や学生等に向けて、新たな情報伝達媒体を活用し、対象を絞って重点的に周知啓発します。 全戸配布する収集案内「家庭ごみの正しい出し方」は、よりわかりやすい内容に随時更新します。

〔取組番号16〕 事業系ごみ適正処理の啓発、指導

事業系普通ごみの組成調査では、約2割の不適合物が混入しています。事業系ごみ適正処理に対する啓発、指導を強化する必要があります。

○必要な取り組み

事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分による適正な処理の啓発、指導を強化します。

事業系ごみの適正処理は、事業者の排出のみならず、一般廃棄物収集運搬業許可業者による収集により大きく影響を受けることから、許可業者への指導を行います。

○主体別の取り組み

〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動に伴い発生した廃棄物は、自らの責任で一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分により、適正に処理します。 廃棄物の搬出には、適切な収集運搬業許可業者を利用します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し、一般廃棄物と産業廃棄物の適正な区分による適正な処理を啓発、指導します。 一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、毎月提出される実績報告書及び許可更新時に提出される事業計画書に基づき、適正搬入指導を行います。また、必要に応じて、事業者への立入調査を行います。 直接搬入において、定期的な検査、指導を引き続き実施します。

基本施策 3-2 「処理体制、処理施設の整備」

〔取組番号17〕 安全で効率的な収集運搬体制の整備

ごみの収集運搬は、ごみ処理事業において住民にもっとも近い接点です。生活環境の保全に支障がないよう、排出されたごみを迅速に収集し、中間処理施設まで運搬する必要があります。

○必要な取り組み

排出されたごみを速やかに収集・運搬し、地域の生活環境の保全に努めます。

町内会と連携して、ごみステーションを適切に設置し、住民サービスの向上に努めます。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	・指定された方法により、適正に分別してごみを排出します。
〔事業者〕	・事業活動に伴い発生した廃棄物は、自らの責任で適正な区分により、適正に処理します。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で、効率的かつ経済的な収集運搬業務を継続します。 ・新型コロナウイルス感染症等の感染防止に配慮した排出方法を周知します。 ・町内会と連携して、ごみステーションを適切に設置します。また、安全かつ清潔なごみステーションの環境づくりを推進します。 ・環境センターでの休日持ち込み受付について、引き続き検討します。

〔取組番号18〕 ふれあい収集の推進

ごみの排出が困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、平成 30（2018）年度から大型ごみの戸別収集（有料）を開始しました。また、令和 5（2023）年度から大型ごみ以外の戸別収集を計画しています。

持続可能で、利用しやすい制度となるよう制度設計する必要があります。また、単身世帯やひとり親世帯等の排出困難世帯も利用できる制度として検討する必要があります。

ごみステーションでの収集が基本であることから、地域でのふれあいによるごみ排出支援についても、調査研究する必要があります。

○必要な取り組み

ごみ排出困難世帯のふれあい収集を推進します。

○主体別の取り組み

〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能で、利用しやすい制度となるよう制度設計します。 ・単身世帯やひとり親世帯等の排出困難世帯も利用できる制度を検討します。 ・高齢者や障害者の世帯等でごみ出しが困難な世帯に対して、訪問してごみ出しを支援し、併せて安否を確認するための声かけを行う支援等を調査研究します。
-------	---

〔取組番号19〕 新たな中間処理体制の構築

安芸郡4町の可燃ごみは、平成14（2002）年度から安芸クリーンセンターで焼却処理しています。当該施設は、平成27（2015）～29（2017）年度の基幹的設備改良工事により15年程度の延命化が図られました。しかし、すでに5年が経過しているため、新たな処理施設の整備について、具体的に検討を進める必要があります。

新たな処理施設の検討では、経済性ととともに、資源化の推進、最終処分量の削減、地球温暖化対策も踏まえた検討が必要です。

○必要な取り組み

安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡4町で連携し、県の広域化計画を踏まえた広域処理を検討します。

新たな処理施設の整備について、多角的に具体的な調査・検討を進めます。

○主体別の取り組み

〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡4町で連携し、県の広域化計画を踏まえた広域処理を検討します。 ・先進事例、資源化技術や処理経費の動向も踏まえ、新たな処理施設の整備について、多角的に具体的な調査・検討を進めます。
------	--

〔取組番号20〕 新たな最終処分場の整備に向けた調整

廃棄物の最終処分は、広島県環境保全公社の出島処分場で埋立処分しています。当該処分場は、埋め立て期限が10年延長され令和16（2034）年までとなる見込みです。

最終処分量の削減を進めるとともに、中長期的な視点で最終処分場の確保に向けた調整が必要です。

○必要な取り組み

安芸地区衛生施設管理組合構成市町と連携して、中長期的な視点で最終処分場の確保に向けた調整を行います。

○主体別の取り組み

〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・安芸地区衛生施設管理組合構成市町と連携して、中長期的な視点で最終処分場の確保に向けた調整を行います。
------	---

〔取組番号21〕 不法投棄対策、監視体制の強化

不法投棄防止の広報・啓発、巡回監視パトロール等により不法投棄防止対策を講じていますが、不法投棄が後を絶たしません。また、大型ごみ収集が有料の周辺自治体からの不法投棄が確認されています。

不法投棄対策、監視体制の強化が必要です。

○必要な取り組み

不法投棄対策、監視体制を強化します。

悪質な不法投棄に対しては、厳格に対応します。

○主体別の取り組み

〔住民〕 〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・決められた方法に従って適正にごみを排出します。 ・不法投棄を発見した場合は、警察又は役場に通報します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄防止看板の設置、広報等により、不法投棄の未然防止を啓発します。 ・巡回監視パトロール、重点対策箇所への監視カメラ設置など、監視体制を強化します。 ・地域と連携して重点的に不法投棄防止活動を行うなど、不法投棄対策を強化します。 ・悪質な不法投棄に対しては、警察と連携を密にしながら厳格に対応します。 ・環境課と環境センターがそれぞれの役割と責任を明確にし、連携して不法投棄対策の取り組みを強化します。

〔取組番号22〕 資源物持ち去り対策、監視体制の強化

ごみステーションからの資源物の持ち去りは、条例により禁止しています。しかし、今もなお資源物の持ち去りが発生しています。

資源物持ち去り対策、監視体制の強化が必要です。

○必要な取り組み

ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止を周知啓発します。

資源物持ち去り対策、監視体制を強化します。

違反行為に対しては、条例に基づき厳格に対応します。

○主体別の取り組み

〔住民〕 〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の持ち去りを発見した場合は、役場に通報します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち去り禁止看板の設置、広報等により、ごみステーションからの資源物の持ち去り禁止を周知啓発します。 ・巡回監視パトロール、重点対策箇所に監視カメラを設置し、資源物の持ち去りを抑止します。 ・地域と連携して重点的に持ち去り防止活動を行うなど、資源物の持ち去り対策を強化します。 ・違反行為に対しては、条例に基づき警察と連携して厳格に対応します。

基本施策 3-4 「適正処理・処分に必要な事項」

〔取組番号23〕 家庭系ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究

家庭系ごみの有料化は、ごみの発生抑制に一定の効果があり、排出量に応じた負担の公平性が図られ、住民の意識改革につながるとされています。一方で、住民の負担が増加することから、住民に十分な説明を行った上で取り組みを進める必要があります。

町ではこれまで、家庭系ごみの有料化については、ごみ減量化・資源化施策を優先して推進することとし、一定期間にわたりごみ排出量が増加するなど、ごみの減量化が図られない場合に、導入を検討することとしています。

家庭系大型ごみは、増加傾向であり、基準年度を上回る状況が続いています。また、大型ごみ収集が有料の周辺自治体からの大型ごみの不法投棄が確認されています。

○必要な取り組み

家庭系ごみの有料化は、住民の負担が増加することから、まずは、有料化による効果や課題等の最新の動向を整理するなど、ごみ処理手数料全体の適正なあり方を調査研究します。

事業系ごみの一般廃棄物処理手数料についても、処理経費の動向も踏まえ、定期的に見直しを行います。

○主体別の取り組み

〔住民〕 〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出抑制に努め、決められた方法に従って適正にごみを排出します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な運営により、ごみ処理経費の削減に努めます。 家庭系ごみ有料化による効果や課題等の最新の動向を整理するなど、ごみ処理手数料全体の適正なあり方を調査研究します。 事業系ごみの一般廃棄物処理手数料について、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡4町で連携し、定期的に見直しを行います。

〔取組番号24〕 特別管理一般廃棄物の適正処理

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある性状を有するものとして、政令で定める特別管理一般廃棄物の取り扱い、廃棄物処理法の規定により適正に処理する必要があります。

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適切な処理方法の周知が必要です。

○必要な取り組み

収集案内、ごみ分別アプリ等で、特別管理一般廃棄物の適正処理を周知します。

特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法の規定により適正に処理します。

○主体別の取り組み

〔住民〕 〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理一般廃棄物は、決められた方法に従って適正に処理します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> 収集案内、ごみ分別アプリ等で、特別管理一般廃棄物の適正処理を周知します。 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適切な処理方法を周知します。 町では処理できない廃棄物については、収集案内、ごみ分別アプリ等で、処理方法を周知します。 特別管理一般廃棄物は、廃棄物処理法の規定により適正に処理します。

〔取組番号25〕 適正処理困難物の適正処理

適正処理困難物等、町では処理することができない廃棄物は、製造者や販売業者に処理を依頼することが原則であり、その周知が必要です。

家電リサイクル法、個別物品の特性に応じた処理が定められている廃棄物は、法令等に基づき適正に処理する必要があります。

○必要な取り組み

適正処理困難物等、町では処理することができない廃棄物については、その処理方法を、収集案内、ごみ分別アプリ等で周知します。

個別物品の特性に応じた処理が定められている廃棄物は、法令等に基づき適正に処理します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕	<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理困難物等、町では処理することができない廃棄物は、製造者や販売業者に処理を依頼します。 ・家電リサイクル法、個別物品の特性に応じた処理が定められている廃棄物は、法令等に基づき適正に処理します。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理困難物等、町では処理することができない廃棄物は、製造者や販売業者において適正に処理します。 ・個別物品の特性に応じた処理が定められている廃棄物は、法令等に基づき適正に処理します。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理困難物等、町では処理することができない廃棄物については、その処理方法を、収集案内、ごみ分別アプリ等で周知します。 ・家電リサイクル法、個別物品の特性に応じた処理が定められている廃棄物は、法令等に基づき適正に処理します。

〔取組番号26〕 災害廃棄物対策

大規模災害発生時には、生活環境の保全と公衆衛生保持のため、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する必要があります。

○必要な取り組み

災害廃棄物処理計画等により、災害発生時における一般廃棄物処理の事業継続、避難所ごみの収集、災害廃棄物処理の体制を整備します。

○主体別の取り組み

〔住 民〕 〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の適正処理に協力します。
〔行 政〕	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県の計画や指針の改定に合わせて、災害廃棄物処理計画等の見直しを行います。 ・他自治体や関係団体等との連携により、総合的な災害廃棄物処理体制を整備します。 ・災害廃棄物処理計画等は、災害発生時の実効性を確保するため、適宜机上訓練等を行い、必要な見直しを行います。

基本方針④ 地域協働による環境づくりの推進

基本施策 4-1 「協働による取り組みの推進」

〔取組番号27〕 協働による啓発、環境学習の推進

最も身近な環境問題として、ごみ減量やリサイクルに対する意識を高め、その取り組みを家庭等に広げていく必要があります。

○必要な取り組み

ごみの減量、リサイクルの意識を高めるため、住民・事業者・行政が相互に協力・連携し、啓発、環境学習を推進します。

○主体別の取り組み

〔住民〕	<ul style="list-style-type: none"> 行政や地域の研修会等に積極的に参加します。 ごみ減量化やリサイクルの取り組みを実践します。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> 小売店舗等で、ごみ減量、リサイクルの推進を呼びかけます。 研修会に講師を派遣する等、地域や行政の啓発に協力します。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> 住民・事業者と連携し、様々な機会を捉えて、啓発、出前講座等を実施します。 取り組みの効果や実施方法の「見える化」や、楽しみながら取り組める視点や工夫により、住民・事業者の意識に働きかけ、ごみ減量、リサイクルの主体的な行動につながる啓発を行います。

〔取組番号28〕 住民団体、事業者との連携強化

ごみ排出量のさらなる削減や適正分別・適正排出を実現するためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、相互に連携して様々な施策に取り組んでいくことが重要です。

○必要な取り組み

町内一斉清掃や出前講座、地域懇談会などを通じ、情報の提供や課題の共有を進め、より一層協働の取り組みを推進します。

事業者の業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を考慮して効果的な手段を提案するなど、事業者と連携してごみ減量の取り組みを推進します。

○主体別の取り組み

〔住民〕	<ul style="list-style-type: none"> 行政や地域の研修会等に積極的に参加します。 地域の清掃活動等に積極的に参加します。
〔事業者〕	<ul style="list-style-type: none"> 地域の清掃活動等に積極的に協力します。 行政と連携し、ごみ減量、リサイクルを呼びかけます。また、出前講座等への講師派遣等の支援を行います。
〔行政〕	<ul style="list-style-type: none"> 町内一斉清掃や出前講座、地域懇談会などを通じ、情報の提供や課題の共有を進め、より一層協働の取り組みを推進します。 事業者の業種等の特性によって生じる廃棄物の特徴を考慮して効果的なごみ減量化を提案するなど、事業者と連携してごみ減量の取り組みを推進します。 公衆衛生推進協議会等と連携し、住民・事業者・行政による協働の取り組みを推進します。

基本施策 4-2 「計画の進行管理」

〔取組番号29〕 計画推進体制の強化

廃棄物施策は、環境課と環境センターが所管しています。中でも、ごみ減量施策、不法投棄対策等は、それぞれで所管しています。こうした課題に対し、環境課と環境センターがそれぞれの役割と責任を明確にし、住民・事業者と連携して施策を推進する必要があります。

○必要な取り組み

環境課と環境センターがそれぞれの役割と責任を明確にし、住民・事業者と連携して施策を推進します。

○主体別の取り組み

〔行政〕	・環境課と環境センターがそれぞれの役割と責任を明確にし、住民・事業者と連携して施策を推進します。
------	--

〔取組番号30〕 協働で行う計画の進行管理

計画による施策を着実に推進していくためには、年次点検・評価による計画の進行管理が重要です。

○必要な取り組み

計画に基づき取り組みを推進します。

年次点検・評価により計画の進行管理を行い、協働による継続的な改善を図りながら施策を推進します。

○主体別の取り組み

〔行政〕	<ul style="list-style-type: none">・計画に基づき取り組みを推進します。・年次点検・評価により施策の進捗状況や数値目標の達成状況を把握し、計画の進行管理を行います。・環境対策本部会議、廃棄物減量等推進審議会、住民・事業者からの意見や提案を踏まえ、継続的な改善を図りながら施策を推進します。・年次点検・評価の結果を毎年公表します。
------	---

取り組みの推進

各種取り組みのスケジュールは、次のとおりです。

図表 3-11 計画のスケジュール

取組番号	取組項目	R5	R6	R7
1	リデュース（排出抑制）の推進		実施	
2	リユース（再使用）の推進【新規】		実施	
3	家庭系ごみ減量に向けた意識の向上		実施	
4	生ごみ減量化の推進		実施	
5	事業系ごみ適正排出の啓発、指導		実施	
6	事業者との連携によるごみ減量の推進		実施	
7	3Rに関する啓発、環境学習の推進		実施	
8	普通ごみに混入している雑がみ等資源物の適正分別		実施	
9	集団回収の推進		実施	
10	事業者と連携した資源回収拠点の普及		実施	
11	プラスチック類資源化の推進		調査・検討	
12	紙おむつ資源化の推進		調査・検討	
13	生ごみ資源化の推進		調査研究	
14	剪定枝資源化の推進		調査研究	
15	適正分別・適正排出に向けた広報、啓発		実施	
16	事業系ごみ適正処理の啓発、指導		実施	
17	安全で効率的な収集運搬体制の整備		実施	
18	ふれあい収集の推進		実施	
19	新たな中間処理体制の構築		調査・検討	
20	新たな最終処分場の整備に向けた調整		調整	
21	不法投棄対策、監視体制の強化		実施	
22	資源物持ち去り対策、監視体制の強化【新規】		実施	
23	家庭系ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究		調査研究	
24	特別管理一般廃棄物の適正処理		実施	
25	適正処理困難物の適正処理		実施	
26	災害廃棄物対策		実施	
27	協働による啓発、環境学習の推進		実施	
28	住民団体、事業者との連携強化		実施	
29	計画推進体制の強化【新規】		実施	
30	協働で行う計画の進行管理		実施	

3.5 計画の進捗管理

計画の推進体制

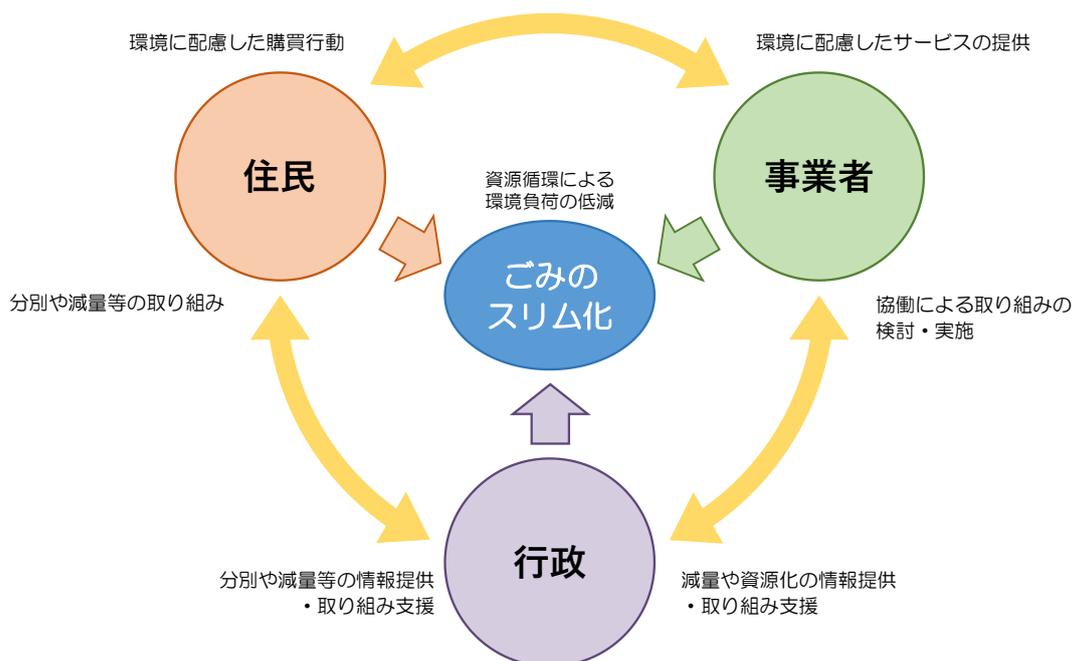
「ごみのスリム化」を合言葉に、基本方針に基づき、それぞれの具体的施策を、住民・事業者・行政の協働により推進し、基本理念、数値目標の達成を目指します。

●住民・事業者・行政の連携

住民・事業者・行政が、ごみの減量を自らの問題として、それぞれの立場における役割と責任を認識するとともに、それぞれが対等の立場で、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。

住民・事業者・行政が積極的に意見交換を行い、連携体制を確立し、住民・事業者・行政による協働により、ごみの減量化・資源化を推進します。

図表 3-12 計画の推進体制



●行政における推進体制

府中町環境対策本部会議を中心に、庁内の合意形成、関係部署と調整・連携を図りながら、横断的・総合的にごみの減量化・資源化を推進します。

また、府中町廃棄物減量等推進審議会等に、毎年度、計画の進捗状況を報告し、意見を求めるとともに、必要に応じて施策の実施内容や進め方の改善を図り、本計画に掲げる施策を着実に推進します。

計画の進行管理

各施策を計画的に、着実に実施するため、環境対策本部会議事務局（町民生活部環境課）を中心に、進行管理を行います。

●数値目標の達成状況及び施策の進捗状況の把握と公表

毎年度、数値目標の達成状況及び施策の進捗状況を把握します。また、年次報告書等により、これらの情報を広く公表します。

●計画の進行管理

本計画に掲げる施策を計画的に実効性のあるものとして推進するため、数値目標の達成状況及び施策の進捗状況の客観的な点検・評価を行いながら、改善点を次の取り組みへ反映させる進行管理が必要です。

進行管理は、PDCAサイクル※（Plan・Do・Check・Action）に基づいて進めます。PDCAサイクルは、各年度の「小さいサイクル」と、計画改定時の「大きいサイクル」に当てはめ、本計画に示す基本理念、基本方針に従い、目標の達成を意識して、施策の目的、方向性に沿った進行管理を行います。

また、毎年度、府中町廃棄物減量等推進審議会等に計画の進捗状況を報告し、意見を求めるとともに、必要に応じて施策の実施内容や進め方の改善を図ります。

図表 3-13 PDCAサイクルによる進行管理



※ PDCAサイクル：PDCAとは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（改善）のサイクルを繰り返し、継続的に進捗状況の確認と改善を図っていく管理手法のことです。

3.6 ごみの発生量及び処分量の見込み

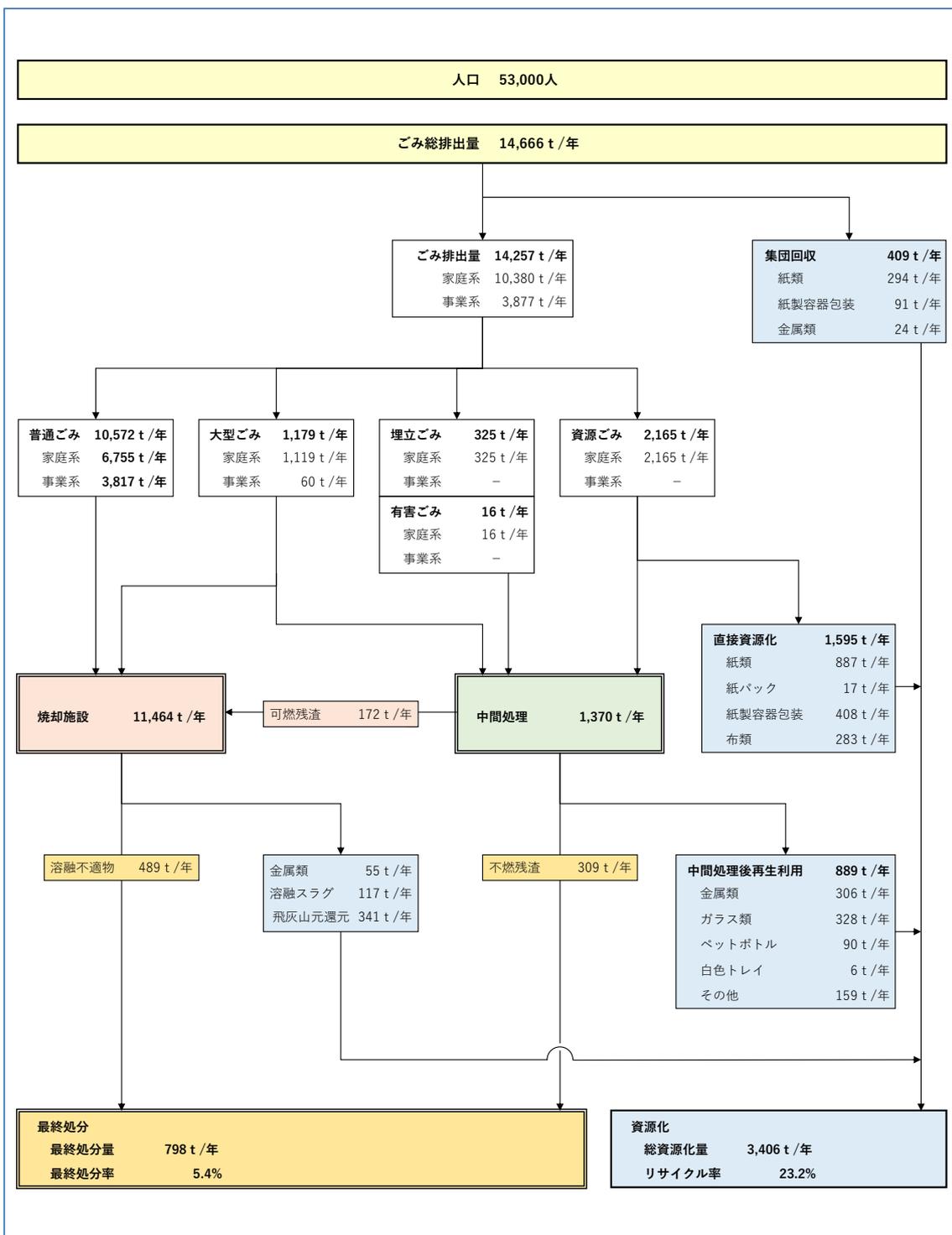
図表 3-14 (1) ごみの発生量の見込み

[t/年]

	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
人口[人]	52,921	53,166	53,126	53,073	53,000
計画収集人口	52,921	53,166	53,126	53,073	53,000
自家処理人口	—	—	—	—	—
家庭系ごみ	10,772	10,872	10,750	10,555	10,380
普通ごみ	7,353	7,308	7,138	6,935	6,755
資源ごみ	1,926	2,021	2,077	2,118	2,165
新聞・雑誌・雑がみ	716	762	807	846	887
ダンボール	375	385	393	400	408
ビン・缶	478	502	491	477	465
衣類	262	268	275	279	283
ペットボトル	76	82	87	91	95
紙パック	14	17	18	19	20
白色トレイ	5	5	6	6	7
埋立ごみ	348	341	337	330	325
有害ごみ	18	16	16	16	16
大型ごみ	1,127	1,186	1,182	1,156	1,119
事業系ごみ	4,188	4,260	4,143	4,005	3,877
普通ごみ	4,127	4,197	4,081	3,944	3,817
大型ごみ	61	63	62	61	60
ごみ排出量	14,960	15,132	14,893	14,560	14,257
普通ごみ	11,480	11,505	11,219	10,879	10,572
資源ごみ	1,926	2,021	2,077	2,118	2,165
埋立ごみ	348	341	337	330	325
有害ごみ	18	16	16	16	16
大型ごみ	1,188	1,249	1,244	1,217	1,179
集団回収量	465	455	438	422	409
自家処理量	—	—	—	—	—
ごみ総排出量	15,425	15,587	15,331	14,982	14,666

実績値 ← → 推計値

図表 3-14 (2) 目標年度のごみの発生量及び処分量の見込み



3.7 ごみの適正処理に関する事項

収集運搬計画

●収集・運搬

収集・運搬体制は、次のとおりです。家庭系ごみの収集・運搬については、当町が委託する業者が行います。また、事業系ごみについては、当町が許可する収集運搬許可業者により収集を行います。

ごみの排出が困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、平成 30（2018）年度から福祉制度による大型ごみの戸別収集（有料）を開始しました。また、令和 5（2023）年度から大型ごみ以外の戸別収集を計画しています。

図表 3-15 収集・運搬体制

分別区分		収集体制	収集方式	収集回数	
家庭系ごみ	普通ごみ	委託	ステーション方式	週2回	
	有価物	委託	ステーション方式	週1回	
					新聞・雑誌・雑がみ
					ダンボール
					ビン・缶
		衣類			
	ペットボトル	委託	ステーション方式	月2回	
	紙パック				
	白色トレイ				
	埋立ごみ	委託	ステーション方式	月1回	
有害ごみ					
大型ごみ	委託	ステーション方式	年4回		
家電 4 品目	委託	申込制	—		
事業系ごみ	普通ごみ	許可業者	—	—	
	大型ごみ	許可業者	—	—	

●収集量の見込み

ごみ収集量の見込みは、「3.6 ごみの発生量及び処分量の見込み」（P88）に示したとおりです。

中間処理計画

●中間処理

中間処理において、資源化が可能なものは資源化施設において資源化を行い、可燃物は焼却処理施設において焼却、資源化を行い、不燃物は中間処理施設で選別し、埋立処分を行います。

中間処理の概要については、「第2編 2.1 ごみ処理の現状 ごみ処理の流れ」(P19,20)に示したとおりです。

●施設の概要

図表 3-16 (1) 府中町環境センター

名称	府中町環境センター	
所在地	府中町八幡四丁目1番1号	
事業主体	府中町	
運営管理体制	直営	
処理対象物	新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、ビン・缶、布類、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、埋立ごみ、有害ごみ、大型ごみ	
施設構成	ストックヤード	【面積】屋内 72 m ² 、屋外 211 m ² 【処理方法】保管（新聞・雑誌・雑がみ、ダンボール、ビン・缶、布類、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、埋立ごみ、有害ごみ、大型ごみ）
	大型ごみ分解場	【処理能力】3.2 t/日 【処理方法】分解（大型ごみ）
	リサイクルセンター	【処理能力】0.8 t/日 【処理方法】選別・圧縮梱包・保管（ペットボトル） 選別・梱包・保管（白色トレイ） 保管（紙パック）
竣工年月	ストックヤード	昭和 56（1981）年 5 月竣工 平成 24（2012）年 8 月増設
	大型ごみ分解場	昭和 61（1986）年 3 月竣工
	リサイクルセンター	平成 11（1999）年 3 月竣工



図表 3-16 (2) 安芸クリーンセンター

名称	安芸クリーンセンター		
所在地	坂町 21322 番地の 8		
事業主体	安芸地区衛生施設管理組合		
運営管理体制	委託		
処理対象物	可燃ごみ、可燃残渣		
施設概要	整備区分	建設時	基幹的設備改良工事
	公称処理能力	130 t/日 (65 t/日×2 炉)	同左
	処理方法	熱分解ガス化溶融※ (流動床式)	同左
	発電能力	1,300kW	1,360kW
	資源化	溶融スラグ、金属類、飛灰の山元還元※	同左
	竣工年月	平成 14 (2002) 年 11 月	平成 30 (2018) 年 3 月
			
資料) 安芸地区衛生施設管理組合ホームページ			

※ 熱分解ガス化溶融：焼却炉の一種で、ガス化炉と溶融炉を組み合わせた処理方式です。1,300℃以上の高温で燃焼し、溶融（固体が加熱され液状になること。）することで、資源化が可能なスラグを生成できるという特長があります。

※ 山元還元：銅や鉛などの非鉄金属が高濃度で含まれている溶融飛灰から、鉱山（製錬所）の設備を用いて、金属資源を回収してリサイクルする方法です。

●処理量の見込み

図表 3-17 (1) 熱分解ガス化溶融処理量の見込み

	平成 25 (2013) 基準年度	令和 3 (2021) 最新年度	令和 7 (2025) 目標年度
熱分解ガス化溶融処理量 [t/年]	13,120	12,337	11,464
資源化量[t/年]	751	553	513
処理残渣[t/年]	475	528	489
処理残渣発生率[%]	3.6	4.3	4.3

図表 3-17 (2) 熱分解ガス化溶融以外の処理量の見込み

		平成 25 (2013) 基準年度	令和 3 (2021) 最新年度	令和 7 (2025) 目標年度
粗大ごみ 処理施設 [t/年]	処理量	67	145	144
	資源化量	—	8	8
	処理残渣量	—	0	0
資源化等を行 う施設 [t/年]	処理量	752	896	901
	資源化量	565	878	881
	処理残渣量	187	18	20
その他の施設 [t/年]	処理量	306	344	325
	資源化量	—	—	—
	処理残渣量	306	344	325
合計 [t/年]	処理量	1,125	1,385	1,370
	資源化量	565	886	889
	処理残渣量	493	362	345

最終処分計画

●最終処分

当町で発生した廃棄物は、中間処理の段階で減量化・資源化し、最終処分場における埋立量の低減を図ります。

中間処理後の最終処分は、広島県環境保全公社の出島処分場において埋立処分しています。当該処分場は、埋め立て期限が10年延長され令和16（2034）年までとなる見込みです。

●施設の概要

図表 3-18 出島処分場

名称	出島処分場
所在地	広島市南区出島四丁目地先
事業主体	(一財) 広島県環境保全公社
運営管理体制	委託
処理対象物	産業廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、がれき類など） 一般廃棄物（ガラスくず、がれき類など）
施設概要	【埋立容量】1,900,000m ³ 【埋立面積】166,000m ² 【処理方法】海面埋立 【処理方式】投入台船より薄層散布工法
竣工年月	平成26（2014）年6月



資料) (一財) 広島県環境保全公社ホームページ

●処分量の見込み

図表 3-19 最終処理量の見込み

	平成25（2013） 基準年度	令和3（2021） 最新年度	令和7（2025） 目標年度
最終処分量[t/年]	935	855	798

ごみ処理経費計画

ごみ処理には、収集・運搬、中間処理、最終処分のそれぞれの段階で、多額の費用を要しています。こうした状況の中、住民・事業者・行政の協働によって、ごみの減量化・資源化に取り組み、ごみ処理経費を削減していくとともに、一般廃棄物処理事業の効率化等によるコスト削減が求められています。今後においても、安定的かつ継続的な管理運営と経費削減の両立を図ります。

ごみ処理に関し必要な事項

特別管理一般廃棄物の適正処理

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃棄物処理法施行令第1条で定めるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品、廃水銀、ばいじん、一定量以上のダイオキシン類を含むばいじん等の処理物、感染性一般廃棄物等をいいます。

これらの廃棄物は、町で収集・処理できないため、販売店又は専門業者等に処理を依頼するよう住民に情報提供を行い、適正処理の徹底を図ります。

適正処理困難物等の適正処理

町で収集しないごみは、一般廃棄物処理実施計画で指定します。これらの廃棄物については、自己搬入を依頼します。

また、自動車のタイヤ、バイク、ピアノ、廃油、農薬等の廃棄物は、町では処理することができません。これらの処理については、販売店又は専門業者等に処理を依頼するよう住民に情報提供を行い、適正処理の徹底を図ります。

不法投棄対策・資源物持ち去り対策

監視パトロールを継続実施するとともに、重点対策箇所に監視カメラを設置し、監視体制を強化します。また、広報、防止看板の設置等により、地域と連携して不法投棄・資源物の持ち去りをされにくい環境づくりを推進します。

なお、違反者には行政指導・処分を行い、あわせて警察への通報、告発や法律に基づく処分を求める等、厳格に対応します。

災害廃棄物対策

平成 30 年 7 月豪雨に伴い発生した災害廃棄物処理の経験を踏まえ、災害廃棄物の処理をさらに迅速かつ適正に進めるため、適宜「府中町災害廃棄物処理計画」等の必要な見直しを行い、災害発生時の処理体制の構築を推進します。

また、災害発生時におけるごみ処理体制を確保するため、広島県、他の地方公共団体、廃棄物処理業等の関係団体との協力体制の構築を推進します。

地球温暖化対策

住民・事業者・行政が一体となったごみ減量が、焼却時の温室効果ガス排出抑制につながります。また、効率的なごみ処理体制の整備が、化石燃料由来のエネルギー使用量の削減につながります。常に地球温暖化対策の視点を持って一般廃棄物処理事業を実施します。

3.8 ごみ処理施設の整備に関する事項

中間処理施設の整備に関する事項

安芸郡4町の可燃ごみは、平成14（2002）年度から安芸クリーンセンターで焼却処理しています。当該施設は、平成27（2015）～29（2017）年度の基幹的設備改良工事により15年程度の延命化が図られました。しかし、すでに5年が経過しているため、新たな処理施設の整備について、具体的に検討を進める必要があります。

新たな処理施設の検討では、経済性ととも、資源化の推進、最終処分量の削減、地球温暖化対策も踏まえ、早急に具体的な調査・検討を進める必要があります。

環境センターは、大型ごみ分解場は昭和61（1986）年の建設から37年、リサイクルセンターは平成11（1999）年の建設から23年が経過しています。また、資源物等の一時保管場所として使用している旧有価物選別場は、昭和56（1981）年の建設から41年が経過し、老朽化が進んでいます。維持保全計画に基づき長寿命化を図るとともに、施設の統廃合も含めて敷地の有効活用を考えていく必要があります。

最終処分場の整備に関する事項

廃棄物の最終処分は、広島県環境保全公社の出島処分場で埋立処分しています。当該処分場は、埋め立て期限が10年延長され令和16（2034）年までとなる見込みです。

最終処分量の削減を進めるとともに、安芸地区衛生施設管理組合構成市町と連携して、中長期的な視点で最終処分場の確保に向けた調整が必要です。